

雫石町立地適正化計画

～ 一人ひとりが輝く 未来につなぐ しずくいし ～



令和3年12月

雫石町

□■目次■□

第1章 計画の概要	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の対象範囲	2
3. 立地適正化計画の概要	3
4. 計画の位置づけ	5
5. 計画の期間	6
第2章 本町の現状と課題	7
1. 町の現状分析	7
2. 町の市街地現状分析	30
3. 上位・関連計画等の把握	50
4. 将来見通し	51
5. まちづくりの課題整理	54
第3章 立地適正化に関する基本的な方針	58
1. 都市の将来像	58
2. まちづくりの方針の設定（ターゲット）	59
3. 将来の都市の骨格構造	61
4. 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）	73
第4章 防災指針の検討	75
1. 検討のフロー	75
2. 対象範囲	75
3. 現状分析	76
4. 災害リスク分析	89
5. 防災まちづくりの取組方針	105
6. 具体の取組と目標設定	109
第5章 居住誘導区域の設定	111
1. 居住誘導区域の基本的な考え方	111
2. 居住誘導区域の設定	113
第6章 都市機能誘導区域の設定	121
1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方	121
2. 都市機能誘導区域の設定	123
3. 誘導施設	127
第7章 誘導施策	129
1. 居住誘導区域における講ずべき施策	129
2. 都市機能誘導区域への施設に立地を誘導するために町が講ずべき施策	130

第8章 公共交通にかかわる検討	131
1. 地域公共交通の目指す将来像と実施する施策	131
第9章 実現化方策及び評価・見直し等の方針	139
1. 実現化方策の検討	139
2. 目標値の設定	142
3. 期待される効果	143
4. 計画の評価・見直し	144

第1章 計画の概要



1. 計画の目的

我が国では、全国的な人口減少と少子高齢化が進み、今後もさらなる進行が見込まれています。多くの都市では、これまで人口の増加に伴って郊外開発が進み、市街地が拡散してきましたが、地方都市を中心に市街地の低密度化が進行しています。そのため、日常生活に必要な医療、福祉、商業等の都市機能の喪失や地方財政状況の悪化等の事態も懸念され、人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりの推進が強く求められ、持続可能な都市経営を可能とすることがまちづくりの大きな課題となっています。

このような状況を受け、国では地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するため、平成26(2014)年に都市再生特別措置法(平成14(2002)年法律第22号)を改正し、市町村が策定する「立地適正化計画」が制度化されました。これにより、従来の都市計画法を中心とした土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導、公共交通などを含めた都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するため行政と住民や民間事業者が一体となった各種の取組が定められます。

本町においては、雫石地域の市街地を中心に既にまとまりのあるコンパクトなまちが形成されていますが、国道沿道などにロードサイド型店舗等の出店がみられることや、今後さらなる人口減少・少子高齢化の進行の予測に伴う医療、福祉、商業、公共交通等の生活サービスの低下が懸念されます。そのため、将来の人口動向や財政状況等を見据え、将来にわたり住民が安心して暮らしていくために、安全・安心で快適な生活環境の確保や持続可能な都市経営が求められています。

「雫石町立地適正化計画」は、「第三次雫石町総合計画」や「雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに即しつつ、「雫石都市計画マスタープラン(第三次)」に組み込まれる計画として、都市計画区域・用途地域内における将来都市像の実現に向けて、本町の特性を踏まえた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進を目的として策定するものです。

※コンパクト・プラス・ネットワークとは：

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通等によりこれらの生活利便施設にアクセスできるような、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在する都市構造
- 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、
 - ・生活サービス機能維持や住民の健康増進など、生活利便性の維持・向上
 - ・サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化(地域の消費・投資の好循環の実現)
 - ・行政サービスの効率化等による行政コストの削減 などの具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段

2. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、雫石都市計画区域とします。

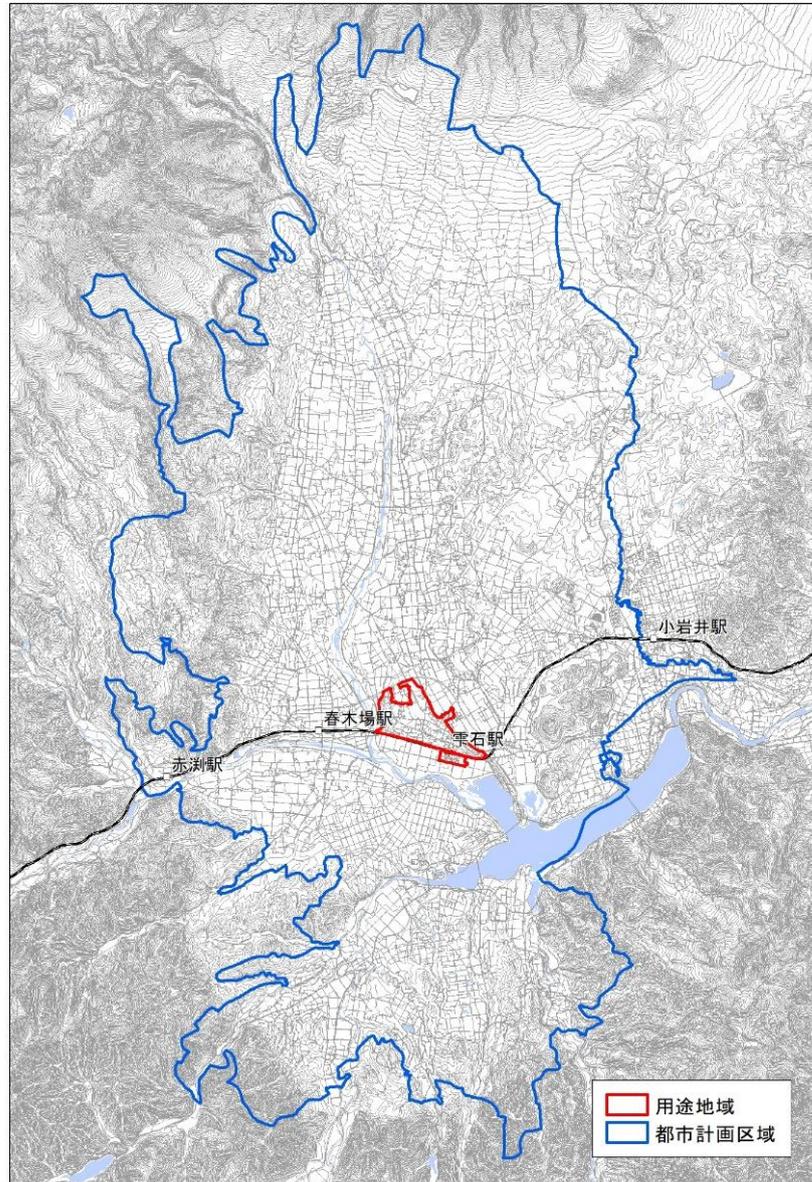


図 1-1 都市計画区域

※都市計画区域；都市計画法第5条に基づき、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域

※用途地域；将来のまちづくりの方向性や土地利用の現況・動向をもとに、都市を住宅地、商業地、工業地などの種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建築物の建築を用途や建ぺい率、用途関率などにより、規制・誘導する区域

3. 立地適正化計画の概要

(1) 意義と役割

①都市全体を見渡したマスタープラン

一部の機能や一部の区域だけでなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と都市全域を見渡した、都市計画マスタープランの具体化版として機能する計画です。

②都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』に向けたまちづくりを進めるための計画です。

③まちづくりへの公的不動産の活用

公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置、公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めるための計画です。

④市街地空洞化防止のための選択肢

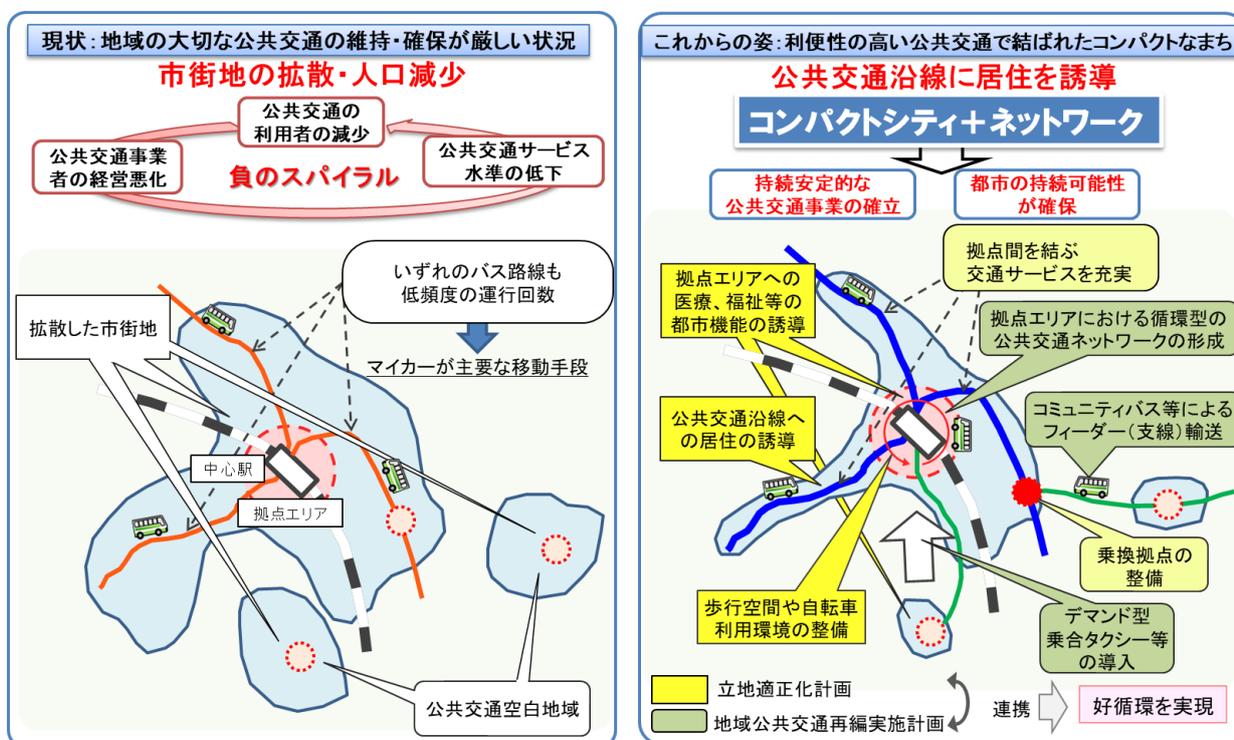
居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することができる計画です。

⑤都市計画と民間施設誘導の融合

従来の都市計画制度に加え、民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

⑥時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。



出典：国土交通省資料

図 1-2 立地適正化計画によるまちづくりのイメージ

(2) 立地適正化計画において定めるべき事項

立地適正化計画は、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載することとなっており、各事項にかかわる上位計画・関連計画との調整及び整合を図り、現況把握などを考慮し策定するものです。

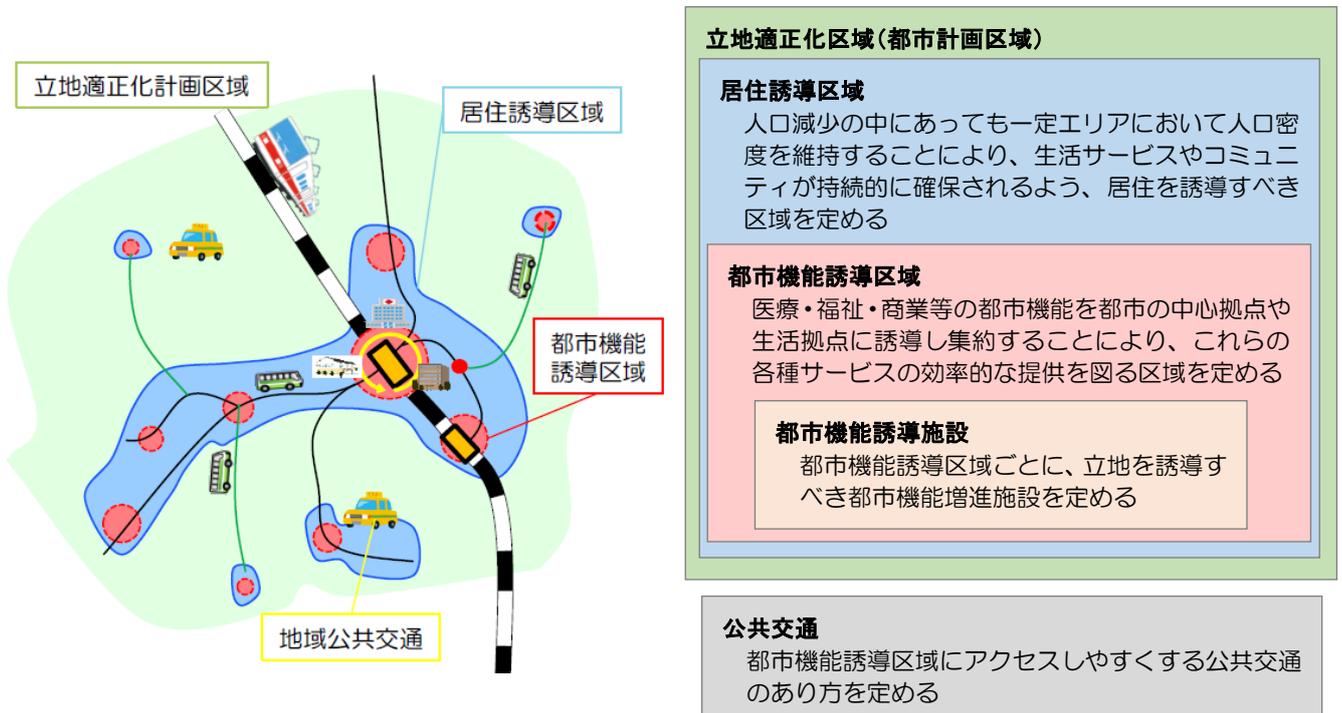
立地適正化計画では次の内容を定める必要があります。

- 立地適正化計画の区域（原則として都市計画区域と同じ区域）
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（都市の居住者の居住を誘導すべき区域で用途地域内に設定）
- 都市機能誘導区域（誘導施設の立地を誘導すべき区域で居住誘導区域内に設定）
- 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき誘導施設

【都市機能増進施設の例示】〔都市計画運用指針（国土交通省）〕

- ・ 病院・診療所等の医療施設、デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

- 防災指針（居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるもの）
- 誘導のために講ずべき施策
- その他、必要な事項（公共交通等に関する施策など）



出典：国土交通省資料

図 1-3 立地適正化計画の区域イメージ

4. 計画の位置づけ

(1) 上位計画等との関連

立地適正化計画は、「雫石都市計画マスタープラン（第三次）」の一部として包括されるとともに、各種のまちづくりに関連する計画との整合・連携を図るものです。

また、都市計画分野においては、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の具体的取組方策を示し、将来都市構造や土地利用方針の実現化を推進するものです。

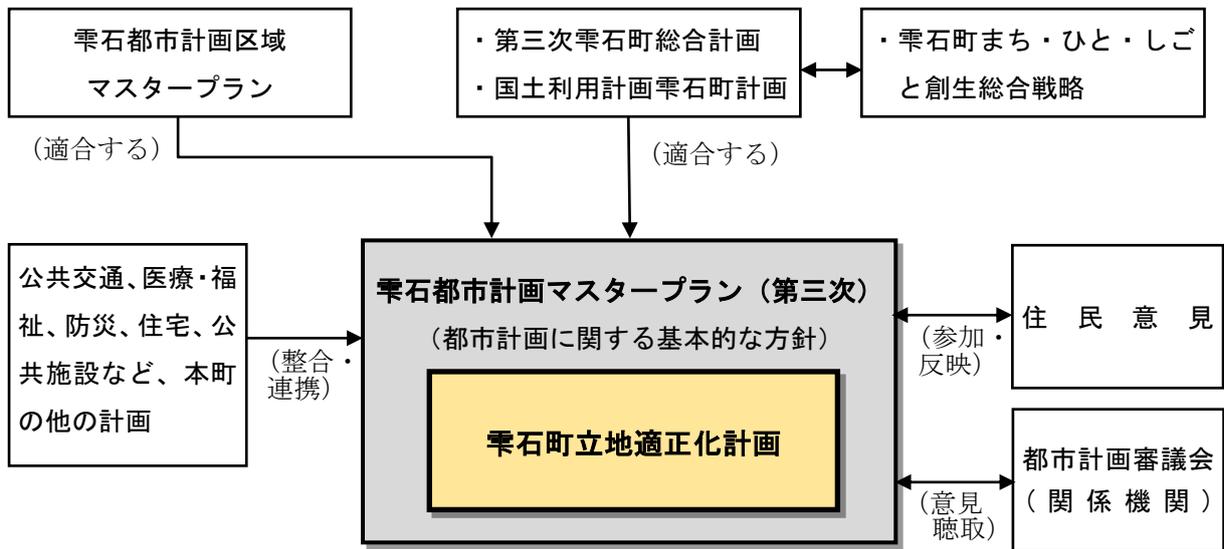


図 1-4 計画の位置づけ

(2) SDGsと都市づくりの目標

「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで決められた令和12（2030）年までの国際社会共通の開発指針であり、気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続的な消費、平和と正義等を優先課題として盛り込み、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としています。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。また、国や企業・個人など社会全体でそれぞれの立場で社会変革に取り組むための具体的なアクションプランが策定されており、SDGsへの関心や共感是多方面に広がっています。

SDGsの17の目標は、図のように3層構造で説明することができます。

- 生物圏（土台）：「水・みどりなどの自然環境」、「気候変動」にかかわる項目は地球環境の基盤であり、その環境が土台となって社会・経済も持続的に発展していくことを示しています。
- 社会圏（2段目）：人々が不自由なく生活できる社会環境として、都市分野にも大きく関わる「クリーンなエネルギー」「住み続けられるまちづくり」の目標を位置づけています。
- 経済圏（3段目）：経済の発展を目指す「働きがい」や「技術革新」、「循環型社会の構築」といった目標を位置づけています。

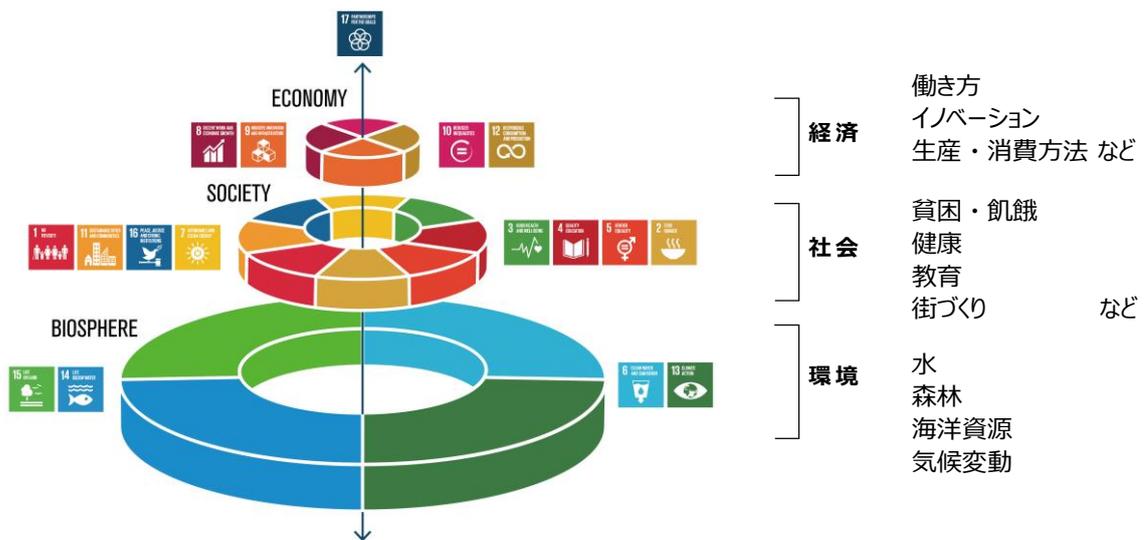


図 1-5 SDGs の3層構造 (ウェディングケーキモデル)

本計画におけるSDGsの目標達成との関連については、「【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう」、「【目標11】住み続けられるまちづくりを」、そしてその実現化として「【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう」に関するものです。

	<p>【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
	<p>【目標11】住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p>【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

5. 計画の期間

本計画は、「雫石都市計画マスタープラン（第三次）」との整合性を考慮し、おおむね10～20年後の本町の姿を展望して計画を策定するものです。

「雫石都市計画マスタープラン（第三次）」では、目標年次を策定年次より20年後の令和20（2038）年と設定していることから、本計画においても整合を図り、令和20（2038）年を目標年次と設定します。ただし、将来人口の見通し、目標人口等は国勢調査の実施年である令和22（2040）年とします。

また、本計画はおおむね5年ごとに各評価指標により検証することを基本とし、検証結果を踏まえて必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 本町の現状と課題



1. 町の現状分析

1.1 人口、世帯数

(1) 総人口

- 本町の人口は平成12(2000)年をピークに減少に転じています。
- 用途地域内人口についても緩やかな減少傾向にあります。

○令和2(2020)年の国勢調査における人口は15,731人で、平成12(2000)年以降減少が続いています。

○人口の増減率は、平成27(2015)年では前回調査人口から-5.8%、令和2(2020)年では前回調査人口から-7.4%と、急速に人口減少が進んでいることがうかがえます。

○令和2(2020)年の用途地域内の人口は、3,520人で総人口の22.4%を占めています。また、平成7年と比較して用途地域内人口は緩やかに減少していますが、総人口に占める割合は、わずかに上昇しています。

表 2-1 人口、人口増減率の推移

	人口(人)							
	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
雫石町 総人口	19,127	19,013	19,373	19,750	19,055	18,033	16,981	15,731
増減率	-	-0.6%	1.9%	1.9%	-3.5%	-5.4%	-5.8%	-7.4%
用途地域内人口	-	-	3,913	3,964	3,747	3,737	3,663	3,520
総人口に対する割合	-	-	20.2%	20.1%	19.7%	20.7%	21.6%	22.4%

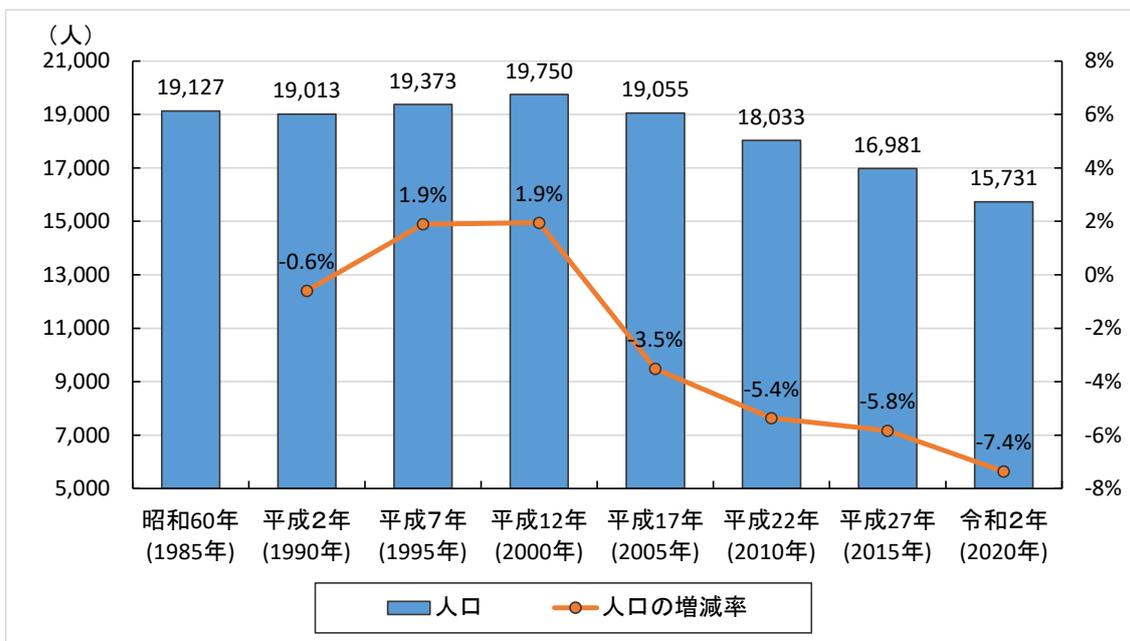


図 2-1 人口、人口増減率の推移

出典：国勢調査、用途地域内人口は都市計画基礎調査（令和2年は町資料）

(2) 年齢別人口

- 年少人口・生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。
- 高齢化率は岩手県平均を上回っています。

○令和2(2020)年の年少人口(15歳未満)は1,584人、構成比は10.1%となっており、減少傾向にあります。

○令和2(2020)年の生産年齢人口(15歳から64歳)は8,066人、構成比は51.3%となっており、減少傾向にあります。

○令和2(2020)年の老年人口(65歳以上)は6,078人、構成比は38.6%となっており、増加傾向にあります。構成比は県平均の33.4%を上回っています。

表 2-2 年齢3区分別人口の推移

	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
	15歳未満 (人)	構成比 (%)	15~64歳 (人)	構成比 (%)	65歳以上 (人)	構成比 (%)
昭和60(1985)年	3,825	20.0%	12,877	67.3%	2,425	12.7%
平成2(1990)年	3,466	18.2%	12,634	66.4%	2,913	15.3%
平成7(1995)年	3,169	16.4%	12,637	65.2%	3,567	18.4%
平成12(2000)年	2,840	14.4%	12,513	63.4%	4,397	22.3%
平成17(2005)年	2,480	13.0%	11,662	61.2%	4,913	25.8%
平成22(2010)年	2,065	11.5%	10,762	59.7%	5,199	28.8%
平成27(2015)年	1,815	10.7%	9,467	55.8%	5,691	33.5%
令和2(2020)年	1,584	10.1%	8,066	51.3%	6,078	38.6%
岩手県 (令和2(2020)年)	132,447	10.9%	658,816	54.4%	404,359	33.4%

※平成22年、27年、令和2年、岩手県は年齢不詳があるため、総人口と一致しない

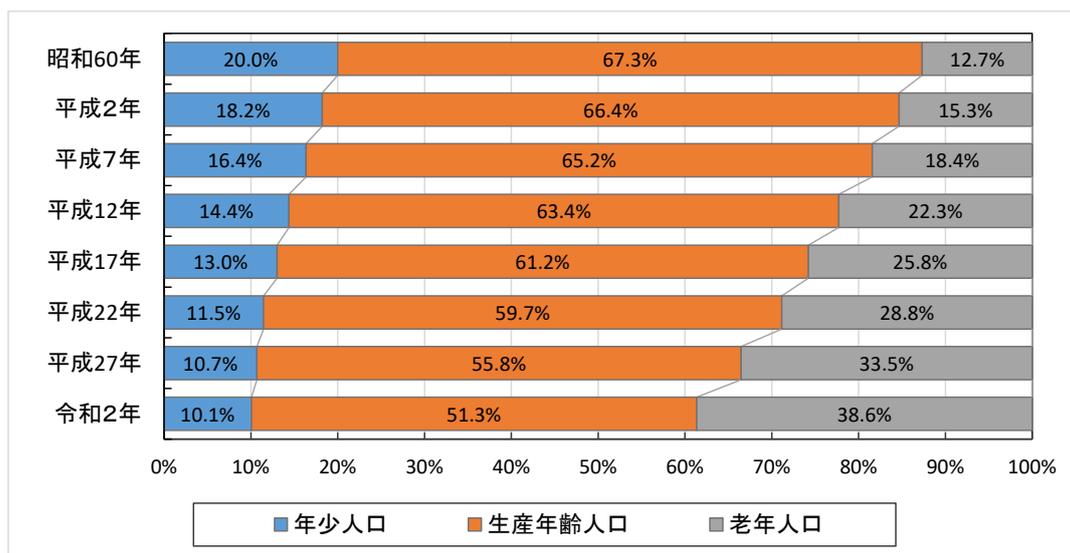


図 2-2 年齢3区分別人口の推移

出典：国勢調査

(3) 世帯数

- 世帯数は平成 12（2000）年までは増加傾向にありましたが、以降は減少に転じています。
- 世帯当たり人員は緩やかに減少しています。

○世帯数は平成 12（2000）年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向であり、令和 2 年では 5,412 世帯となっています。

○1 世帯当たり人員は、人口が減少し、世帯数が増加していることから減少してきましたが、平成 12（2000）年の世帯数ピーク以降緩やかに減少しており、令和 2（2020）年には 3 人/世帯を下回っています。前述した人口減少、高齢者の増加の状況から、独居・高齢者のみ世帯の増加がうかがえます。

表 2-3 世帯数、世帯当たり人員の推移

	昭和60年 (1985年)	平成 2 年 (1990年)	平成 7 年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和 2 年 (2020年)
世帯数 (世帯)	4,795	4,938	5,307	5,612	5,574	5,543	5,508	5,412
世帯当たり人員 (人/世帯)	3.99	3.85	3.65	3.52	3.42	3.25	3.08	2.91

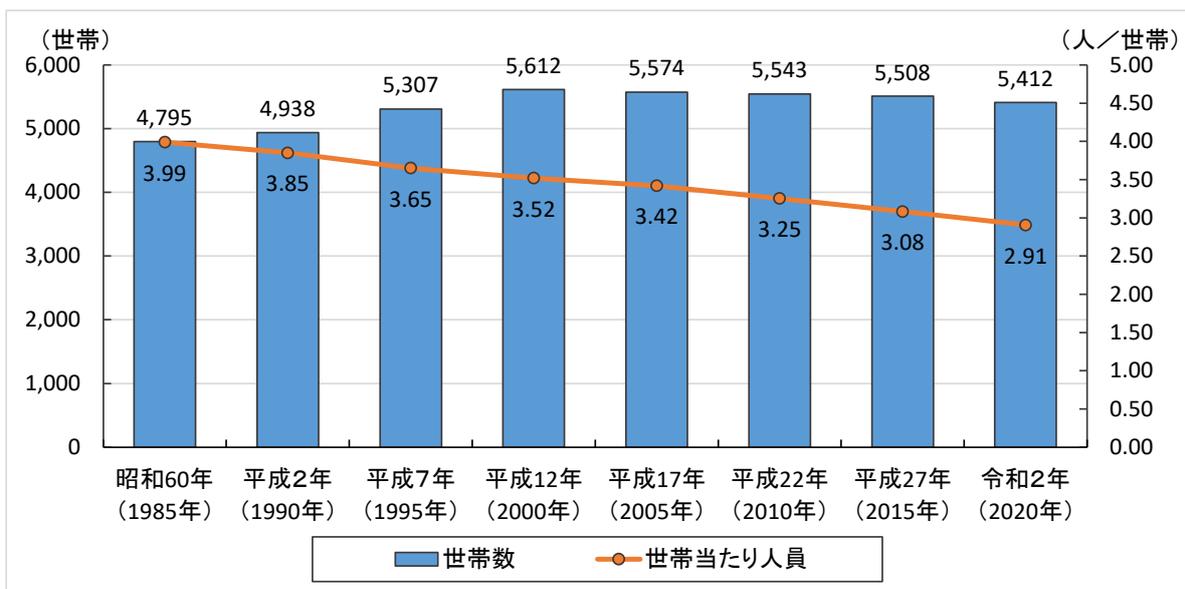


図 2-3 世帯数、世帯当たり人員の推移

出典：国勢調査

(4) 100mメッシュ人口密度

【100mメッシュ人口密度のまとめ】

- 人口は雫石駅北側の用途地域内に集積しており、その中でも比較的西側に集積している箇所がみられます。
- 用途地域外では、春木場駅周辺や雫石地区の国道46号付近、西山地区、御所地区の公民館周辺など、各地域の中心地に分布がみられます。
- 年少人口、老年人口ともに用途地域内外に分布がみられますが、年少人口はいずれの箇所でも10人/ha未満となっています。

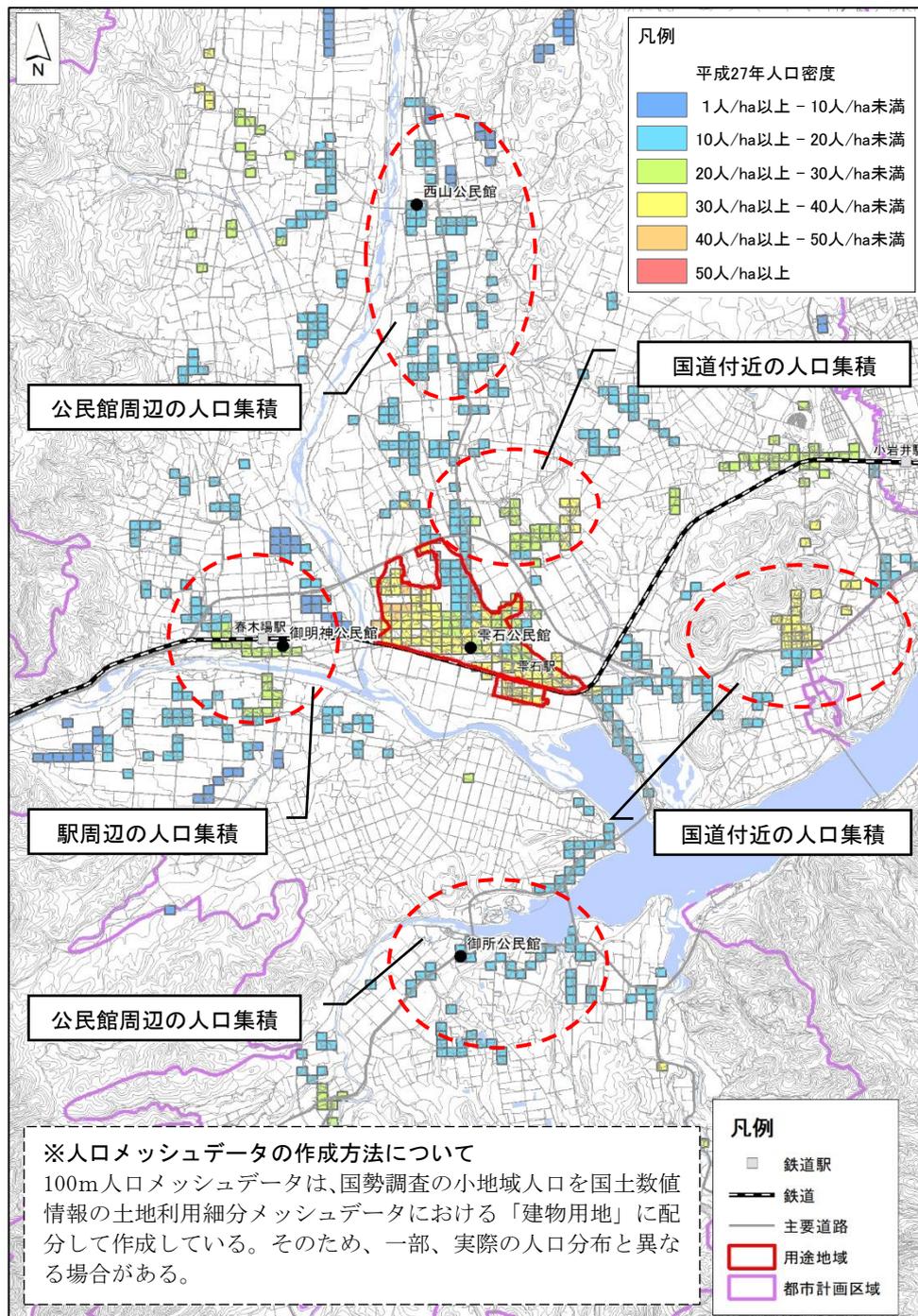


図 2-4 メッシュ人口密度のまとめ

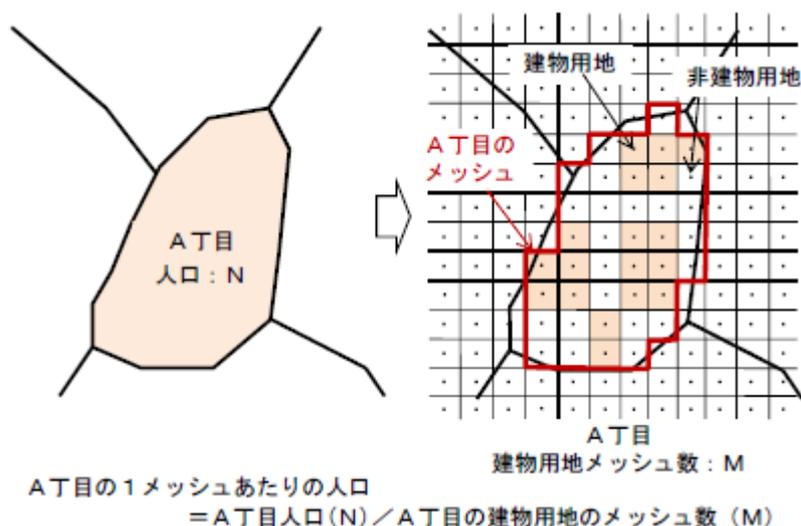
(参考) 人口メッシュの作成方法について

人口メッシュは「将来人口・世帯予測プログラム（国土交通省 国土技術政策総合研究所）」で出力された小地域（町丁・字）単位の人口・世帯予測データを 100mメッシュに割り振っています。

割り振り方は、下図に示すように、中心点が小地域（町丁・字）の内側にあるメッシュを当該小地域（町丁・字）のメッシュとしています。また、その小地域（町丁・字）のメッシュのうち、国土交通省国土数値情報の『土地利用細分メッシュデータ』の「建物用地」に分類されるメッシュに対してのみ、人口・世帯数等の予測データを等配分しています。

なお、「建物用地」には居住用低層・高層建物の他に、商業・業務用ビルや工場も含まれますので、人口・世帯数等の予測データは、商業用地や工場用地のメッシュにも配分されます。

また、実際には建物が立地していても、土地利用メッシュデータが「建物用地」となっていない場合、人口は配分されず、図上では着色されない場合もあります。



(人口メッシュ配分のイメージ)

1. 2 土地利用

(1) 土地利用現況

■用途地域内の都市的土地利用の割合は約 70%となっています。

- 都市計画区域全体では、農地、山林、原野などの自然的土地利用が区域全体の 86.1%、都市的土地利用が 13.9%となっています。
- 用途地域内は、自然的土地利用が 30.8%、住宅、商業、工業等の宅地を含む都市的土地利用が 69.2%となっており、住宅・商店等の建物が集中しています。
- 零石駅南側は、地区計画が定められているとともに、地区整備計画に位置づけられている道路、公園などの都市基盤の整った住宅地が形成されています。

表 2-4 土地利用状況

分類		都市計画区域		用途地域		無指定地域		
		面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
自然的 土地 利用	農地	田	3,371.6	20.7	8.6	5.4	3,363.0	20.9
		畑	2,624.1	16.1	26.7	16.8	2,597.4	16.1
	山林	6,552.0	40.3	5.9	3.7	6,546.1	40.6	
	水面	447.5	2.8	0.3	0.2	447.2	2.8	
	原野・牧野	756.5	4.6	7.4	4.7	749.1	4.6	
	低湿地・荒蕪地	264.8	1.6	0.0	0.0	264.8	1.6	
	小計	14,016.5	86.1	48.9	30.8	13,967.6	86.7	
都市的 土地 利用	住宅用地	579.0	3.6	59.5	37.4	519.5	3.2	
	商業用地	99.2	0.6	8.1	5.1	91.1	0.6	
	工業用地	88.3	0.5	2.5	1.6	85.8	0.5	
	公益施設用地	127.3	0.8	19.8	12.5	107.5	0.7	
	道路用地	573.4	3.5	15.5	9.7	557.9	3.5	
	交通施設用地	9.3	0.1	1.0	0.6	8.3	0.1	
	公共空地	296.3	1.8	0.3	0.2	296.0	1.8	
	駐車場	9.8	0.1	1.1	0.7	8.7	0.1	
	低未利用地	38.3	0.2	2.3	1.4	36.0	0.2	
	その他の空地	434.6	2.7	0.0	0.0	434.6	2.7	
小計	2,255.5	13.9	110.1	69.2	2,145.4	13.3		
総計		16,272.0	100.0	159.0	100.0	16,113.0	100.0	

出典：都市計画基礎調査（平成 28（2016）年）

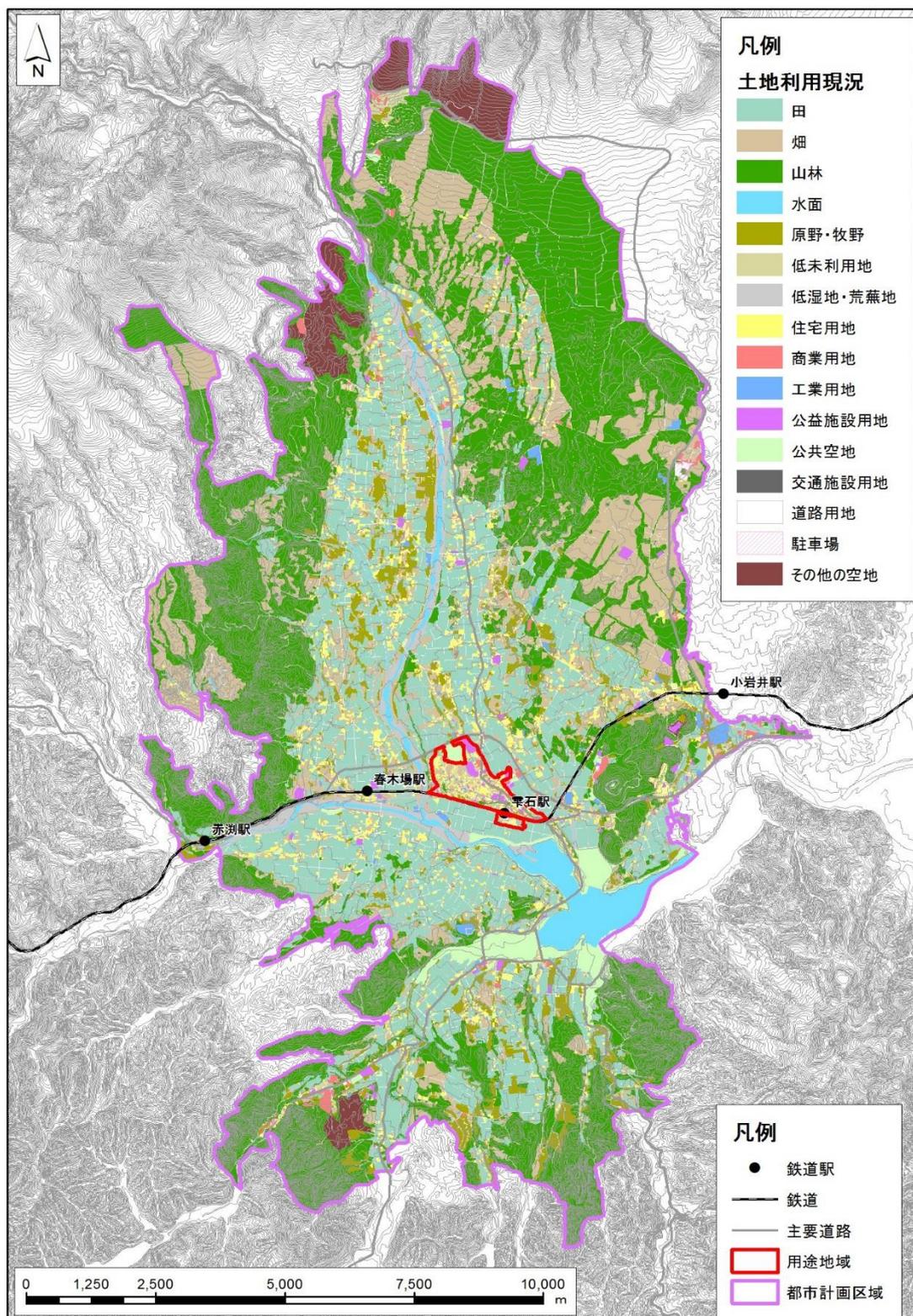


図 2-5 土地利用状況図（都市計画区域内）

出典：都市計画基礎調査（平成 28（2016）年）

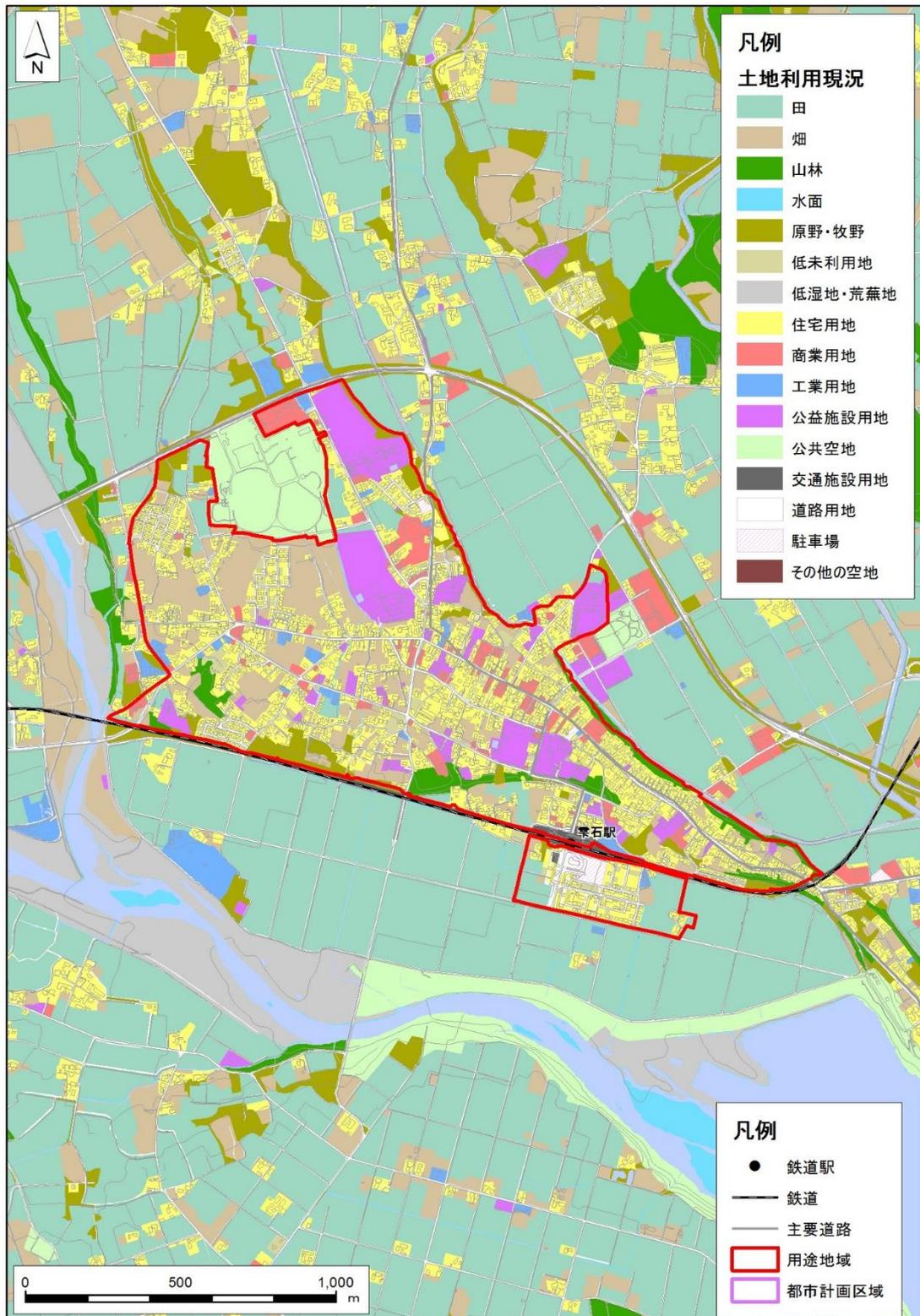


図 2-6 土地利用状況図（用途地域周辺）

出典：都市計画基礎調査（平成 28（2016）年）

(2) 空き家の状況

■町全域に空き家が分布しています。

- 平成 27 年度に町内で実施した空き家実態調査では、192 件が空き家として判定されています。
- 空き家のうち、良好または利活用可能物件は 158 件（約 82%）、危険空き家と判断される物件は 13 件（約 7%）となっています。
- 地区別分布状況をみると、雫石地域が最も多くなっていますが、空き家は町内全域に分布しており、全町的な対応が必要となっています。

表 2-5 空き家の不良・活用レベル

	良好	利活用可能	再生後 利活用判断	危険	合計
件数（件）	95	63	21	13	192
構成比（%）	49.5%	32.8%	10.9%	6.8%	100.0%

出典：雫石町空家等対策計画

表 2-6 空き家の町内地区別分布状況

	雫石地区	御所地区	御明神地区	西山地区	合計
件数（件）	79	42	26	45	192
構成比（%）	41.1%	21.9%	13.5%	23.4%	100.0%

出典：雫石町

1.3 基盤整備状況

(1) 都市計画公園

■用途地域に隣接した位置に雫石総合運動公園があります。

○都市計画施設としての公園には、町中心部の用途地域に隣接した雫石総合運動公園と岩手県が管理する御所湖広域公園、世界アルペン記念公園があります。

表 2-7 都市計画公園の状況

名称		種別	都市計画決定			開設	
番号	公園名		面積(ha)	当初	変更	面積(ha)	開設年月日
6・5・1	雫石総合運動公園	運動	13.2	S54.2.16	S56.2.27	13.2	H11.4.1
9・7・1	御所湖広域公園（雫石分）	広域	263.8	S55.9.26	H5.2.19	76.45	H27.9.30
3・3・1	世界アルペン記念公園	近隣	1.6	H12.4.1	—	1.6	H7.11.10

出典：県、町資料

(2) 公共下水道

■公共下水道の水洗化率は8割以上となっています。

○公共下水道を都市計画施設として位置づけており、北上川上流流域下水道の都南処理場に接続し汚水処理を行っています。

○公共下水道の水洗化率は83.2%となっています。（令和3（2021）年3月31日現在）

表 2-8 流域下水道の状況（令和3（2021）年3月末現在）

	北上川流域下水道（都南処理区）	
	計画	整備状況
計画面積	13,129 ha	7,024 ha
計画人口	35.29万人	32.55万人
管渠延長	83.3 km	79.5 km
認可決定	(当初) 昭和49年7月2日 (最終) 平成30年2月16日	
関係市町村	盛岡市、滝沢市、矢巾町、雫石町	
施設内容	中継ポンプ場 8 箇所 処理場 1 箇所 (16.9ha)	

表 2-9 公共下水道の状況（令和3（2021）年3月末現在）

	公共下水道	
	計画	整備状況
処理面積	924 ha	661.7 ha
計画人口	10,070 人	9,734 人
水洗化人口	7,724 人 (83.2%)	
認可決定	(当初) 昭和54年4月3日 (最終) 令和3年2月24日	
施設内容	中継ポンプ場 1 箇所	

出典：町資料

1. 4 法規制状況

(1) 都市計画指定

■都市計画区域内には用途地域が定められ、商業系と住居系の用途地域で構成されています。

- 都市計画区域は 16,272ha で行政区域面積の約 27%を占めています。
- 都市計画区域は用途地域と用途地域の定められていない無指定地域（用途地域外）に分けられます。
- 中心市街地※周辺を用途地域に指定しており、商業地域と近隣商業地域を合わせた商業系用途地域が 17.5%を占め、そのほかは住居系用途地域となっています。

※中心市街地：雫石駅周辺を含めた用途地域が指定されている区域

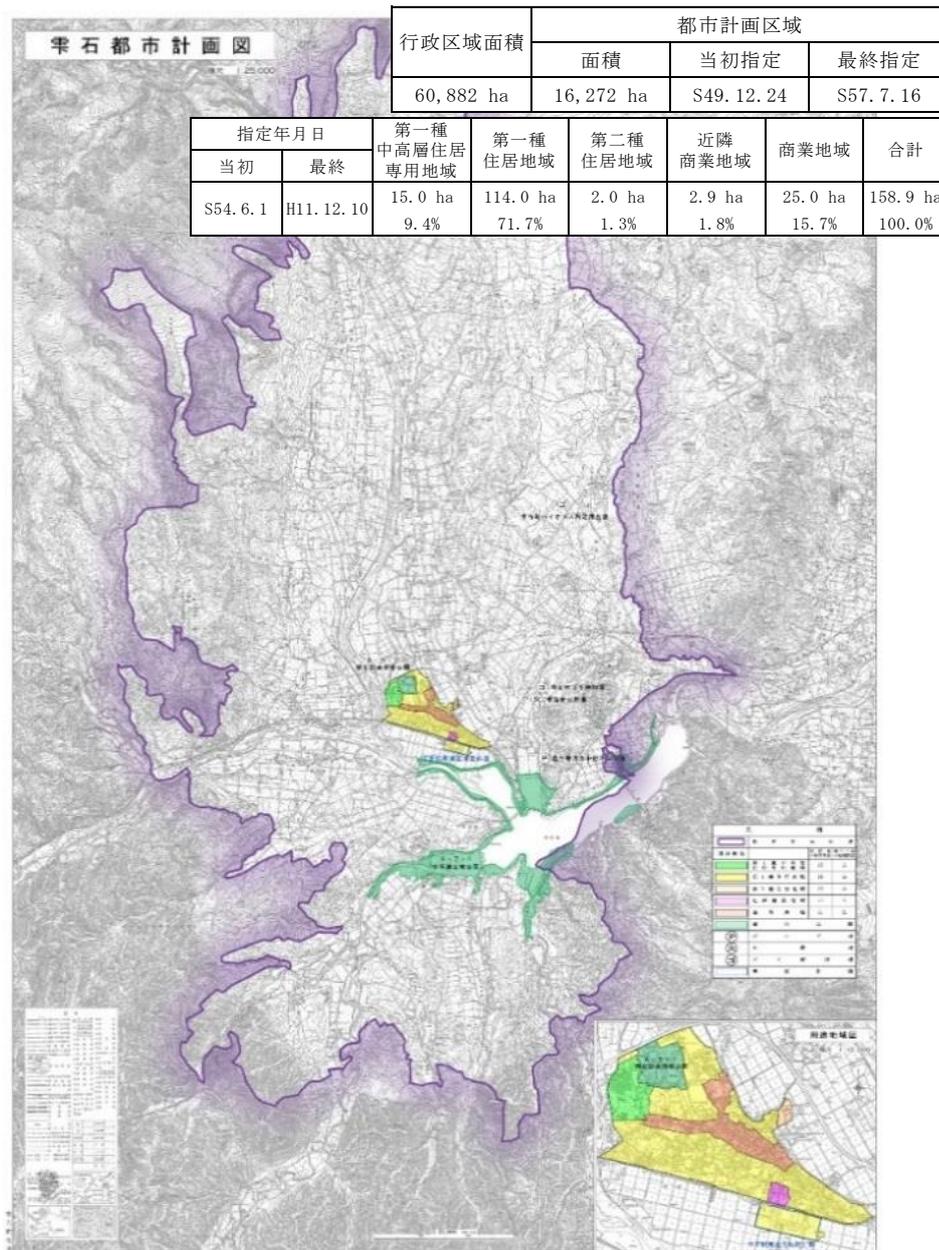


図 2-7 都市計画区域と用途地域

出典：町資料

(2) 農業振興地域・農用地区域

■用途地域外の大部分が農用地区域となっています。

○都市計画区域内の用途地域を除く平野部は農業振興地域となっており、その大部分には農用地区域に指定されています。

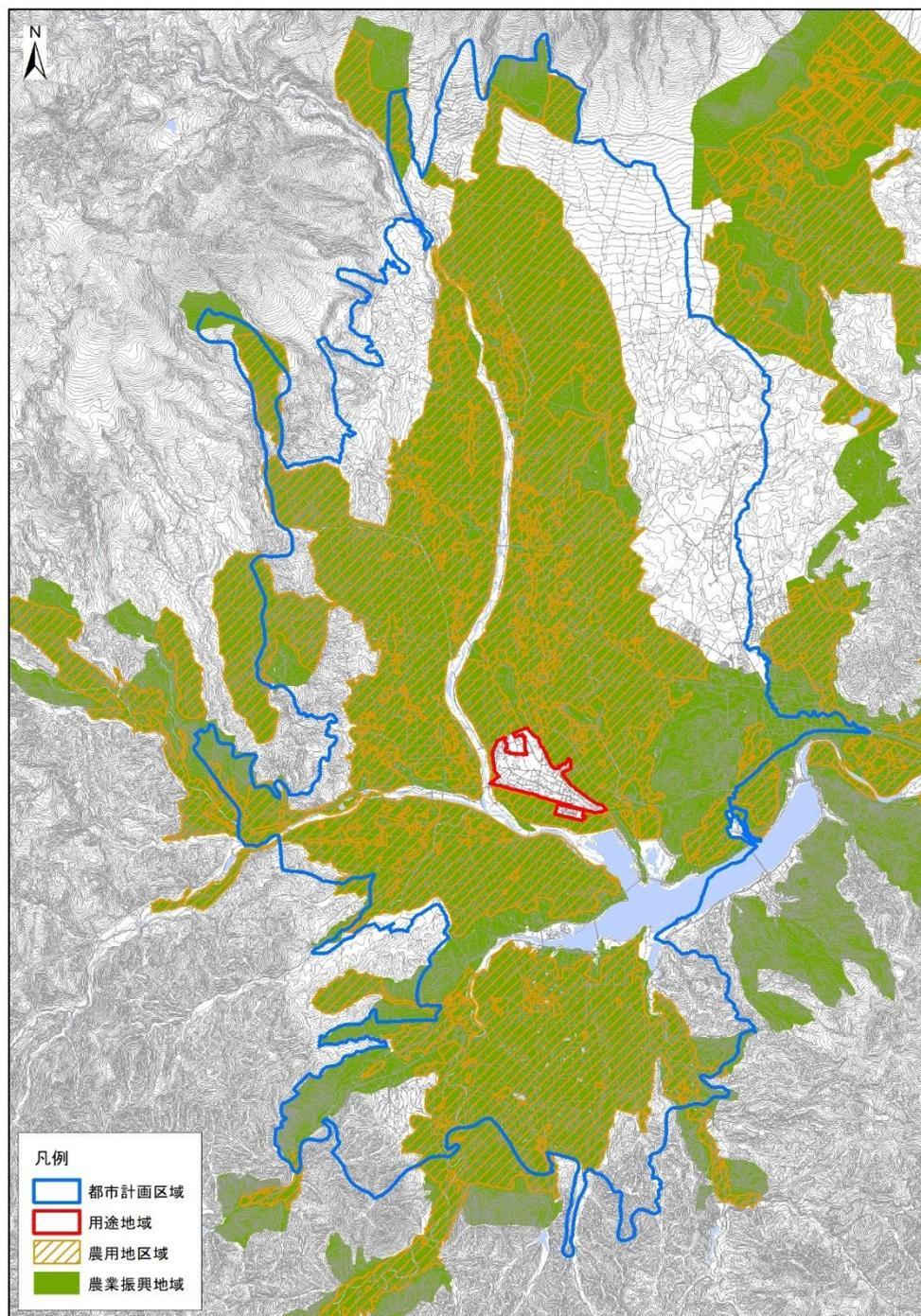


図 2-8 農業振興地域・農用地区域の状況

出典：「国土数値情報（国土交通省）」より作成

1. 5 災害・防災ハザード情報

(1) 災害履歴

■平成 25 (2013) 年に発生した記録的な豪雨により、町内の宅地や道路、橋梁、農地、河川などに甚大な被害が発生しました。

○平成 25 (2013) 年 8 月 9 日、秋田県と岩手県で大雨が発生し、本町にも大きな災害が発生しました。

○降り始めから降り終わりまでの総降水量は、雫石で 264 ミリ、橋場で 351 ミリ、春木場で 329 ミリとなり、町内では住家の床上・床下浸水や土砂災害、道路の損壊や冠水による交通障害、停電や断水などの被害が発生しました。

表 2-10 大雨洪水被害の状況

区分		件数	小計	合計	
人的被害		0	0	0	
住家被害	住家	一部損壊(床下浸水)	318	366	758
		半壊(床上浸水)	43		
		半壊	1		
		大規模半壊	1		
		全壊	3		
	非住家	被災	392	392	
土砂災害	がけ崩れ等		103	103	
道路・土木施設被害	施設被害	町道	159	169	333
		県道	9		
		国道	1		
	通行止	町道	25	30	
		県道	4		
		国道	1		
	河川			134	
上下水道施設被害	水道施設		28	105	
	給水障害(世帯)		58		
	下水道施設		19		
農業被害 (農業被害合計は農産物面積を除く)	農業施設		1,682	1,836	
	林道		154		
	農産物(ha)		962		
観光・商工施設被害				36	
学校施設被害				3	
保育施設・福祉施設被害				2	
社会教育・社会体育施設被害				11	
公共施設被害				10	
合計				3,197	

出典：雫石町「平成 25 年 8 月 9 日大雨洪水災害対応の記録」

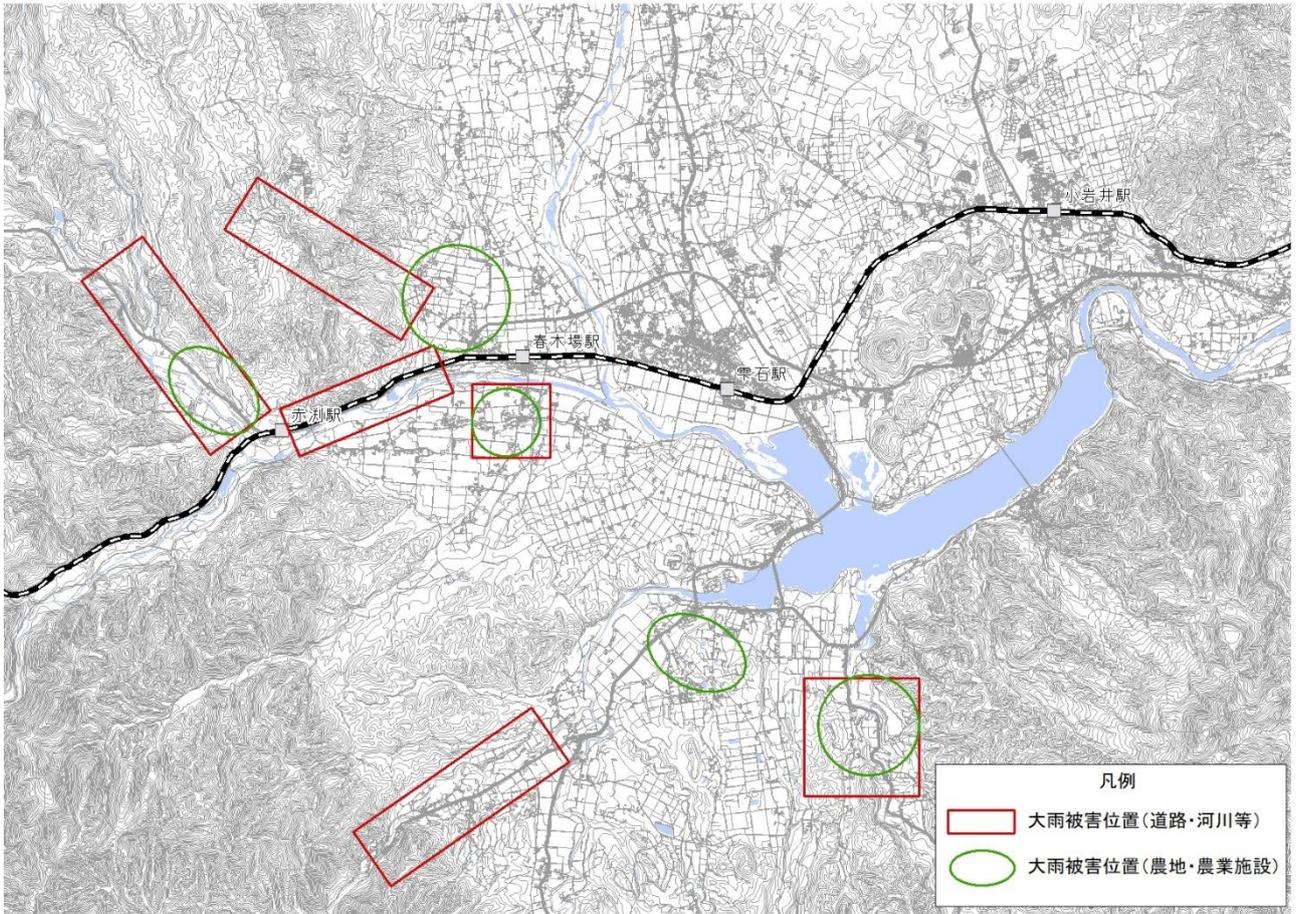


図 2-9 大雨被害位置図

出典：雫石町「平成 25 年 8 月 9 日大雨洪水災害対応の記録」より作成

(2) 土砂災害警戒区域

■土砂災害警戒区域は用途地域やその周辺にはみられません。

- 土砂災害警戒区域は用途地域外の北部等の一部に指定されており、用途地域やその周辺には指定されていません。
- 一部、土砂災害警戒区域と人口の分布状況が重なる箇所がみられますが、人口が集積する箇所には土砂災害警戒区域の指定はみられません。

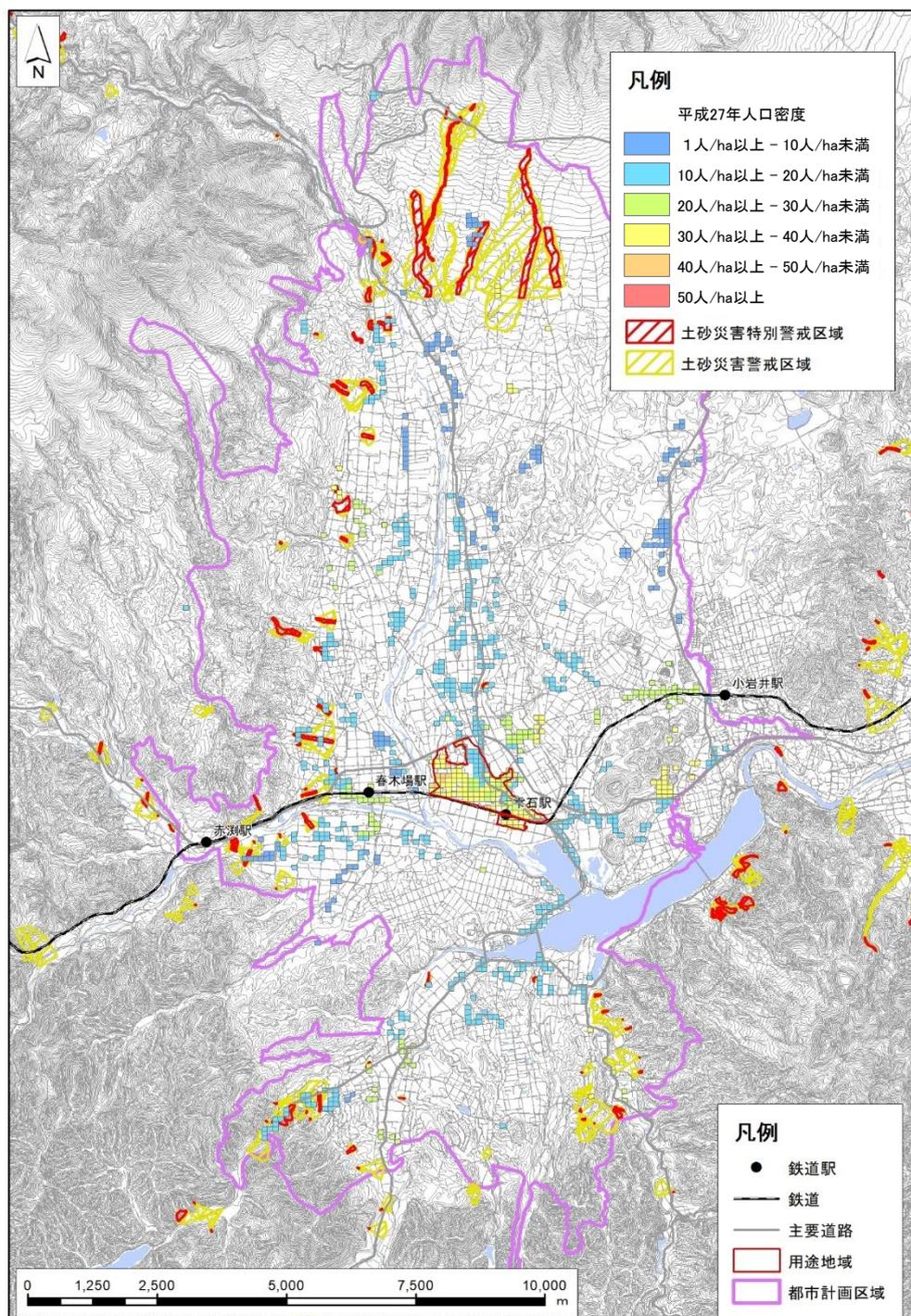


図 2-10 土砂災害警戒区域

出典：「国土数値情報（国土交通省）」より作成

(3) 浸水想定区域

■市街地を含む雫石駅南側に浸水想定区域が指定されています。

○雫石川、葛根田川の氾濫による浸水として、雫石駅南側を中心に、最大で浸水深 5.0m以上の浸水想定区域が指定されています。

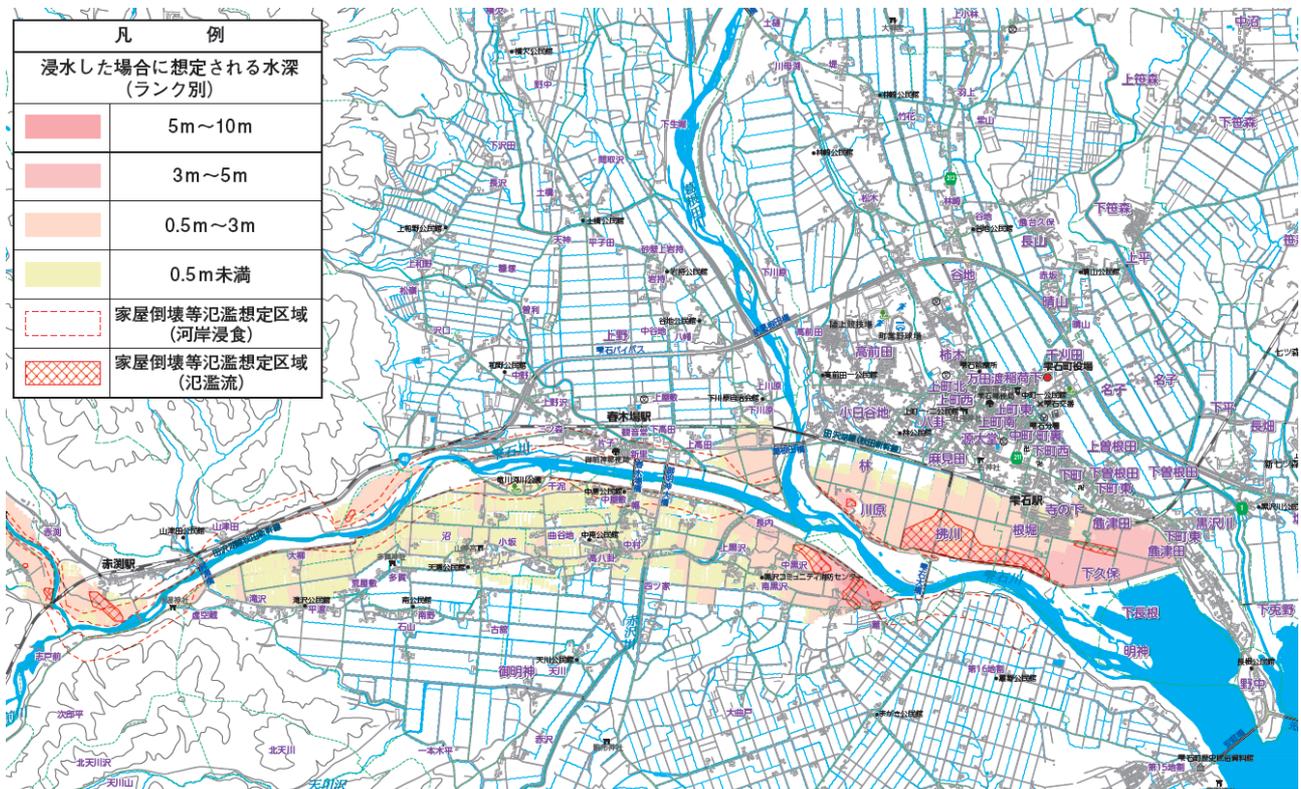


図 2-11 浸水想定区域 (最大想定規模)

出典：雫石町防災マップ (令和3 (2021) 年3月)

1. 6 公共交通の状況

(1) 鉄道

■ 雫石駅の鉄道利用者数はおおむね横ばいの状況にあります。

○ J R 田沢湖線が東西に走り、町の主要駅である雫石駅が中心部にあります。また、町の西側にあたる御明神地区に春木場駅、赤渕駅があります。

○ 雫石駅の利用者数は、平成 30 (2018) 年で 204,000 人となっており、平成 26 (2014) 年以降、大きな変化はなく、おおむね横ばいの状況が続いています。

○ 人口メッシュからみた鉄道駅の徒歩圏 (800m) のカバー人口は、3,078 人 (19.0%) となっています。

表 2-1 1 雫石駅の利用状況

	普通(人)	定期(人)	総数(人)	1日あたりの利用者数(人)
平成26年(2014年)	52,000	150,000	202,000	553
平成27年(2015年)	56,000	146,000	202,000	553
平成28年(2016年)	55,000	147,000	202,000	552
平成29年(2017年)	53,000	147,000	200,000	548
平成30年(2018年)	52,000	152,000	204,000	559

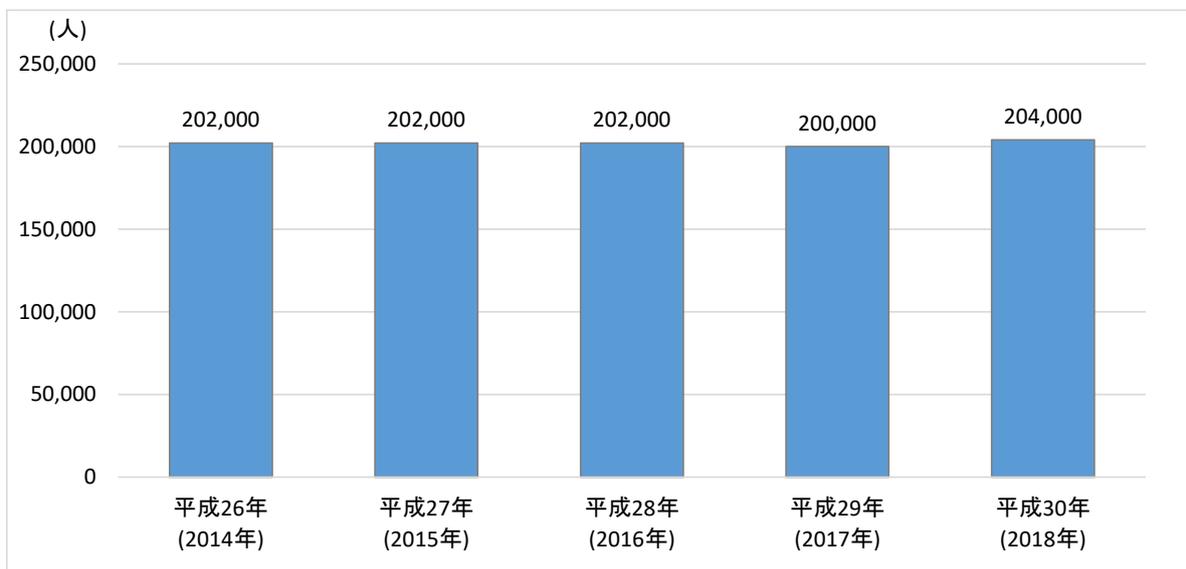


図 2-1 2 雫石駅の利用状況

出典：岩手県統計年鑑

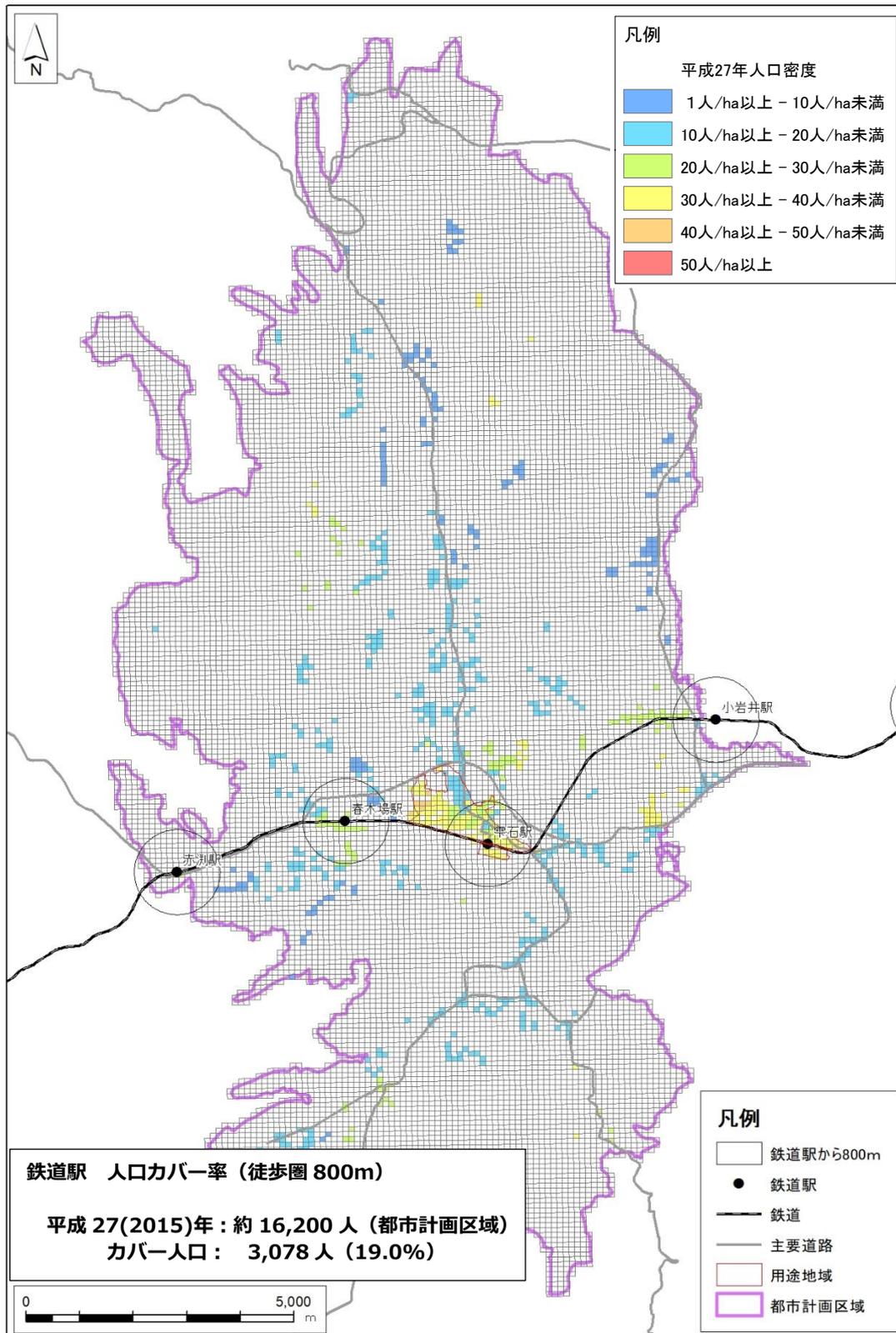


図 2-13 鉄道駅から 800m以内の人口 (平成 27 (2015) 年)

出典:「国土数値情報 (国土交通省)」より作成

(2) バス

■乗り合いタクシー「あねっこバス」の利用者数は減少傾向にあります。

- 本町では平成 16 (2004) 年に廃止された民間の路線バスに替わり、乗り合いタクシー「あねっこバス」が運行されており、町の中心市街地と集落地を結んでいます。
- 「あねっこバス」の利用状況は、運行当初は増加傾向にありましたが、平成 19 (2007) 年をピークに減少に転じ、平成 30 (2018) 年では年間で 19,468 人となっています。
- 岩手県交通 (株) が、盛岡市と町の中心市街地や温泉地・小岩井農場などを結ぶ路線バスを運行しています。
- 人口メッシュからみたバス停の徒歩圏 (300m) のカバー人口は、12,733 人 (78.6%) となっています。

表 2-12 乗り合いタクシー (あねっこバス) の利用状況

	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
総数(人)	21,437	29,928	32,443	32,500	28,524	26,723	25,738	26,772
1日あたりの 利用者数(人)	58.7	82.0	88.9	89.0	78.1	73.2	70.5	73.3

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
総数(人)	25,842	24,623	22,467	21,126	22,558	20,443	19,468
1日あたりの 利用者数(人)	70.8	67.5	61.6	57.9	61.8	56.0	53.3

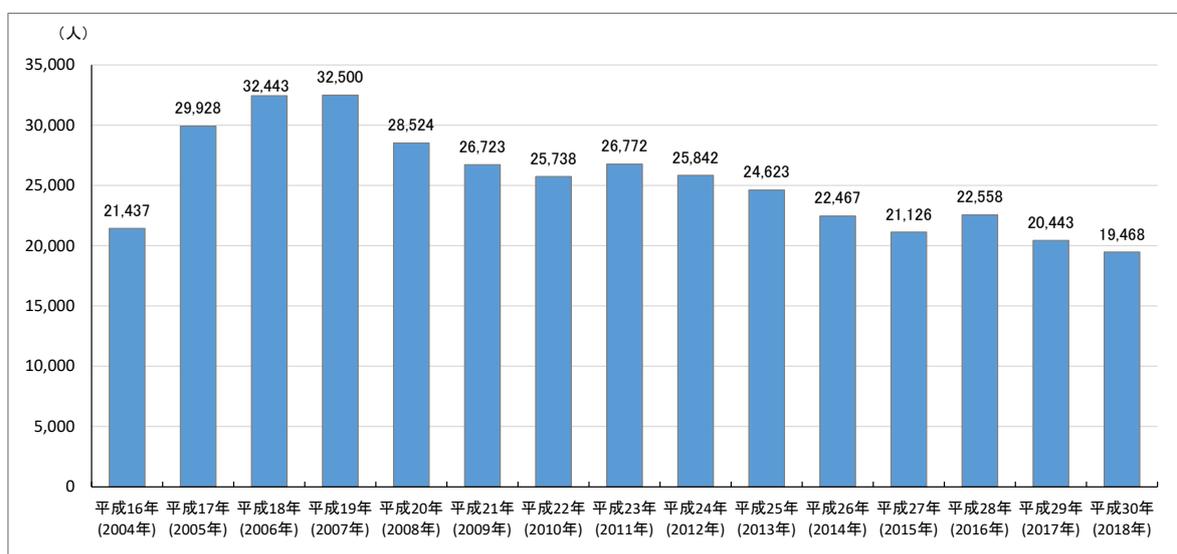


図 2-14 乗り合いタクシー (あねっこバス) の利用状況

出典：雫石町

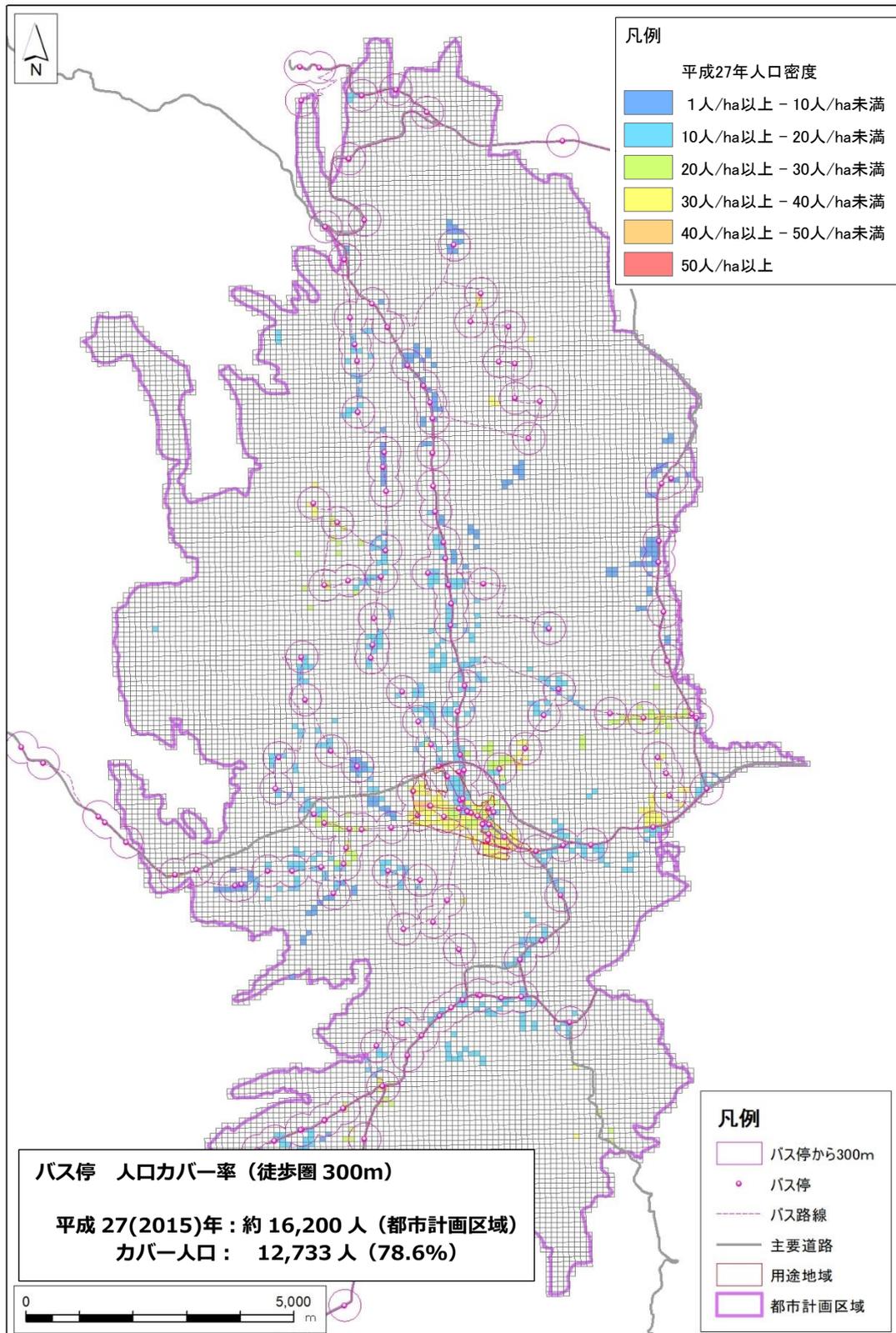


図 2-15 バス停から 300m以内の人口 (平成 27 (2015) 年)

出典：「国土数値情報 (国土交通省)」より作成

【公共交通の状況のまとめ】

- 鉄道駅からの徒歩圏（800m）の人口カバー率は19.0%と約2割となっています。
- バス停からの徒歩圏（300m）の人口カバー率は78.6%と約8割となっています。
- バス停からの徒歩圏をみると、用途地域内はほぼ全域がカバーされています。用途地域外では全域に分布していますが、一部、人口が集積している地域で徒歩圏から外れている箇所がみられます。

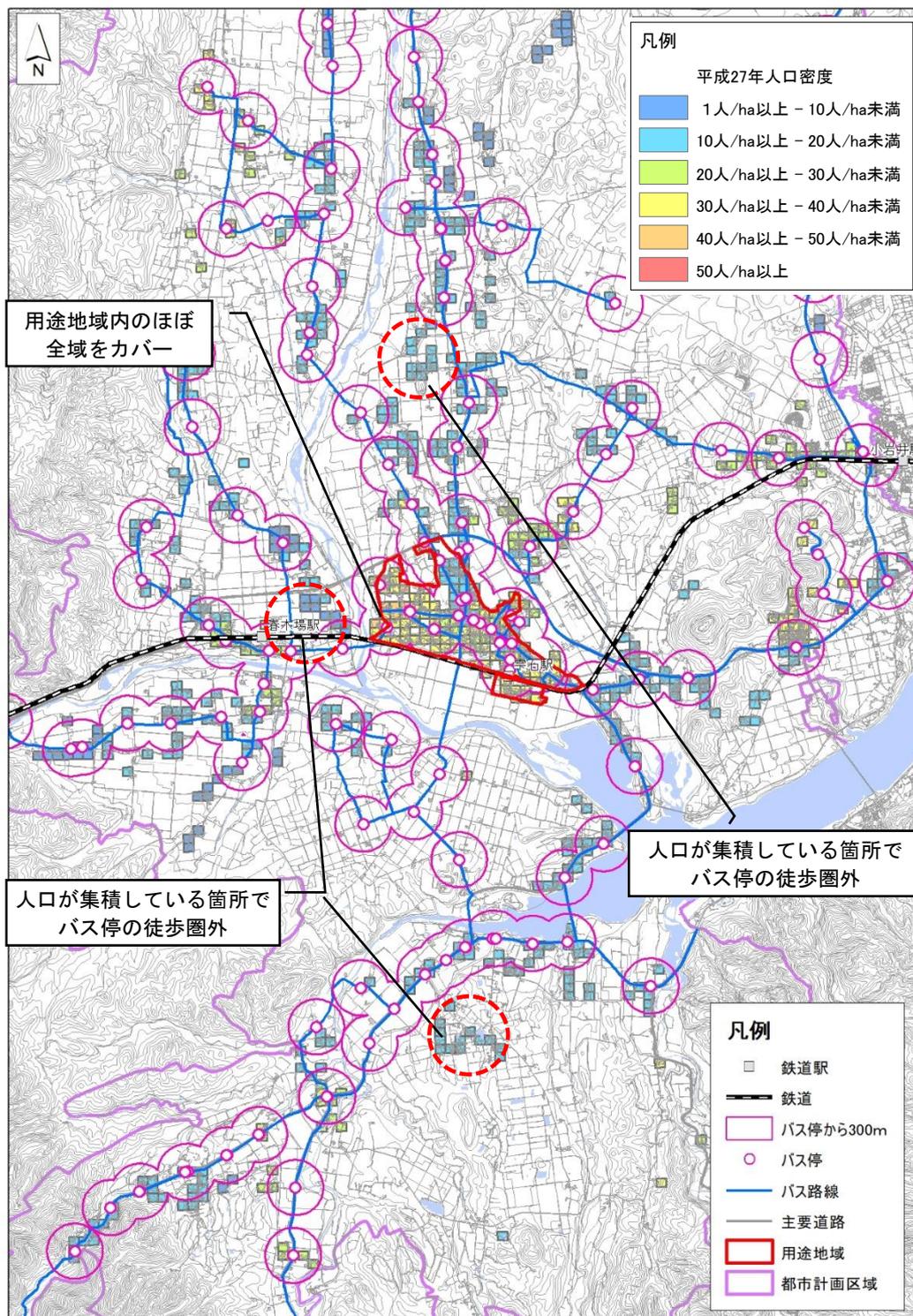


図 2-16 公共交通の状況のまとめ

1.7 財政状況

(1) 歳入・歳出

<歳入>

- 自主財源はほぼ横ばいの状況にあります。
- 依存財源は令和2年に大きく増加しています。

○ 自主財源のうち、町税、地方交付税ともに横ばいの状況にあります。

○ 依存財源のうち、国県支出金は減少傾向から、令和2（2020）年に36.5億円と大きく増加に転じています。

表 2-13 歳入の推移

		(億円)					
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自主	町税	21.2	21.5	22.3	22.0	21.7	21.3
	地方交付税	36.4	35.3	35.4	35.2	35.1	36.9
	その他自主財源	15.5	11.6	11.7	9.1	9.0	12.8
依存	国県支出金	22.4	15.3	17.6	18.4	17.0	36.5
	町債	6.6	6.4	11.5	12.6	12.2	8.3
	その他依存財源	6.0	5.6	5.9	6.0	5.8	6.8
歳入合計		108.1	95.7	104.3	103.3	100.9	122.5

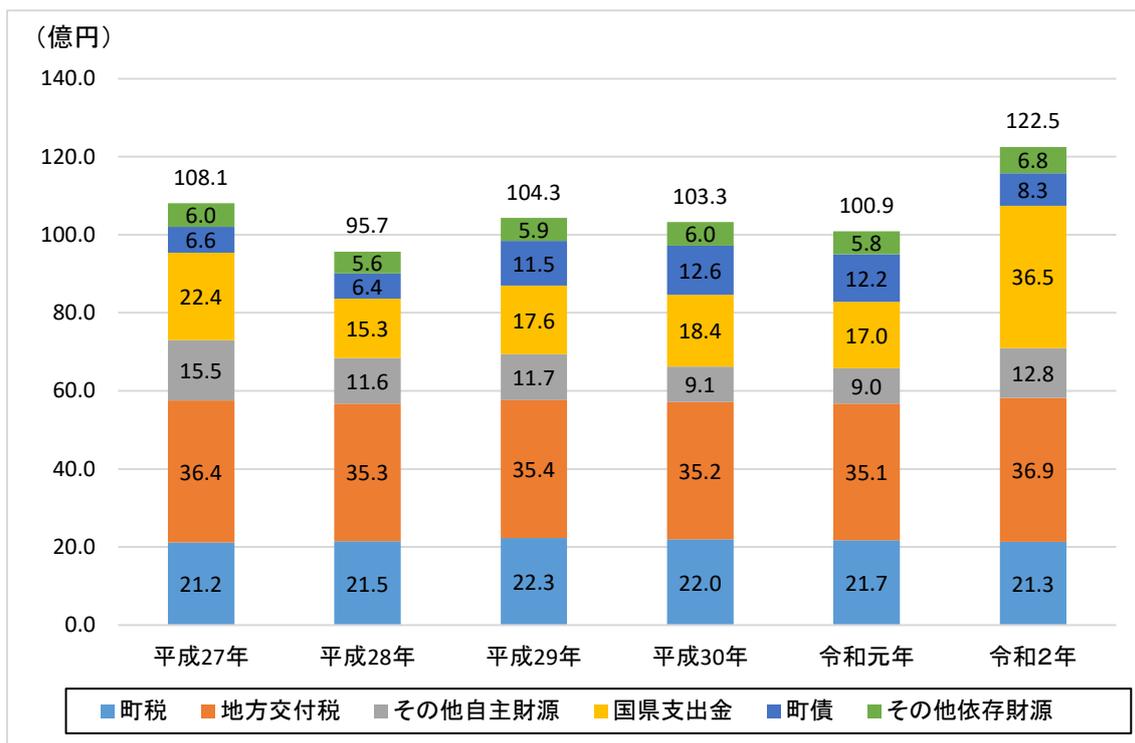


図 2-17 歳入の推移

出典：町資料

<歳出>

■人件費、扶助費、公債費はおおむね横ばい、普通建設事業費は近年まで増加傾向にあります。

- 義務的経費である人件費、扶助費、公債費はおおむね横ばいの状況にあります。
- 投資的経費である普通建設事業費は令和元年まで増加傾向にありましたが、令和2年で10.2億円と減少に転じています。
- 補助費等は令和2（2020）年に33.1億円と大きく増加しています。

表 2-14 歳出の推移

(億円)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人件費	15.7	15.3	15.2	15.7	16.0	18.6
物件費	14.6	12.8	14.5	13.1	14.3	15.0
維持補修費	3.8	4.0	4.8	4.0	4.0	4.4
扶助費	11.4	12.0	12.0	11.7	12.0	12.2
補助費等	17.7	18.1	16.0	16.5	15.1	33.1
普通建設事業費	5.8	8.2	14.9	15.0	15.6	10.2
災害復旧費	7.2	0.1	1.1	3.7	1.0	0.0
公債費	7.1	8.2	8.8	8.8	8.2	8.9
その他	21.4	14.6	14.0	13.0	12.6	18.3
歳出合計	104.8	93.3	101.3	101.5	98.9	120.9

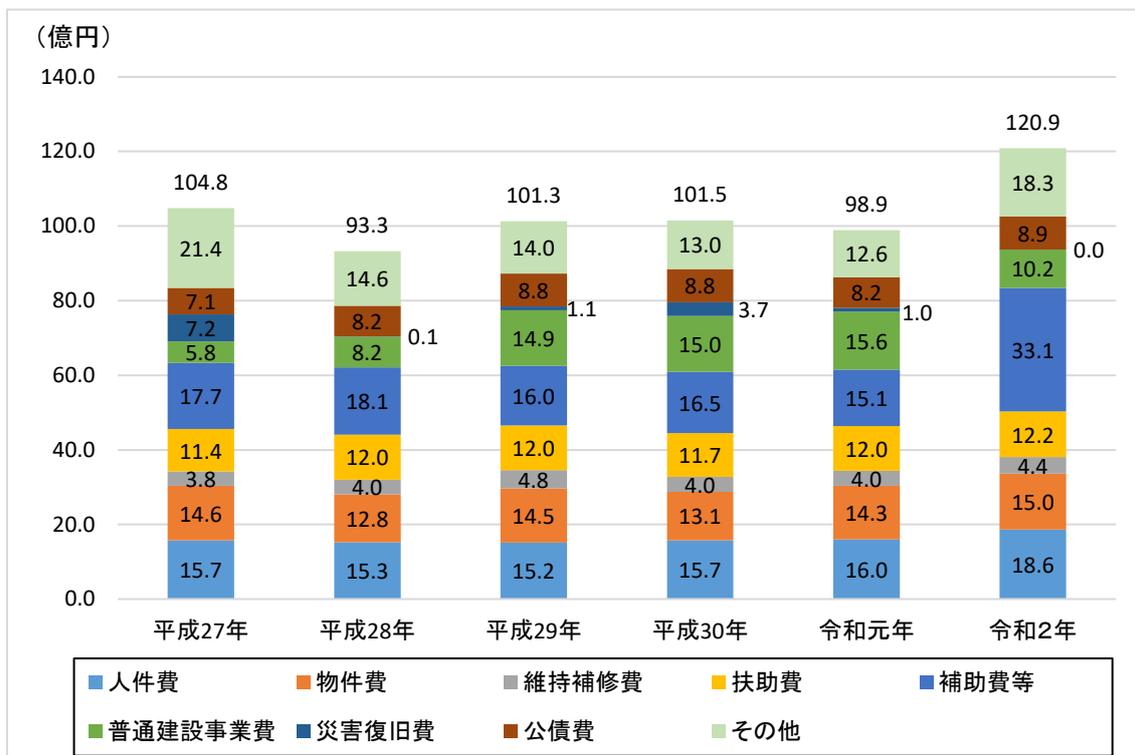


図 2-18 歳出の推移

出典：町資料

2. 町の市街地現状分析

2. 1 都市機能増進施設の整理

ここでは現在の日常生活の利便性に貢献する都市機能増進施設*について立地状況を把握します。

各施設のカバー人口は、平成 27 (2015) 年国勢調査のメッシュ人口をもとに把握します。

※都市機能増進施設：居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。対象施設は「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省)を参考に作成。

表 2-15 対象とした都市機能増進施設

分類	該当施設	出典
1. 行政系施設	役場 健康センター	『雫石町公共施設等総合管理計画(平成 28 (2016) 年 10 月)』をもとに作成
2. 介護・福祉施設	総合福祉センター	『雫石町公共施設等総合管理計画(平成 28 (2016) 年 10 月)』、i タウンページ(令和元 (2019) 年 12 月時点)、居宅サービス提供事業所一覧等をもとに作成
	介護施設(通所介護、通所リハ、老人ホーム、老人保健施設等)	
	障害者支援施設	
	知的障害児施設	
3. 子育て支援施設	児童館	『雫石町公共施設等総合管理計画(平成 28 (2016) 年 10 月)』、i タウンページ(令和元年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	保育所	
	幼稚園	
	放課後児童クラブ	
4. 商業施設	ドラッグストア(薬局)	i タウンページ(令和元 (2019) 年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	コンビニエンスストア	
	スーパーマーケット	
5. 医療施設	病院	i タウンページ(令和元 (2019) 年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	診療所	
	歯科	
6. 金融施設	郵便局	i タウンページ(令和元 (2019) 年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	農業協同組合	
	銀行	
7. 教育・文化施設	学校(小学校、中学校)	『雫石町公共施設等総合管理計画(平成 28 (2016) 年 10 月)』、i タウンページ(令和元 (2019) 年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	集会・地域活動施設(公民館)	
	スポーツ施設(体育館、屋内ゲートボール場)	

表 2-1 6 都市機能増進施設一覧

分類		該当施設	施設名
1	行政系施設	役場	雫石町役場
1	行政系施設	健康センター	雫石町健康センター
2	介護・福祉施設	総合福祉センター	雫石町総合福祉センター
2	介護・福祉施設	介護施設（通所介護）	日赤鶯鳴荘デイサービスセンター
2	介護・福祉施設	介護施設（通所介護）	デイサービスセンターにこトピア雫石
2	介護・福祉施設	介護施設（通所介護）	J Aライフサポート雫石通所介護事業所
2	介護・福祉施設	介護施設（通所介護）	リハビリ型デイサービスささこつ
2	介護・福祉施設	介護施設（通所介護）	デイサービスセンターおうしゅく
2	介護・福祉施設	介護施設（通所介護）	うぐいすの郷通所介護センター
2	介護・福祉施設	介護施設（通所介護）	松寿荘指定地域密着型通所介護事業所
2	介護・福祉施設	介護施設（通所リハ）	介護老人保健施設はーとぼーと雫石
2	介護・福祉施設	介護施設（通所リハ）	しのむら医院
2	介護・福祉施設	介護施設	養護老人ホーム松寿荘
2	介護・福祉施設	介護施設	特別養護老人ホーム日赤鶯鳴荘
2	介護・福祉施設	介護施設	特別養護老人ホームおうしゅく
2	介護・福祉施設	介護施設	介護老人保健施設はーとぼーと雫石
2	介護・福祉施設	介護施設	介護老人保健施設おうしゅく
2	介護・福祉施設	グループホーム	グループホームたんたん
2	介護・福祉施設	グループホーム	グループホームしずくいし
2	介護・福祉施設	障害者支援施設	身体障害者療護施設うぐいすの郷
2	介護・福祉施設	知的障害児施設	希望ヶ丘学園
3	子育て支援施設	児童館	雫石町児童館
3	子育て支援施設	保育所	御明神保育所
3	子育て支援施設	保育所	西根保育所
3	子育て支援施設	保育所	七ツ森保育園
3	子育て支援施設	保育所	御所保育園
3	子育て支援施設	保育所	西山保育園
3	子育て支援施設	保育所	雫石保育園
3	子育て支援施設	保育所	にじいろ保育園
3	子育て支援施設	放課後児童クラブ	雫石放課後児童クラブ
3	子育て支援施設	放課後児童クラブ	御明神放課後児童クラブ
3	子育て支援施設	放課後児童クラブ	七ツ森放課後児童クラブ
3	子育て支援施設	放課後児童クラブ	御所放課後児童クラブ
3	子育て支援施設	放課後児童クラブ	西山放課後児童クラブ
4	商業施設	ドラッグストア	ツルハドラッグ雫石店
4	商業施設	ドラッグストア	薬王堂岩手雫石店
4	商業施設	ドラッグストア（薬局）	菊屋薬局

	分類	該当施設	施設名
4	商業施設	ドラッグストア（薬局）	しずくいし中央薬局
4	商業施設	ドラッグストア（薬局）	銀河薬局雫石店
4	商業施設	ドラッグストア（薬局）	フクダ薬局本店
4	商業施設	ドラッグストア（薬局）	しずくいし薬局
4	商業施設	スーパーマーケット	有限会社なかゆ食品
4	商業施設	スーパーマーケット	株式会社ジョイス雫石店
4	商業施設	スーパーマーケット	業務スーパー雫石店
4	商業施設	スーパーマーケット	株式会社A コープ北東北/A コープごしょ店
4	商業施設	スーパーマーケット	ビッグハウス雫石店
4	商業施設	スーパーマーケット	大定商店
4	商業施設	スーパーマーケット	谷藤商店
4	商業施設	スーパーマーケット	米藤魚店
4	商業施設	コンビニエンスストア	ファミリーマート/雫石つなぎ店
4	商業施設	コンビニエンスストア	セブン-イレブン雫石バイパス店
4	商業施設	コンビニエンスストア	ファミリーマート/雫石バイパス店
4	商業施設	コンビニエンスストア	ローソン/雫石でんく店
4	商業施設	コンビニエンスストア	ローソン/雫石バイパス店
4	商業施設	コンビニエンスストア	ローソン/雫石七ツ森店
4	商業施設	コンビニエンスストア	ローソン/雫石丸谷地店
5	医療施設	病院	鶯宿温泉病院
5	医療施設	病院	いわてリハビリテーションセンター
5	医療施設	診療所	雫石診療所
5	医療施設	診療所	上原小児科医院
5	医療施設	診療所	雫石大森クリニック
5	医療施設	診療所	篠村医院
5	医療施設	診療所	篠村泌尿器科クリニック
5	医療施設	歯科	雫石歯科医院
5	医療施設	歯科	沼田歯科クリニック
5	医療施設	歯科	たにふじ歯科医院
5	医療施設	歯科	土樋歯科医院
5	医療施設	歯科	マキ歯科クリニック
6	金融施設	郵便局	岩手西山郵便局
6	金融施設	郵便局	御所郵便局
6	金融施設	郵便局	御明神郵便局
6	金融施設	郵便局	雫石郵便局
6	金融施設	郵便局	鶯宿温泉郵便局
6	金融施設	郵便局	西根簡易郵便局
6	金融施設	農業協同組合	J A 新いわて/ATM 西山

	分類	該当施設	施設名
6	金融施設	農業協同組合	J A新しいわて/ATM 雫石下町
6	金融施設	農業協同組合	J A新しいわて/役場出張所
6	金融施設	農業協同組合	J A新しいわて/ATM 御明神
6	金融施設	農業協同組合	J A新しいわて/雫石支所
6	金融施設	農業協同組合	J A新しいわて/ATM 御所
6	金融施設	銀行	岩手銀行/雫石支店
6	金融施設	銀行	岩手銀行/ATM ジョイス雫石店
6	金融施設	銀行	北日本銀行/雫石支店
6	金融施設	銀行	岩手銀行/A T Mビッグハウス雫石店
7	教育・文化施設	学校	町立御所小学校
7	教育・文化施設	学校	町立西山小学校
7	教育・文化施設	学校	町立御明神小学校
7	教育・文化施設	学校	町立雫石小学校
7	教育・文化施設	学校	町立七ツ森小学校
7	教育・文化施設	学校（廃校）	旧町立上長山小学校
7	教育・文化施設	学校（廃校）	旧町立西根小学校
7	教育・文化施設	学校（廃校）	旧町立南畑小学校
7	教育・文化施設	学校	町立雫石中学校
7	教育・文化施設	学校	岩手県立雫石高校
7	教育・文化施設	集会・地域活動施設	中央公民館及び雫石町立図書館
7	教育・文化施設	集会・地域活動施設	雫石公民館
7	教育・文化施設	集会・地域活動施設	御明神公民館
7	教育・文化施設	集会・地域活動施設	御所公民館
7	教育・文化施設	集会・地域活動施設	西山公民館
7	教育・文化施設	集会・地域活動施設	七ツ森地域交流センター
7	教育・文化施設	スポーツ施設	総合運動公園（体育館）
7	教育・文化施設	スポーツ施設	屋内ゲートボール場
7	教育・文化施設	スポーツ施設	御明神運動場
7	教育・文化施設	スポーツ施設	鶯宿運動場
7	教育・文化施設	スポーツ施設	岩手県営屋内温水プール

(1) 行政系施設

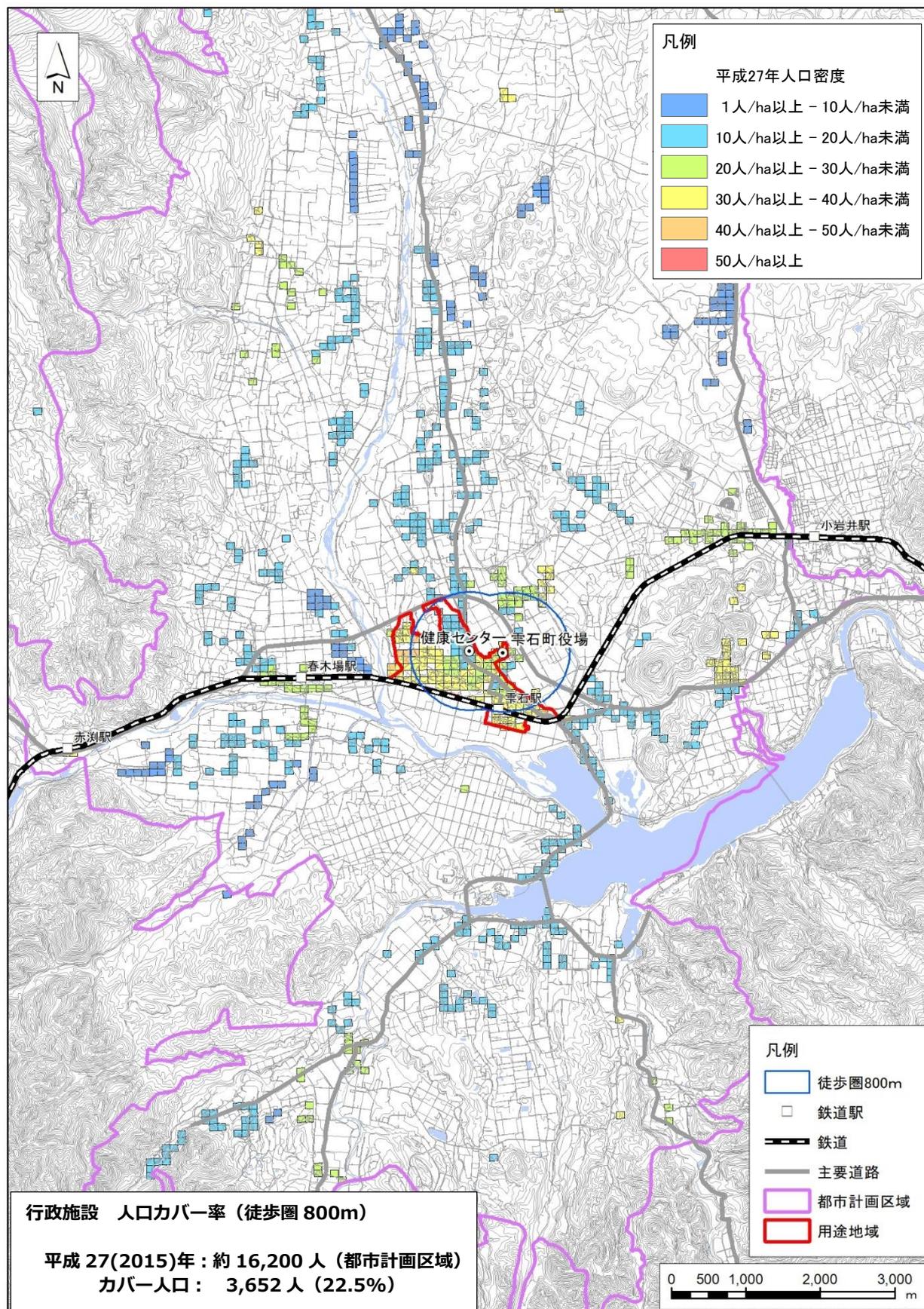


図 2-19 行政系施設の分布

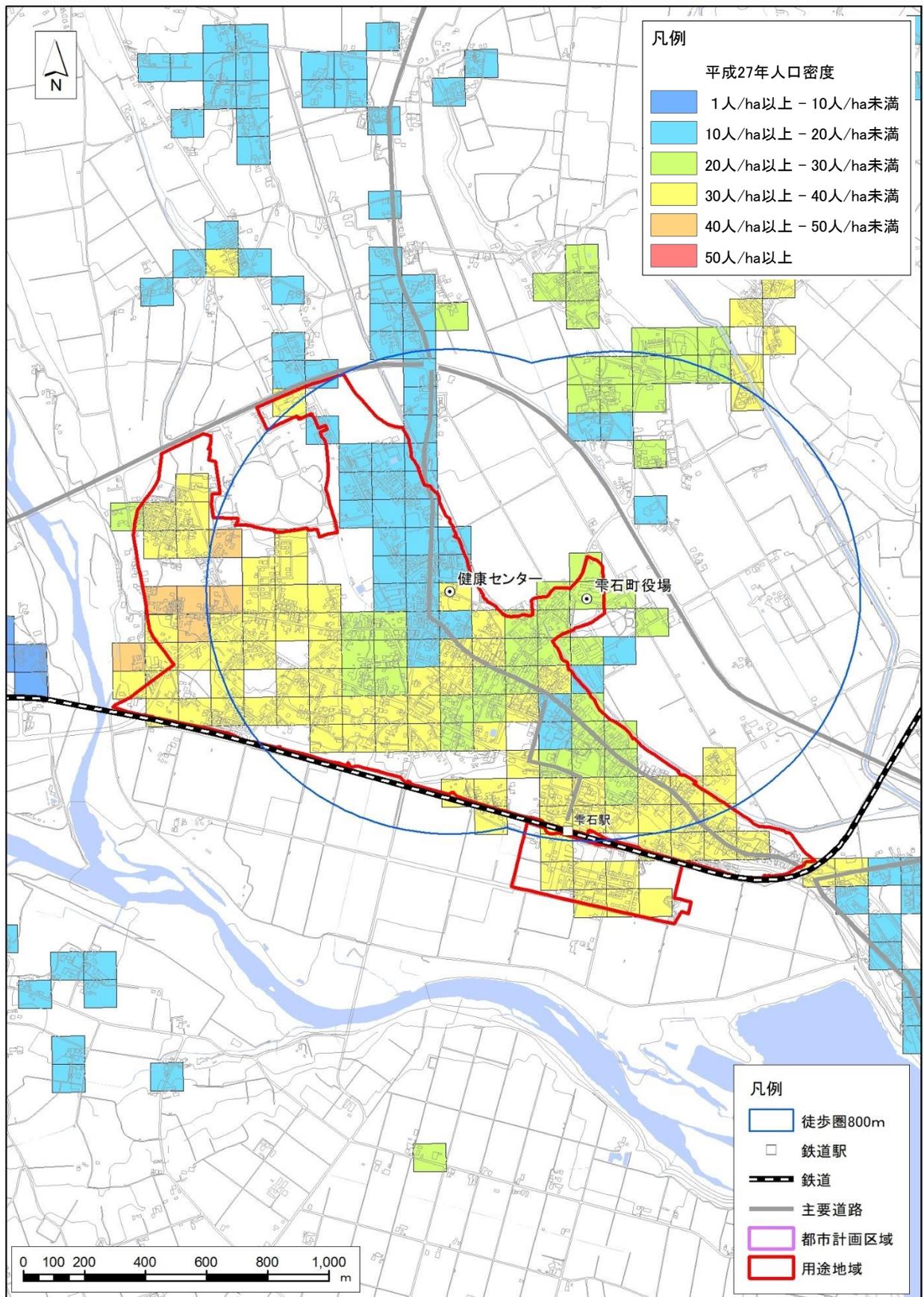


図 2-20 行政施設の分布 (用途地域周辺)

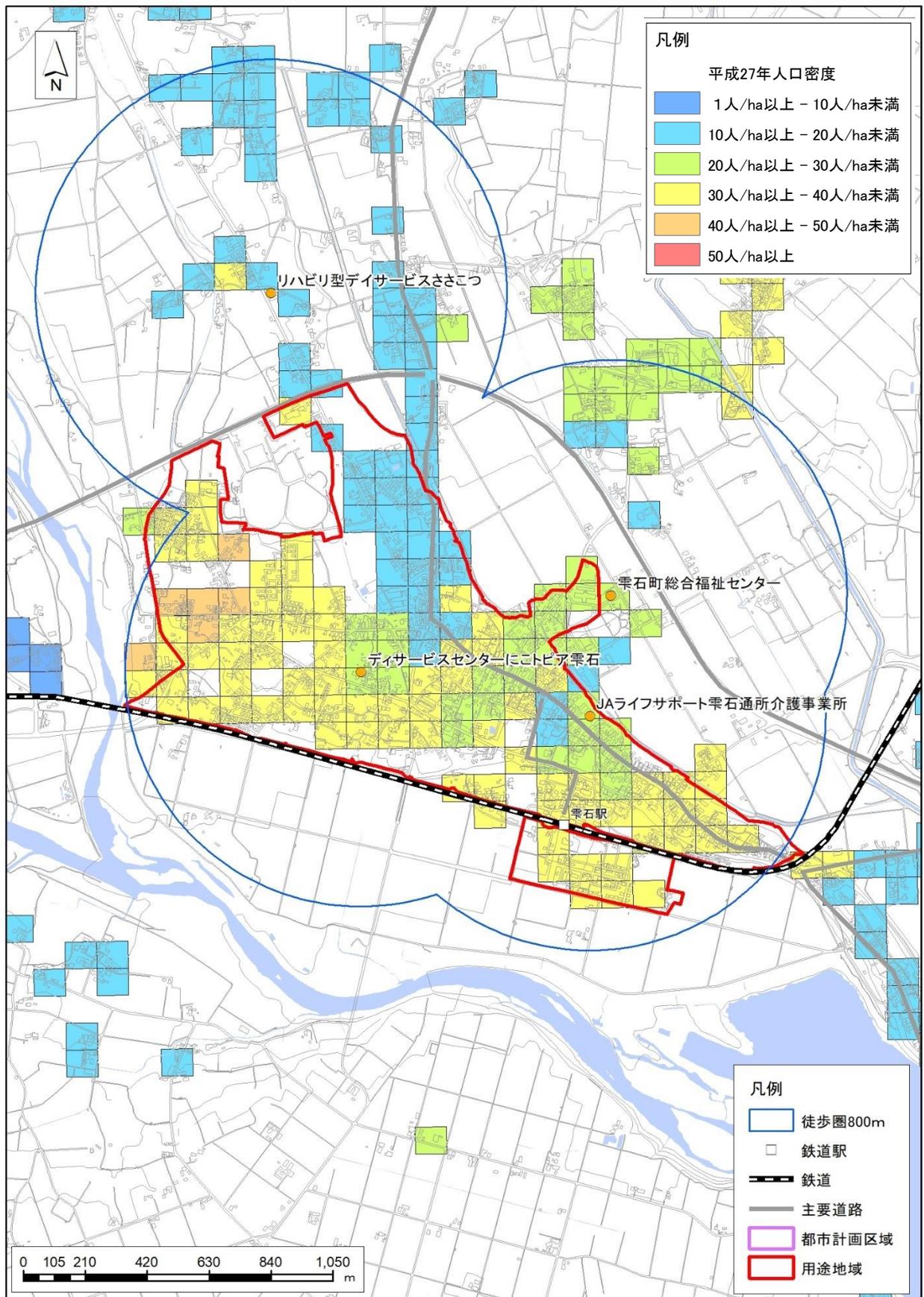


図 2-22 介護・福祉施設の分布（用途地域周辺）

(3) 子育て支援施設

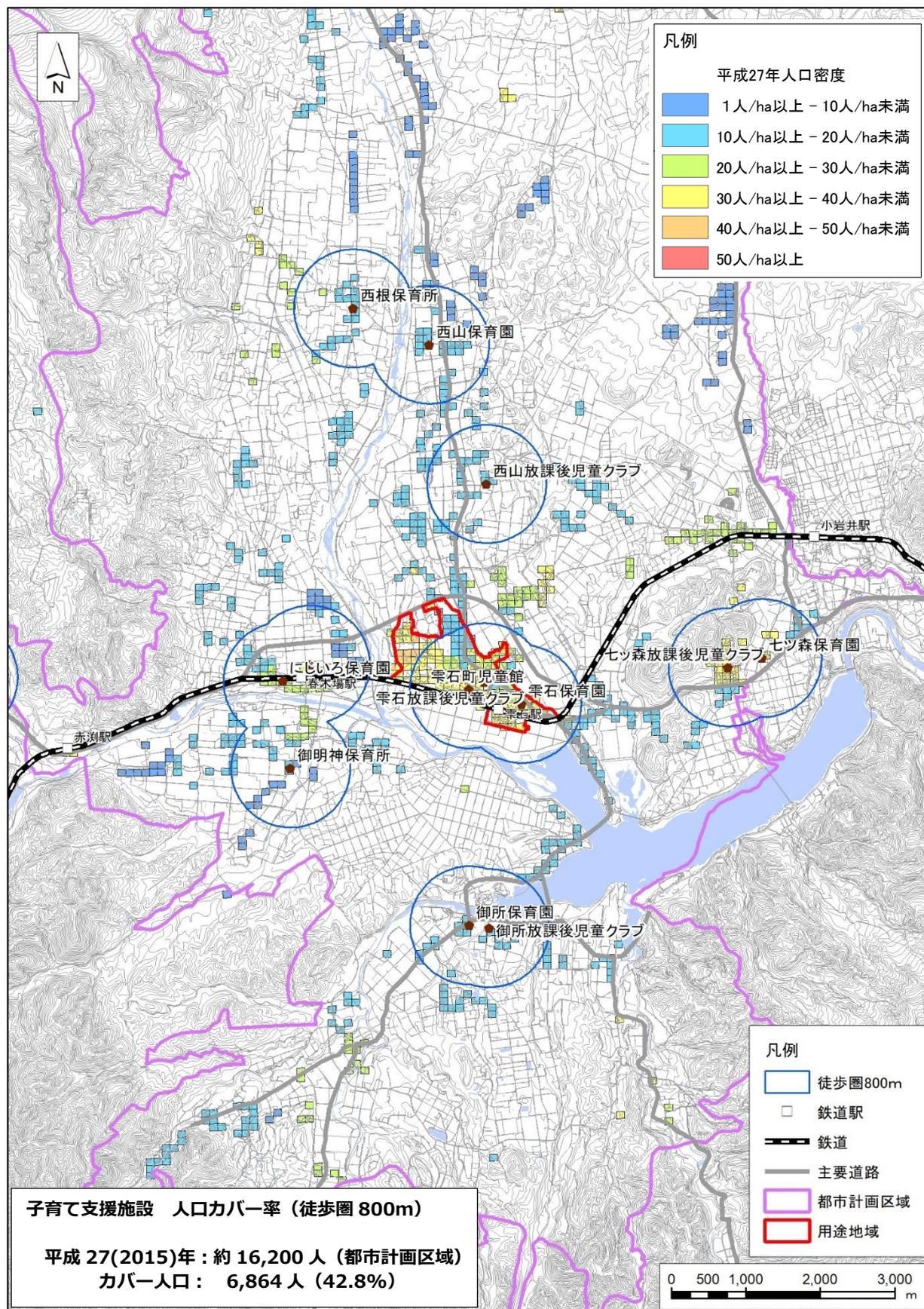


図 2-23 子育て支援施設の分布

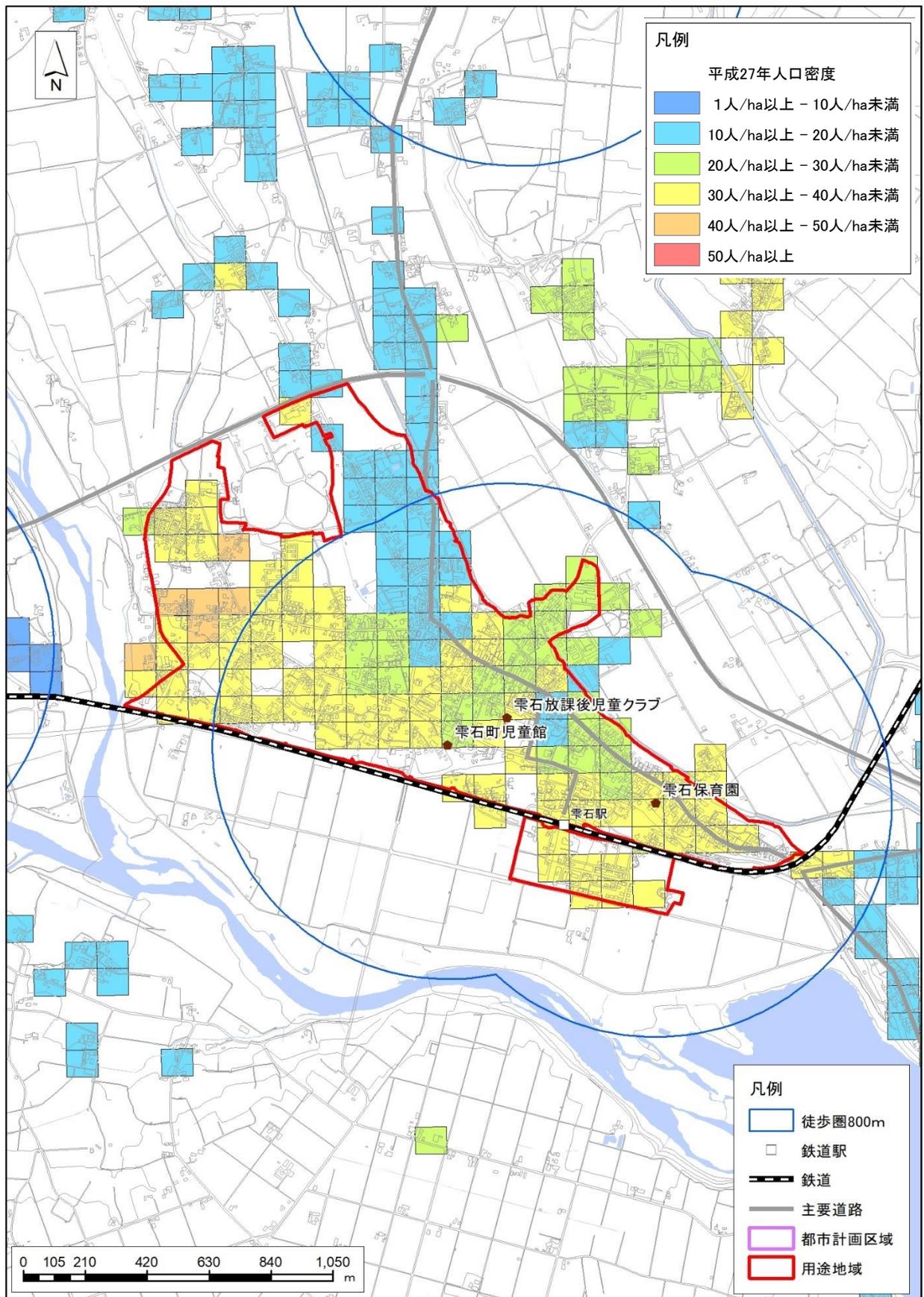


図 2-24 子育て支援施設の分布（用途地域周辺）

(4) 商業施設

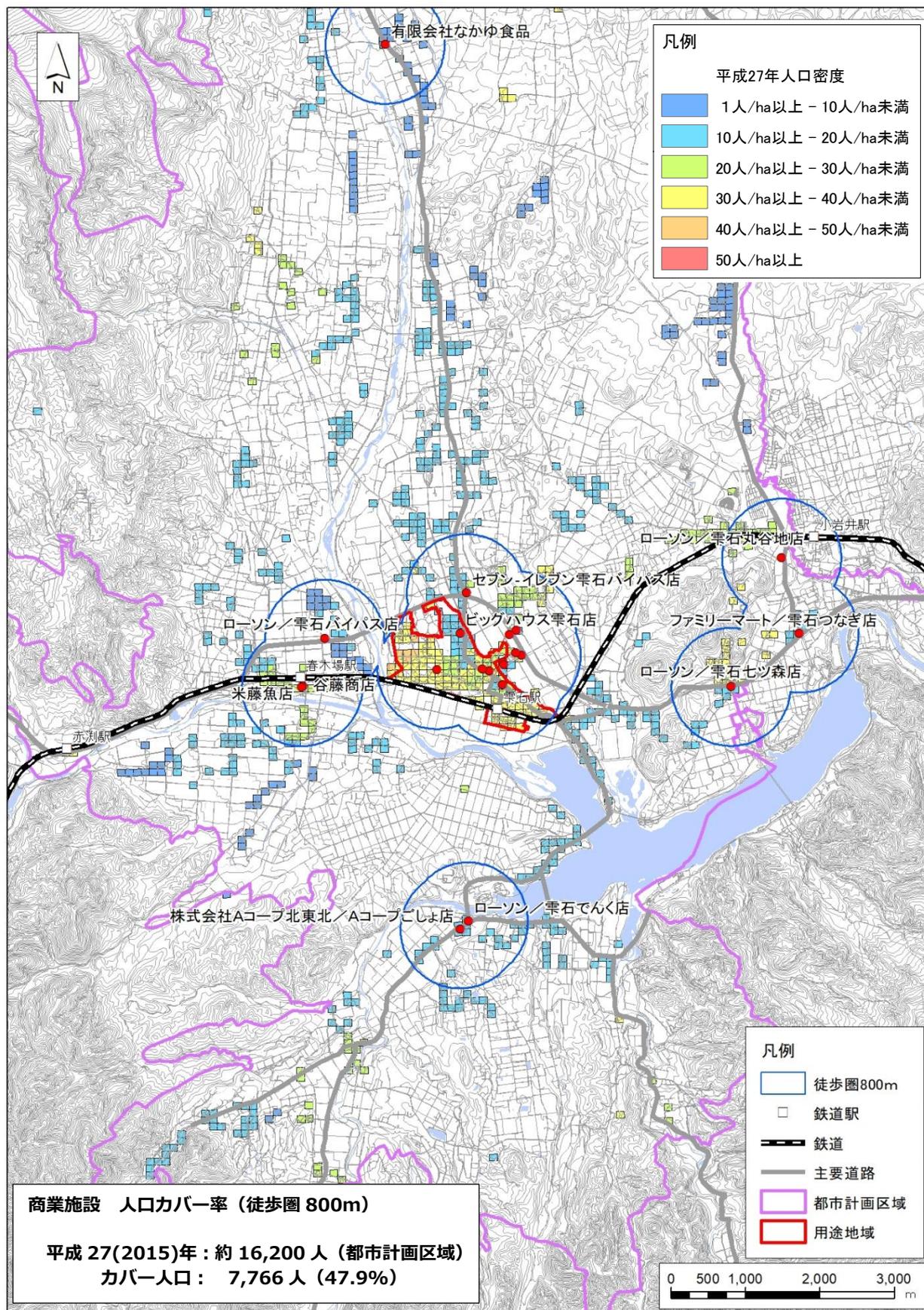


図 2-25 商業施設の分布

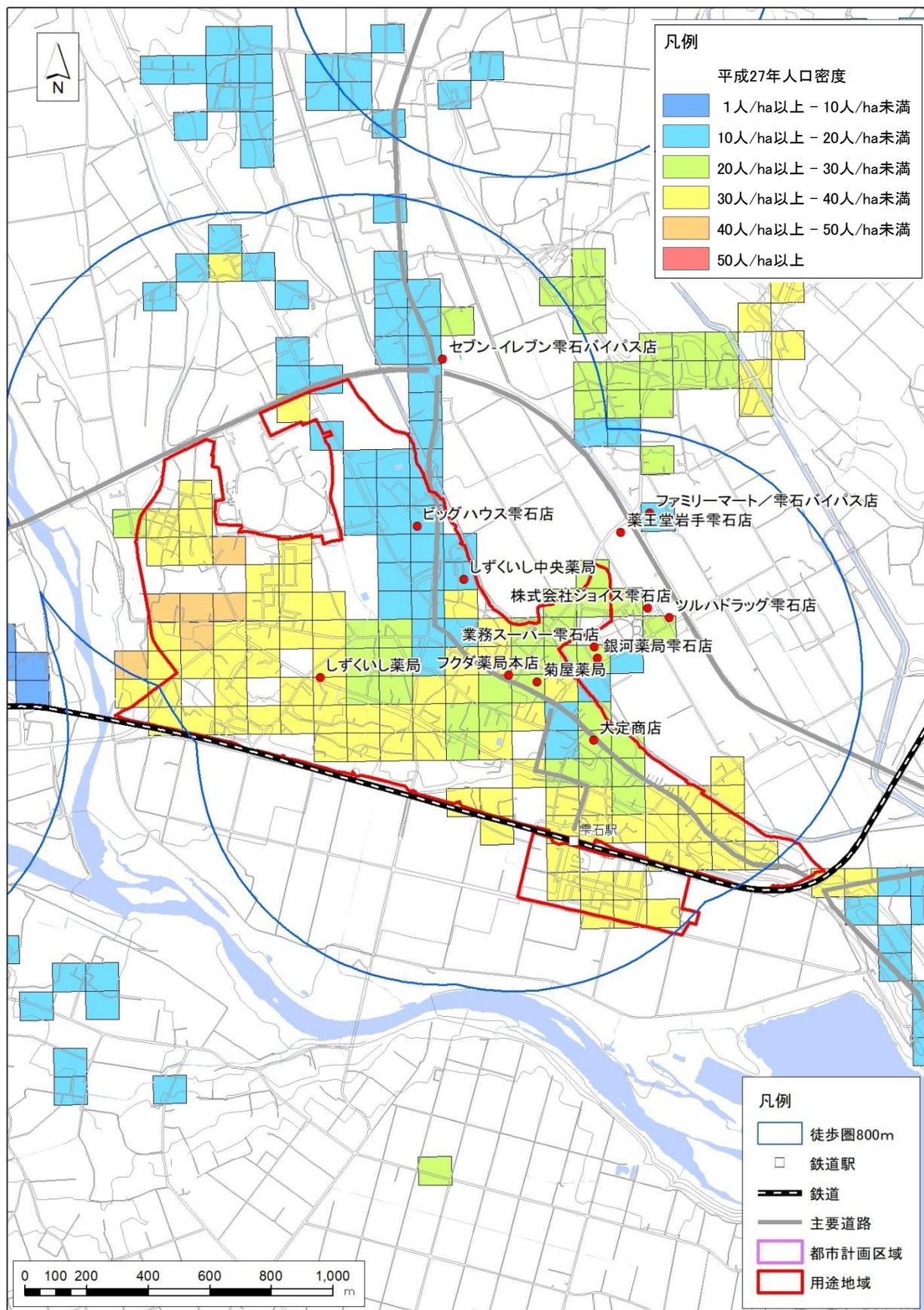


図 2-26 商業施設の分布 (用途地域周辺)

(5) 医療施設

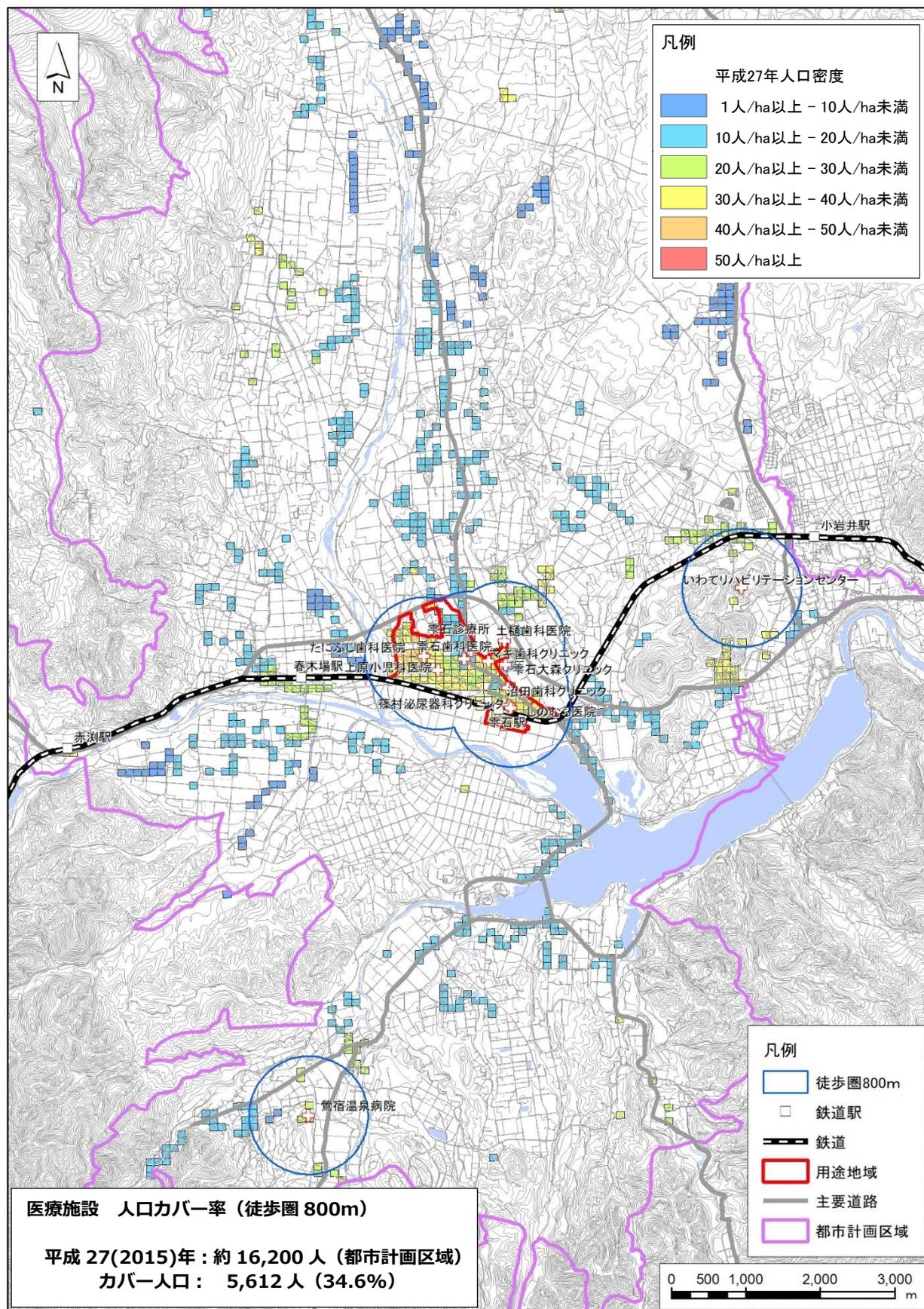


図 2-27 医療施設の分布

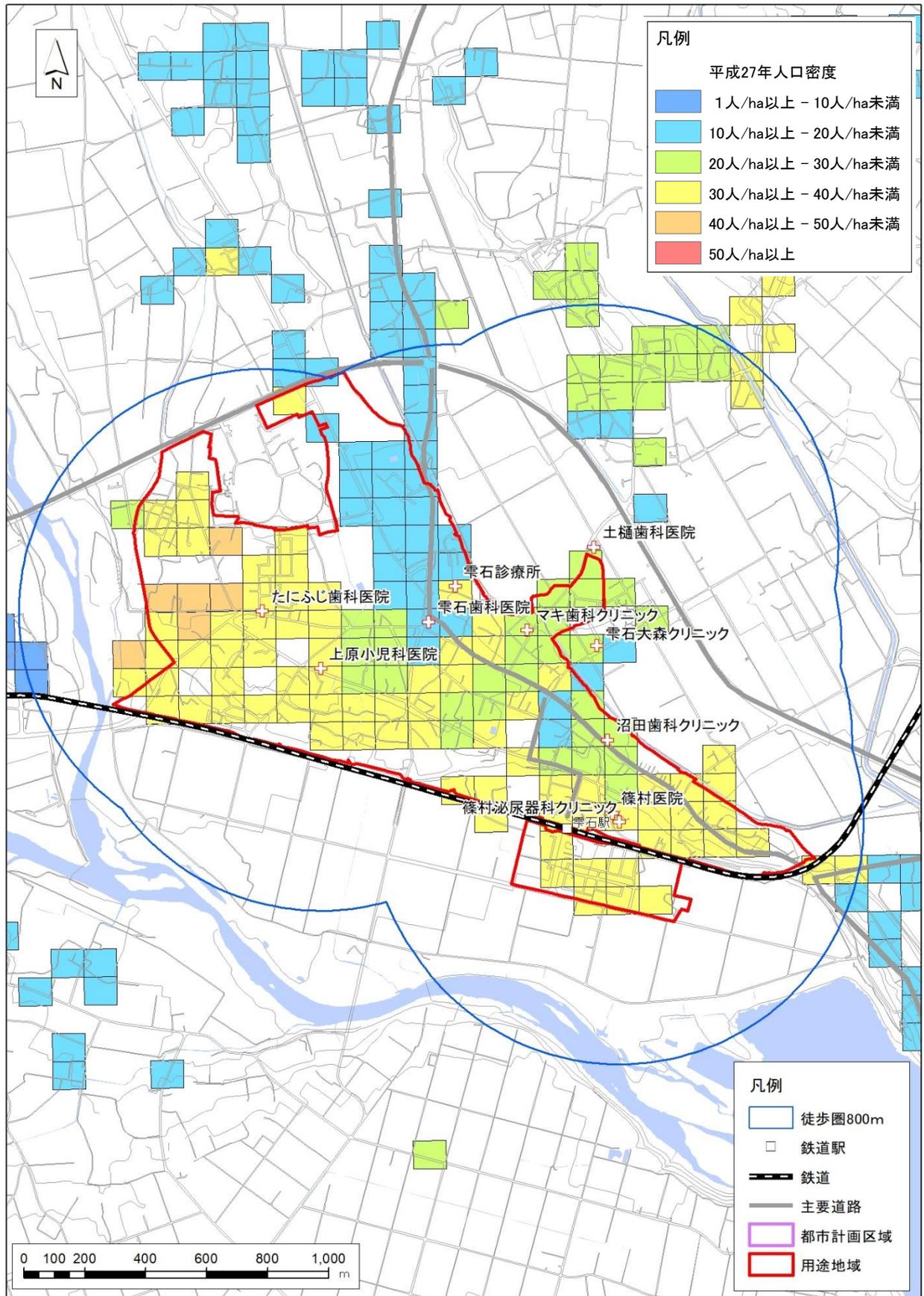


図 2-28 医療施設の分布 (用途地域周辺)

(6) 金融施設

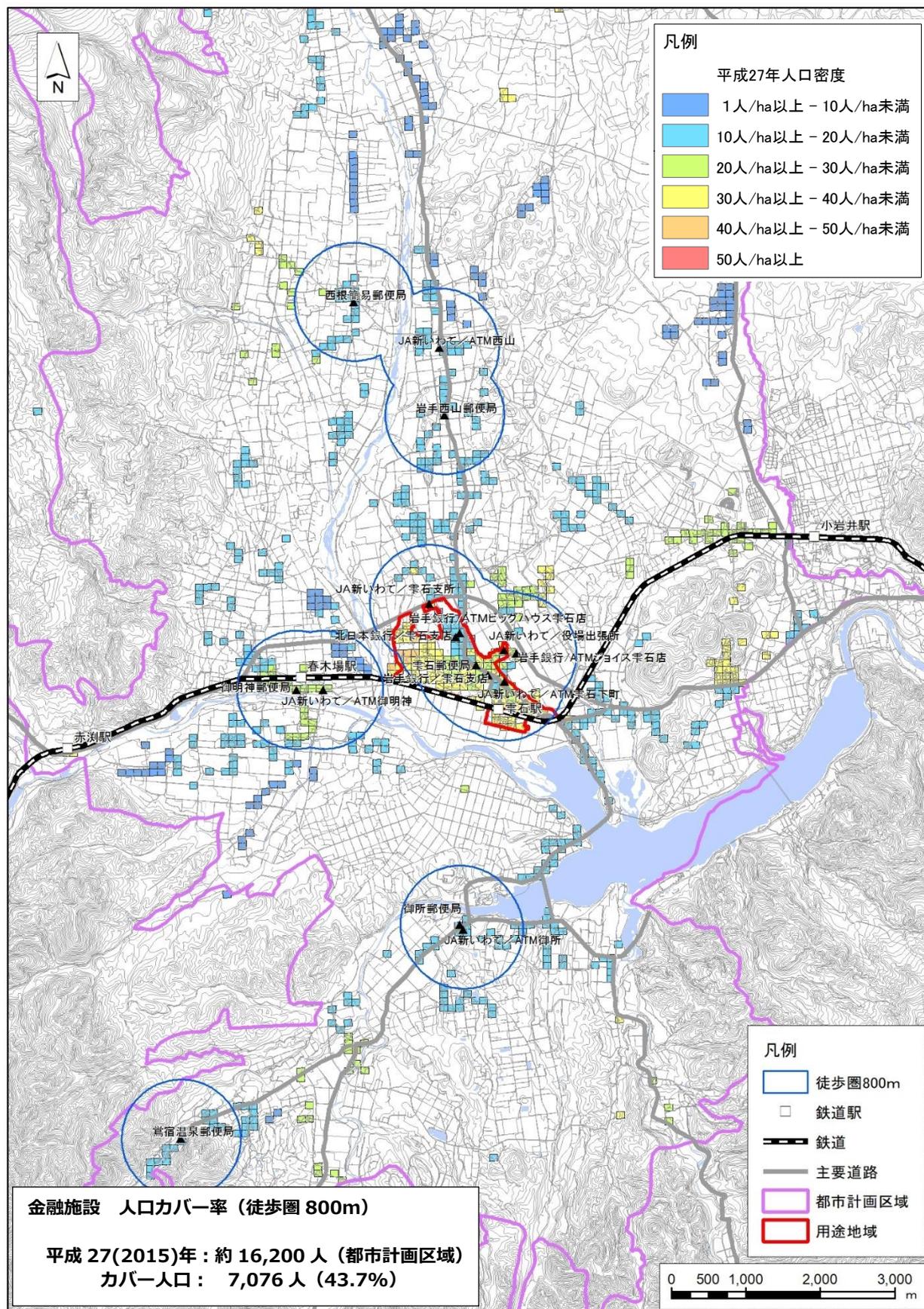


図 2-29 金融施設の分布

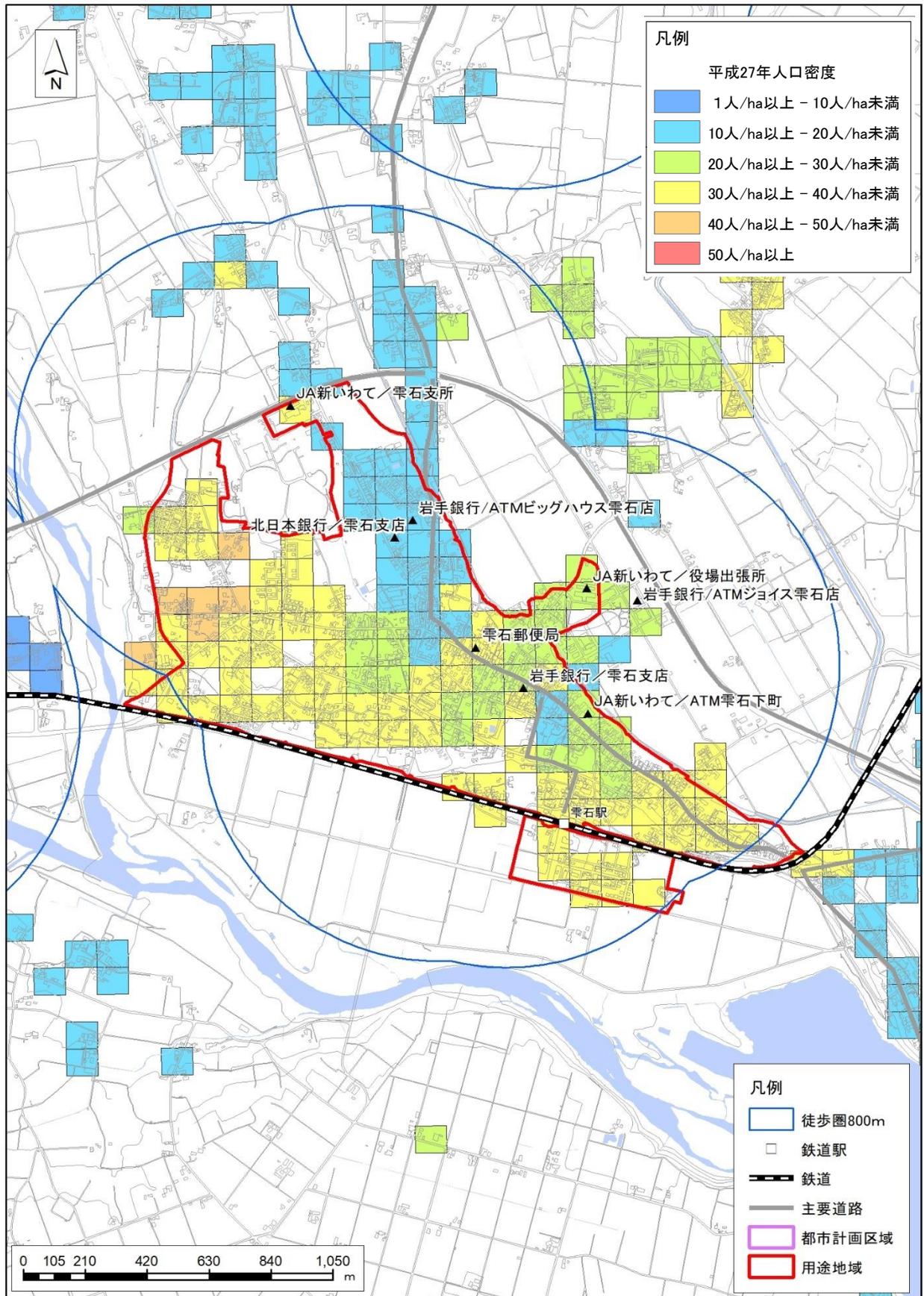


図 2-30 金融施設の分布（用途地域周辺）

(7) 教育・文化施設

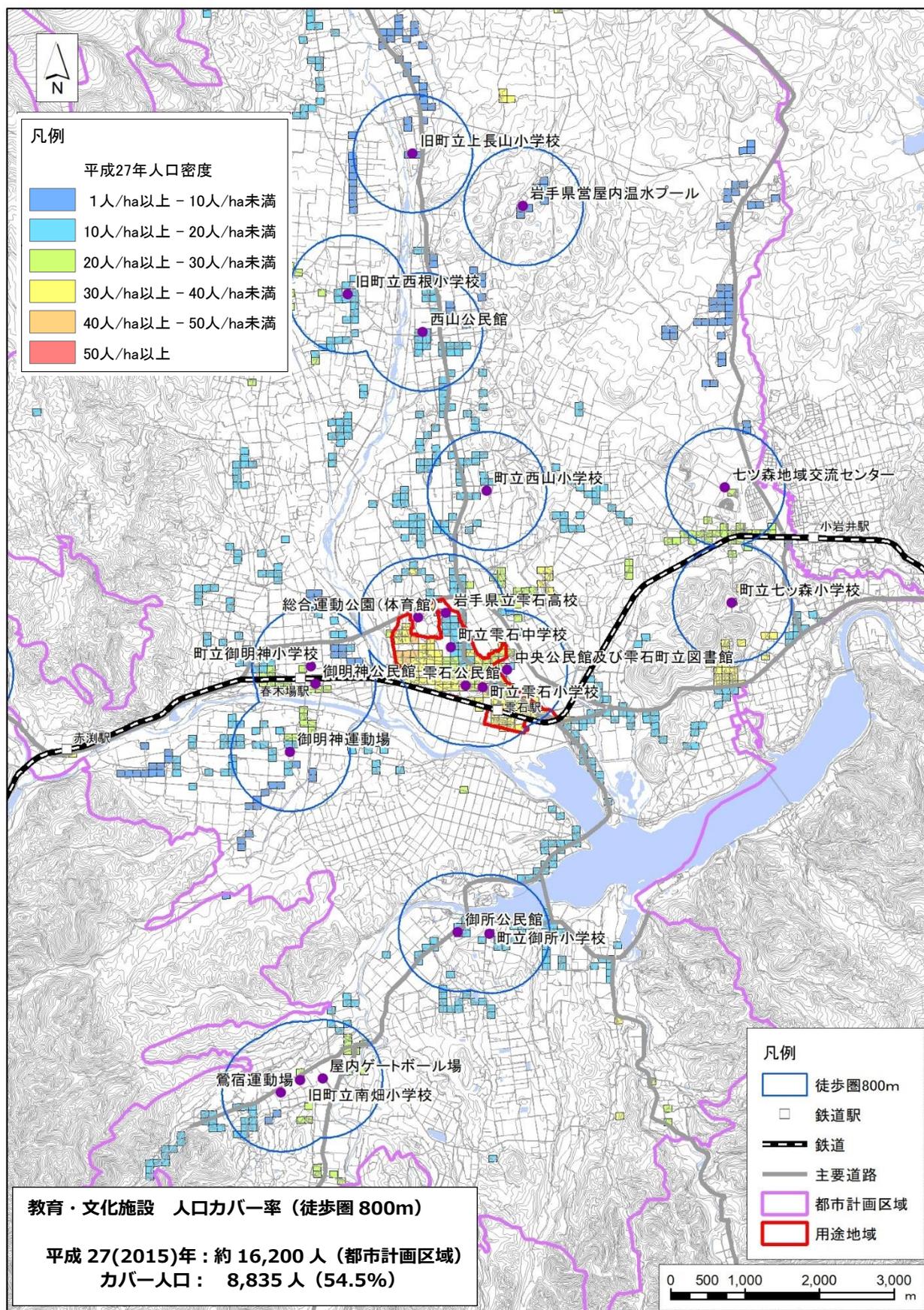


図 2-31 教育・文化施設の分布

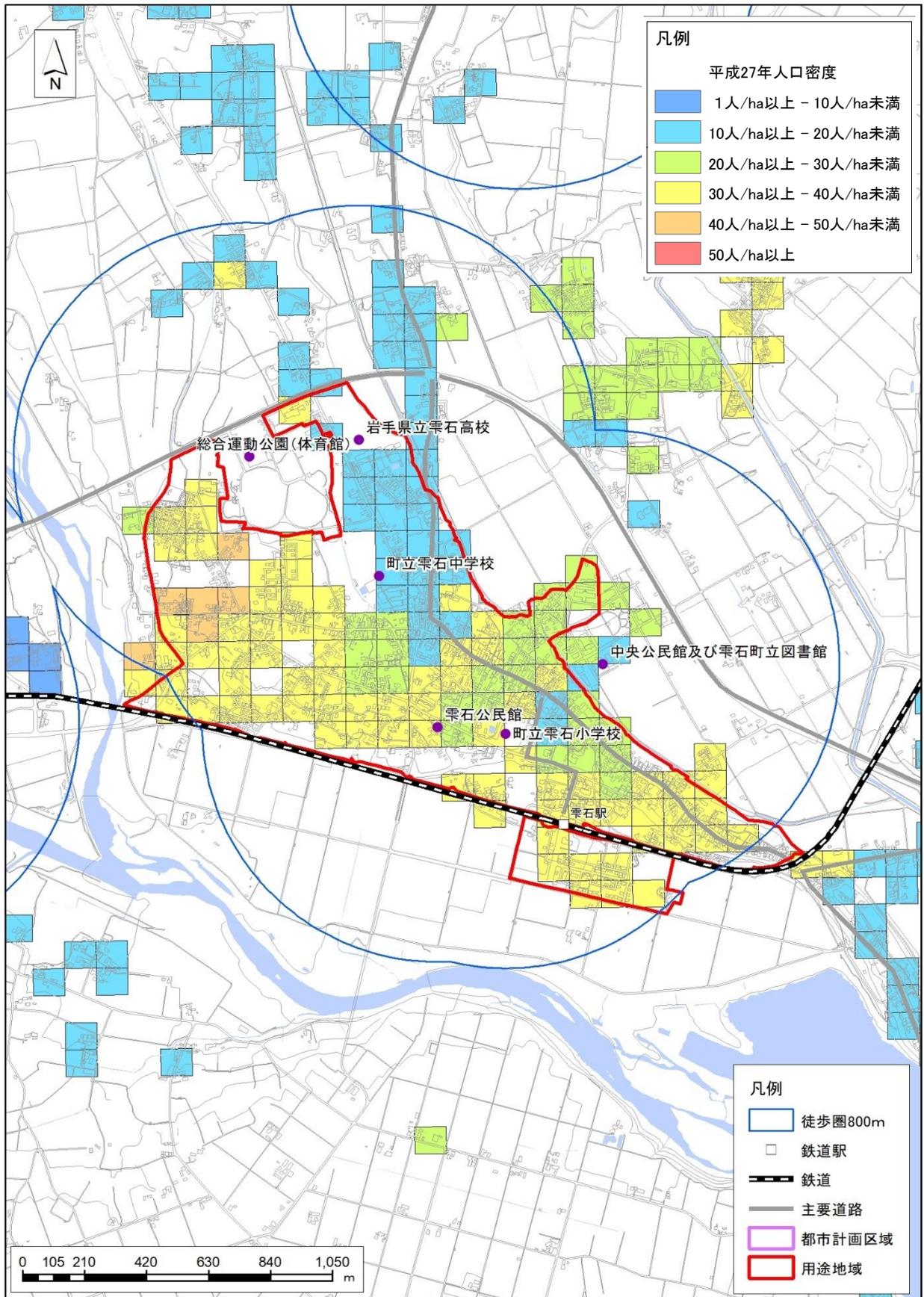


図 2-3 2 教育・文化施設の分布 (用途地域周辺)

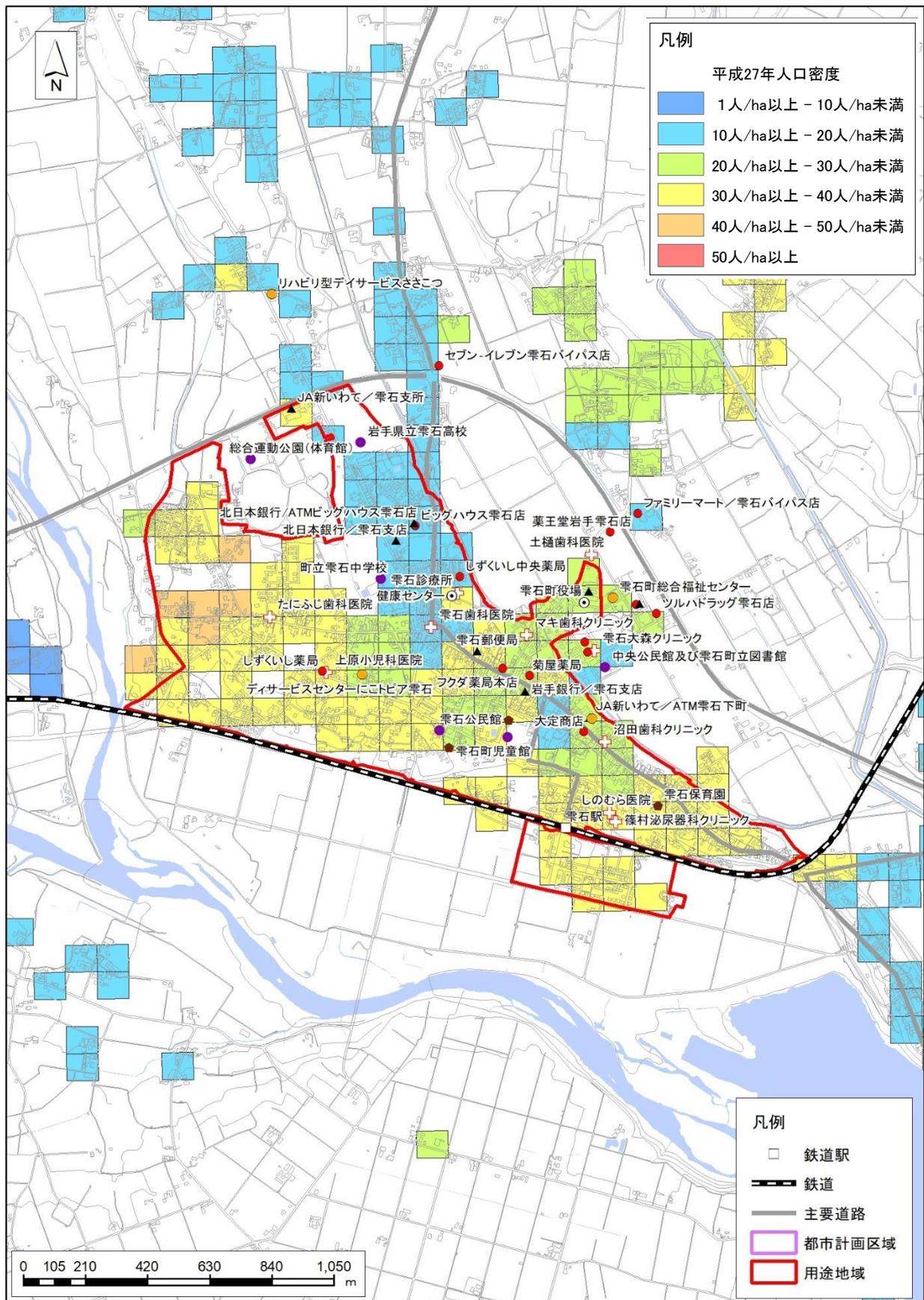


図 2-33 都市機能増進施設の分布状況のまとめ（用途地域周辺）

【都市機能増進施設の分布状況のまとめ】

- 介護・福祉、商業、医療施設の人口カバー率は30～40%台となっており、地方都市圏の平均（60～70%台）と比較すると低くなっています。
- 介護・福祉施設は用途地域外の北側と西側にはほとんど立地しておらず、用途地域内とその周辺に比較的集中しています。
- 子育て支援施設は今後の幼稚園の閉園により、将来的に子育て支援機能の不足が想定されま
す。

（カバー人口）

- 行政系施設は用途地域内に雫石町役場、健康センター等が立地しており、徒歩圏800mを考慮したカバー人口（平成27（2015）年）は3,652人（22.5%）となっています。
- 介護・福祉施設は用途地域内にデイサービスセンター等、用途地域外に老人ホーム等が立地しており、徒歩圏800mを考慮したカバー人口（平成27（2015）年）は7,268人（44.9%）となっています。
- 子育て支援施設は用途地域内に保育園、児童館等、用途地域外に保育園等が立地しており、徒歩圏800mを考慮したカバー人口（平成27（2015）年）は6,864人（42.8%）となっています。
- 商業施設はドラッグストア、スーパーマーケット、コンビニエンスストアが立地しており、徒歩圏800mを考慮したカバー人口（平成27（2015）年）は7,766人（47.9%）となっています。
- 医療施設は用途地域内に雫石診療所等、用途地域外に病院等が立地しており、徒歩圏800mを考慮したカバー人口（平成27（2015）年）は5,612人（34.6%）となっています。
- 金融施設は郵便局や農業協同組合等が立地しており、徒歩圏800mを考慮したカバー人口（平成27（2015）年）は7,076人（43.7%）となっています。
- 教育・文化施設は小中学校（廃校を除く）、公民館等が立地しており、徒歩圏800mを考慮したカバー人口（平成27（2015）年）は8,835人（54.5%）となっています。

（分布状況）

- 介護・福祉施設は用途地域内とその周辺及び用途地域外の東側、南側に立地しており、用途地域外の北側及び西側にはほとんど立地していません。
- 子育て支援施設は用途地域内に幼稚園、児童館、保育園がありますが、今後、幼稚園の閉園が予定されています。
- 商業施設、金融施設は用途地域内を中心に立地しており、その徒歩圏は用途地域内をおおむねカバーしています。また、施設は国道46号沿道や町役場周辺を中心に立地しています。
- 医療施設は用途地域内を中心に立地しています。用途地域外の北側及び西側には、現在、医療施設が立地していません。
- 教育・文化施設は、小学校、公民館などが各地域の中心となるエリアに立地しています。

3. 上位・関連計画等の把握

3.1 上位・関連計画によるまちづくりの方針の整理

本町の都市計画・まちづくり等に関する上位関連計画等より、本町のまちづくり方針を整理します。

項目	細項目	まちづくりの方針	出典
①拠点	都市構造	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域を指定している既成市街地を中心とした誰もが住みやすく賑わいのあるまちづくり コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいたまちづくり 	都市マス
	中心地	<ul style="list-style-type: none"> 雫石駅南口周辺の魅力ある駅前づくり 南口新市街地の安全で快適なまちの形成 雫石駅北口への利便性の高い機能配置、賑わいのある駅前づくり 	区域マス
		<ul style="list-style-type: none"> 魅力商店街づくりに向けた取組の推進 	総合計画
		<ul style="list-style-type: none"> 生活サービスを提供する各機能の向上や交通結節点としての機能強化 	国土利用
		<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗のリノベーション活用など起業者支援 開業支援による魅力ある商店街の形成 「雫石よしじゃれ通り」における安全・安心な商店街環境の形成 	総合戦略
	<ul style="list-style-type: none"> 雫石駅を中心とした交流促進 	地域づくり	
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の「小さな拠点」の形成と、人が集まる交通結節点づくり 	地域交通	
②公共交通	バス交通	<ul style="list-style-type: none"> 地域間を連絡する公共交通の充実 	区域マス
		<ul style="list-style-type: none"> あねっこバスを主体とする生活交通サービスの利便性の向上 	総合計画
		<ul style="list-style-type: none"> 中心部と周辺地域とを結ぶ公共交通網の再編の検討 	都市マス
		<ul style="list-style-type: none"> あねっこバスの維持・充実による生活交通対策の充実 	総合戦略
		<ul style="list-style-type: none"> MM（モビリティ・マネジメント）導入による公共交通活用・利用促進策の実施 	地域交通
	ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路から身近な生活道路までの道路ネットワーク化 	都市マス
		<ul style="list-style-type: none"> 効率性の高い公共交通ネットワークの再構築 まちなかへのアクセス利便性の向上 	地域交通 地域づくり
③防災	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> 治山・治水対策や農地・森林の持つ保水機能の維持向上 	総合計画
		<ul style="list-style-type: none"> ハード対策とソフト対策を組み合わせた、本町の特性に合った効果的な施策の推進 	強靱化計画
	地域活動	<ul style="list-style-type: none"> 地域での取組や自主防災組織の活動の支援 自主防災組織の相互協力・連携の強化 	総合計画 総合戦略

※出典 区域マス：雫石都市計画区域マスタープラン
 総合計画：第三次雫石町総合計画
 総合戦略：雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略
 国土利用：国土利用計画第三次雫石町計画
 強靱化計画：雫石町国土強靱化地域計画
 都市マス：雫石都市計画マスタープラン（第三次）
 公共交通：雫石町地域公共交通計画
 地域づくり：雫石町4地区別地域づくり計画

4. 将来見通し

4. 1 将来人口の見通し

(1) 国立社会保障・人口問題研究所による推計値

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」では、本町の人口は令和 22（2040）年に、約 11,000 人まで減少すると推計されています。

表 2-17 総人口と年齢 3 区分別人口の将来見通し

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		年齢不詳 (人)	総人口 (人)	増減率
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比			
平成27年 (2015)	1,815	10.7%	9,468	55.8%	5,698	33.6%	8	16,981	-
令和2年 (2020)	1,601	10.1%	8,210	51.8%	6,032	38.1%	0	15,843	-6.7%
令和7年 (2025)	1,385	9.5%	7,278	49.7%	5,972	40.8%	0	14,635	-7.6%
令和12年 (2030)	1,217	9.1%	6,464	48.2%	5,740	42.8%	0	13,421	-8.3%
令和17年 (2035)	1,058	8.7%	5,752	47.1%	5,411	44.3%	0	12,221	-8.9%
令和22年 (2040)	926	8.4%	4,970	45.2%	5,101	46.4%	0	10,997	-10.0%

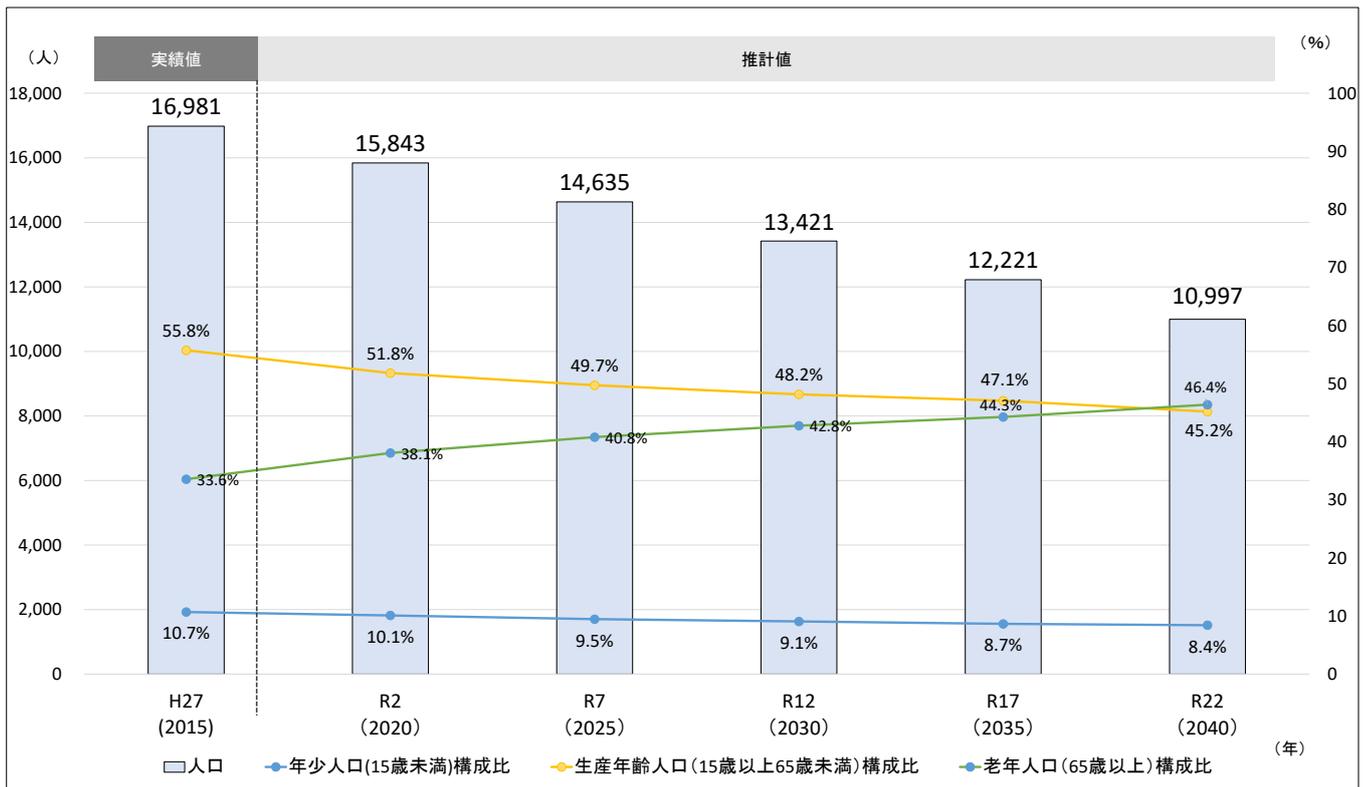


図 2-34 総人口と年齢 3 区分別人口の将来見通し

出典：日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）

(2) 雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる人口の将来展望

「雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2（2020）年3月）」において、今後の人口減少に歯止めがかけられる可能性があることを見込んで、令和22（2040）年に人口13,500人を目指すと設定しています。

- ① 目標1 今後25年間で10%程度の人口減少に抑える
2040年に13,500人を目指す
- ② 目標2 2040年以降、人口減少をより緩やかな速度まで減速させる
2060年に11,000人を目指す

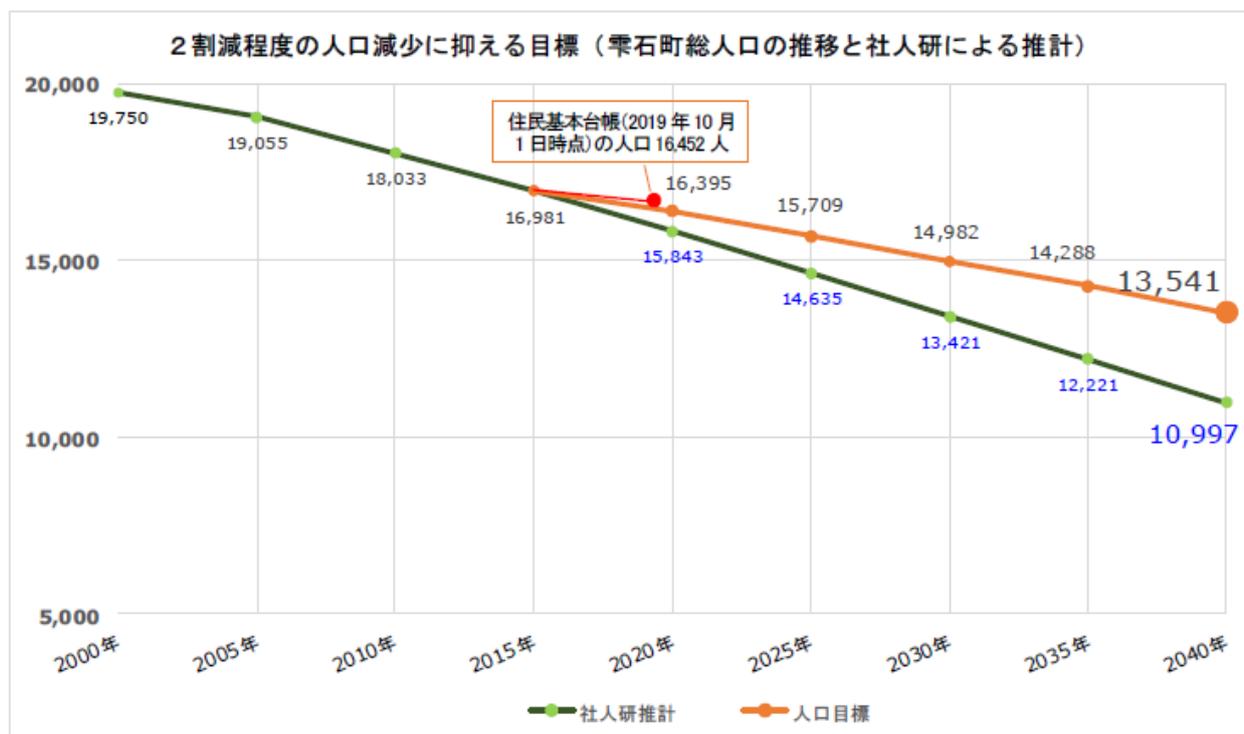


図 2-3 5 「雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口の将来展望

出典：雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

4. 2 メッシュごとの将来人口

【メッシュごとの将来人口のまとめ】

- 人口が集積している用途地域内においても人口減少が想定されます。
- 用途地域外において、人口が大きく減少する地域がみられます。

- 用途地域内人口は、令和 22(2040)年では約 2,370 人規模になると見込まれ、平成 27(2015)年の約 3,850 人と比較すると、約 1,480 人の減少となります。
- 平成 27(2015)年から令和 22(2040)年までの増減率をみると、用途地域内では 20%以上減少する箇所が多くみられ、用途地域内の東側、西側の一部では 50%以上減少する箇所もみられます。用途地域外においても、雫石地区、御明神地区、御所地区で 50%以上減少する箇所がみられます。
- 将来的に人口が集積している用途地域内においても人口減少が見込まれ、年少人口の減少、高齢化率の上昇が想定されます。

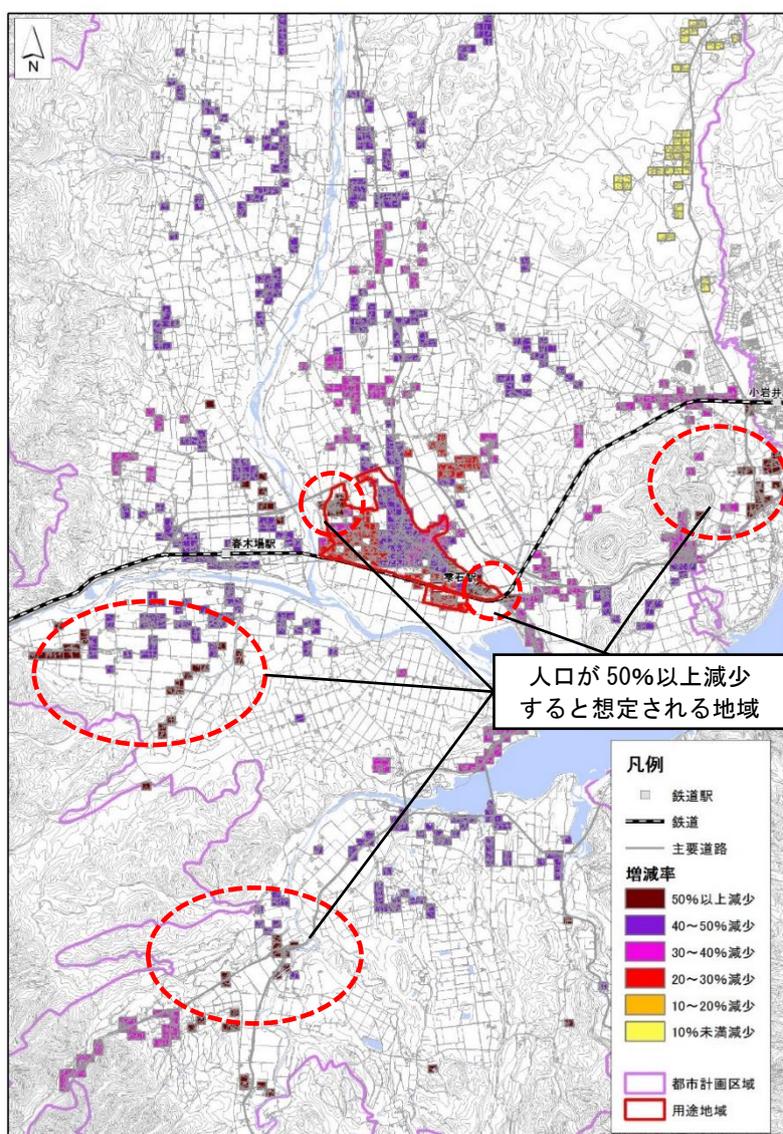


図 2-36 地域別の将来人口のまとめ

5. まちづくりの課題整理

5. 1 分野別の課題の抽出

(1) 社会動向にかかわる課題

【現状・上位関連計画の位置づけ等】

- ・本町の総人口、世帯数は平成12年をピークに減少傾向にあります。
- ・人口は雫石駅北側の用途地域内に集積、用途地域内人口は減少傾向にあります。
- ・町全体の年少人口・生産年齢人口は減少、老年人口は増加傾向にあり、高齢化率は岩手県平均を上回っています。
- ・用途地域内においても、将来的に人口減少が見込まれています。
- ・用途地域外では、春木場駅周辺や雫石地区の国道46号付近、西山地区、御所地区の公民館周辺などに人口が分布しています。



【社会動向にかかわる課題】

■人口減少、少子高齢化の現状を見据えたまちづくり

- ・市街地を維持するための適正な人口密度を確保していく必要があります。
- ・少子高齢化、生産年齢人口の減少を見据え、高齢者や子育て世代の暮らしを支援するまちづくりを進めていく必要があります。
- ・市街地周辺の集落地の生活環境・地域コミュニティを維持していく必要があります。
- ・さらなる少子高齢化を見据えた都市機能の適正誘導を図っていく必要があります。

■高齢者が暮らしやすいまちづくり

- ・高齢化の進展に伴い、高齢者の生活を支援するまちづくりを進めていく必要があります。

(2) まちづくり・土地利用にかかわる課題

【現状・上位関連計画の位置づけ等】

- ・雫石駅には商店街（よしゃれ通り）が形成されていますが、商業などの施設は国道46号沿道や町役場周辺を中心に立地しています。
- ・介護・福祉、商業、医療施設の人口カバー率は、地方都市圏の平均より低くなっています。
- ・雫石駅南側は地区計画が定められているとともに、都市基盤が整った良好な住宅地が整備されています。
- ・町役場周辺の業務、商業、文化、娯楽等の施設の集積を図る方針が位置づけられています。
- ・快適で安全な低密度住宅地の形成を図る方針が位置づけられています。
- ・雫石駅周辺の利便性の高い機能配置、賑わいの創出を図る方針が位置づけられています。
- ・商店街（よしゃれ通り）の活性化、空き店舗の活用を図る方針が位置づけられています。
- ・各地域の集落が集まる地域拠点の利便性の維持・向上を図る方針が位置づけられています。



【まちづくり・土地利用にかかわる課題】

■都市機能・生活利便施設が集積する中心地づくり

- ・中心地への住環境の整った居住地を確保していく必要があります。
- ・既存市街地の中心地としての役割を維持するため、都市機能施設・サービスの低下を抑制

していく必要があります。

- ・居住や生活利便性に寄与する施設の立地を適正に誘導し、中心地の賑わい・活力を創出していく必要があります。

■地域拠点の生活環境の維持・向上

- ・住み慣れた地域で暮らし続けられるように集落の生活環境を維持していく必要があります。
- ・集落における暮らしを総合的に支える仕組みづくりが必要となっています。

(3) 公共交通にかかわる課題

【現状・上位関連計画の位置づけ等】

- ・鉄道、乗り合いタクシー「あねっこバス」の利用者数は減少傾向にあります。
- ・岩手県交通（株）が、盛岡市と町の中心市街地や温泉地・小岩井農場などを結ぶ路線バスを運行しています。
- ・人口集積地域の一部では、バス停徒歩圏域外の区域があります。
- ・雫石駅は鉄道とバス交通の交通結節点となっており、町内の主要な集落地域へは、雫石駅を起点としたバス交通で、公共交通ネットワークを形成しています。
- ・雫石駅の交通結節点としての機能強化を図る方針が位置づけられています。



【公共交通にかかわる課題】

■公共交通網の維持、ネットワークの再構築

- ・利用者ニーズの変化に対応した公共交通手段を確保していく必要があります。
- ・人口集積地における公共交通利用圏域外の解消などに対応するよう、バス路線の見直し等を検討していく必要があります。
- ・中心地及び鉄道駅、主要な都市機能施設と、周辺集落地を効率的にネットワークする公共交通網を形成する必要があります。

■雫石駅の交通結節機能の強化

- ・雫石駅の交通結節機能の充実と公共交通利用者の利便性の向上を図る必要があります。

■乗り合いタクシー「あねっこバス」の運行維持

- ・町内の主要な公共交通機能である乗り合いタクシー「あねっこバス」の運行を、今後とも継続していく必要があります。

(4) 防災にかかわる課題

【現状・上位関連計画の位置づけ等】

- ・平成 25 (2013) 年の豪雨により、宅地や道路、橋梁、農地、河川等に甚大な被害が発生しています。
- ・市街地を含む雫石駅南側に浸水想定区域が指定されています。
- ・ハード対策とソフト対策を組み合わせた、本町の特性に合った効果的な防災施策を推進する方針が位置づけられています。



【防災にかかわる課題】

■災害リスクに対応する市街地づくり

- ・災害危険の想定される区域の居住のあり方を検討していく必要があります。
- ・安全性の高い市街地への適正な居住誘導と都市機能の配置を検討していく必要があります。

(5) 財政にかかわる課題

【現状・上位関連計画の位置づけ等】

- ・歳出の普通建設事業費は近年まで増加傾向にあります。
- ・町有建築物の長寿命化を図る方針が位置づけられています。



【財政にかかわる課題】

■公共サービスの維持と経費縮減

- ・公共施設等の維持・管理及び更新のあり方や行政サービスの見直し、民間活力による行財政の軽減を検討していく必要があります。

■既存ストックの有効活用

- ・既存の町有財産遊休地や統廃合などによって発生する公共施設跡地の有効活用を検討していく必要があります。

5. 2 立地適正化計画において解決すべき課題

これまでの現況分析、上位関連計画等の把握及び課題の抽出を踏まえ、本町における立地適正化計画策定において解決すべき課題を次のとおり整理します。

表 2-18 解決すべき課題の抽出

主な課題		立地適正化計画において解決すべき課題の抽出
社会動向	<ul style="list-style-type: none"> ■人口減少、少子高齢化の現状を見据えたまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における適正な人口密度の確保 ・高齢者や子育て世代の暮らしを支援するまちづくり ・集落地の生活環境・地域コミュニティの維持 ■高齢者が暮らしやすいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活を支援するまちづくり 	<p>【課題①】 市街地の空洞化の抑制と少子高齢化の進行への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地の人口密度の低下の抑制 ○市街地の均衡ある土地利用の誘導 ○空き家、空き地等への対応 ○さらなる少子高齢化の進行へ対応する、町民の暮らしやすさの向上 ○既成市街地の災害リスクの軽減
まちづくり・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■都市機能・生活利便施設が集積する中心地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・住環境の整った居住地を確保 ・都市機能施設・サービスの低下を抑制 ・居住や生活利便性に寄与する施設の適正誘導 ・中心地の賑わい・活力の創出 ■地域拠点の生活環境の維持・向上 <ul style="list-style-type: none"> ・集落の生活環境の維持 ・集落の暮らしを総合的に支える仕組みづくり 	
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ■公共交通網の維持、ネットワークの再構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ変化に対応した公共交通手段の確保 ・バス路線の見直し等の検討 ・効率的にネットワークする公共交通網の形成 ■零石駅の交通結節機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・交通結節機能の充実と公共交通利用者の利便性の向上 ■乗り合いタクシー「あねっこバス」の運行維持 <ul style="list-style-type: none"> ・あねっこバスの運行の継続 	<p>【課題②】 中心地・生活拠点の都市機能の維持と公共交通サービスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の中心地に立地する都市機能の維持と集約化 ○高齢者の移動手段となる公共交通サービスの確保、利用促進、公共交通空白地域の解消 ○零石駅の交通結節機能の充実 ○中心地と周辺集落を機能的に結ぶネットワークの確保 ○地域拠点を支える仕組みづくり
防災	<ul style="list-style-type: none"> ■災害リスクに対応する市街地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険の想定される区域の居住のあり方の検討 ・安全性の高い市街地への適正な居住誘導と都市機能の配置 	
財政	<ul style="list-style-type: none"> ■公共サービスの維持と経費縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の維持・管理及び更新のあり方や行政サービスの見直し ・民間活力による行財政の軽減の検討 ■既存ストックの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設跡地の有効活用 	

第3章 立地適正化に関する基本的な方針



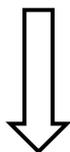
1. 都市の将来像

立地適正化計画におけるまちづくりの将来像は、雫石都市計画マスタープラン（第三次）に定めるまちづくりの将来像「一人ひとりが輝く 未来につなぐ しずくいし」を共有するものとします。

また、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部であることから、雫石都市計画マスタープラン（第三次）に定める5つのまちづくりの目標のうち、本計画においても整合を図るべき将来目標を次の3つに定めます。

【都市の将来像】

一人ひとりが輝く 未来につなぐ しずくいし



まちづくりの目標

（雫石都市計画マスタープラン（第三次）より、整合を図るべきものを抽出）

目標① 生活環境が充実した安全・安心のまち

- ・町の中心部と各地域を結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた地域拠点の形成
- ・自助・共助・公助による防災まちづくり

目標② 地域資源を活かした産業連携による元気なまち

- ・賑わいのある商業地づくり
- ・優良企業の誘致による産業の強化
- ・観光・交流のネットワークづくり

目標③ 自然と共生した快適で美しいまち

- ・農地等の自然環境の保全、活用
- ・公園・緑地の維持、保全
- ・集落の生活環境の維持、向上

2. まちづくりの方針の設定（ターゲット）

現状及び将来の見通しに基づく課題への対応や、上位計画における基本目標の実現などの観点から、本立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針（計画のターゲット）を以下に設定します。

基本方針1 誰にとっても暮らしやすい居住環境づくり

- ・すべての町民が日常生活において、健康づくりや生きがいづくりなど、充実した生活を過ごすことができ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる環境づくりを目指します。
- ・よしゃれ通り商店街は、日常の買物や同世代の交流のみならず世代間交流ができ、さらに町民の活動の場となるよう、本町の中心地の再生を目指します。
- ・高齢者や子育て世代のまちなかへの居住（冬期の一時的な移住を含む）を促進することにより、除雪作業などへの町民の負担や作業経費の軽減などを図ります。

解決すべき課題①

市街地の空洞化の抑制と高齢化の進行への対応

まちづくりの目標②

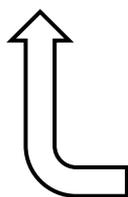
地域資源を活かした産業連携による元気なまち（賑わいのある商業地づくり）



【よしゃれ通りで行われている雫石よしゃれ祭りの様子】

基本方針2 周辺集落を維持していくための新しい仕組みづくり

- ・既存の集落が形成された地域においては、町民が住み慣れた地域で愛着を感じながら快適に暮らし続けることができるように、豊かな自然環境や優良な農地等との調和に配慮した居住環境の維持を図ります。
- ・本町の中心地周辺に位置する御所地域、御明神地域、西山地域、七ツ森地域の各地域拠点のコミュニティを維持し、買物や交通など地域生活に必要な機能・サービスの確保に取り組む小さな拠点づくりを目指します。
- ・地域生活に必要な施設の状況に応じて、再編や機能の複合化等を進めるとともに、地域による施設の適正管理を進めながら施設の維持を図ります。また、医療や高齢福祉、生涯学習等の各分野と連携して、地域の医療・福祉サービスの維持を図ります。
- ・乗り合いタクシー「あねっこバス」の利便性向上、高齢者の外出支援、介護施設の送迎などに加え、鉄道等で地域を訪れる人のための二次交通の確保など、地域における公共交通の維持・向上を図ります。
- ・中心地と地域間を効率的に連絡し、すべての町民が利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。



解決すべき課題②

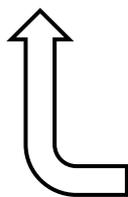
中心地・生活拠点の都市機能の維持と公共交通サービスの強化

まちづくりの目標①③

- ・生活環境が充実した安全・安心のまち（町の中心部と各地域を結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた地域拠点の形成）
- ・自然と共生した快適で美しいまち（集落の生活環境の維持、向上）

基本方針3 公共交通によってすべての町民が利用しやすい雫石駅前周辺づくり

- ・本町の公共交通ネットワークは、雫石駅を交通結節点として各地域が連絡し、すべての町民が利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・乗り合いタクシー（あねっこバス）の運行を維持するとともに、公共交通との乗り継ぎの利便性向上や効率的な運行確保などにより、町民の生活の移動手段としての確立を図ります。
- ・雫石駅前とよしゃれ通り商店街は、日常生活に必要な商業・医療・福祉・子育て支援等の生活サービス施設の適正な誘導を図ります。



解決すべき課題②

中心地・生活拠点の都市機能の維持と公共交通サービスの強化

まちづくりの目標①②

- ・観光・交流のネットワークづくり
- ・生活環境が充実した安全・安心のまち（町の中心部と各地域を結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた地域拠点の形成）

3. 将来の都市の骨格構造

立地適正化計画が目指す将来の都市の骨格構造は、雫石都市計画マスタープラン（第三次）における将来都市構造（「土地利用」「都市軸」「都市拠点」「地域拠点」などの配置、機能の位置づけ）を踏まえ、次のとおり定めます。

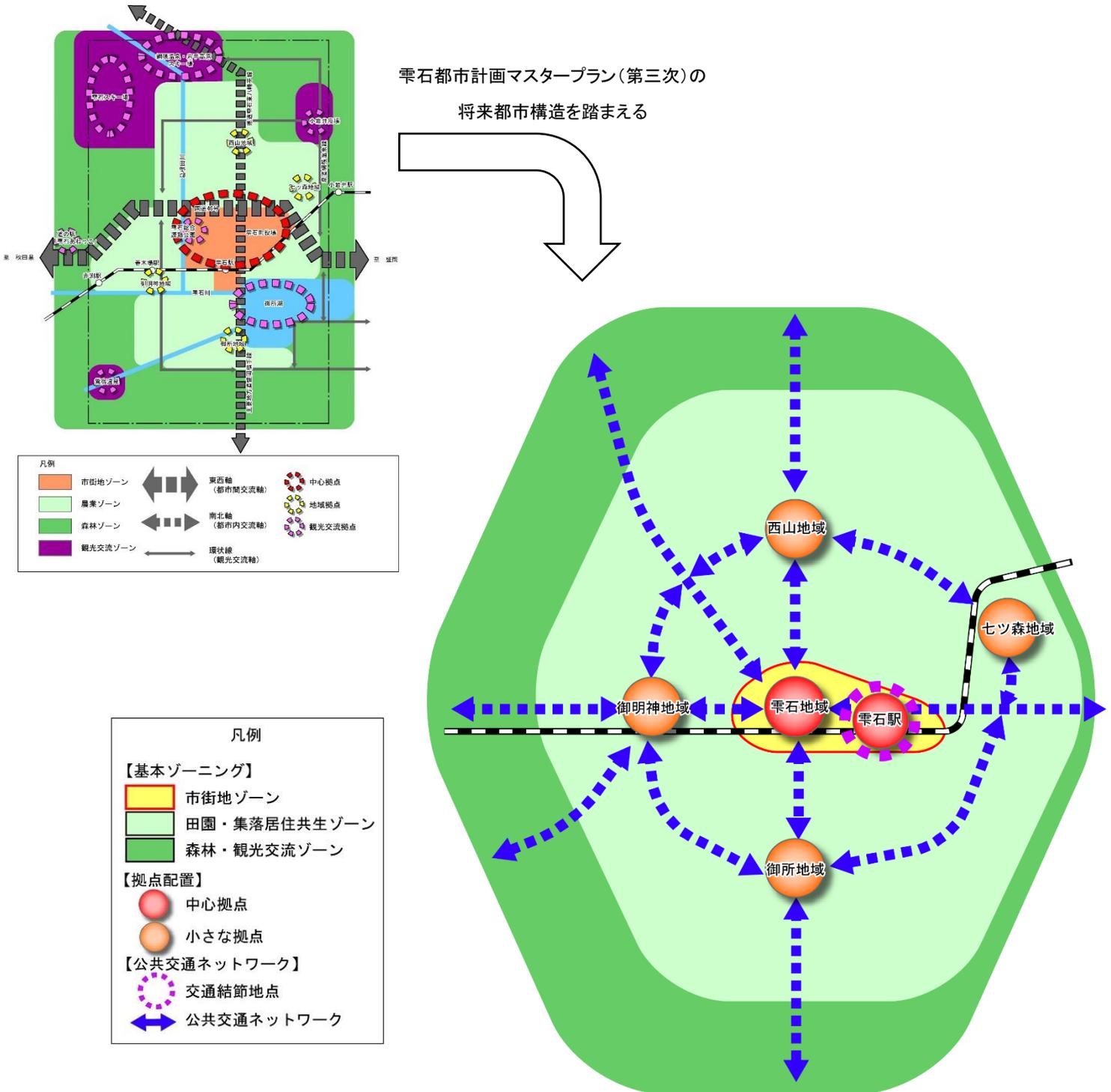


図 3-1 立地適正化計画で目指す将来の都市の骨格構造

3. 1 立地適正化計画における基本ゾーニングの方針

基本ゾーニングは、本町全域を「市街地ゾーン」「田園・集落居住共生ゾーン」「森林・観光交流ゾーン」に区分して定めるものとします。

(1) 市街地ゾーン

- ・ 雫石地域の市街地（用途地域内）を位置づけます。
- ・ 公共交通や生活に必要な機能の利便性、居住に適した市街地環境の向上を図ります。
- ・ 適正な人口密度を維持し、コンパクトな市街地を形成します。
- ・ 用途地域内において、居住の誘導に適さないエリアなどを勘案の上、居住誘導区域を定めます。

【参考】 雫石都市計画マスタープラン（第三次）における基本ゾーニング

○市街地ゾーン

- ・ 用途地域内及び既成市街地等は、町民の日常生活の利便性向上に寄与する都市機能の集約化や、賑わいと魅力ある商業地の活性化など良好な市街地環境の整備、保全を図るため、市街地ゾーンとして位置づけます。

(2) 田園・集落居住共生ゾーン

- ・ 市街地周辺を取り囲むように広がる田園地域を位置づけます。
- ・ 本町の基幹産業である農業と、田園地帯に点在する集落居住地が共存する田園・集落エリアを形成します。
- ・ 優良な農地と、田園地域に共存する集落居住環境の維持保全に努めます。
- ・ 農地や自然環境、地域資源を保全することを基本とし、観光等従事者の居住を除いて、居住誘導区域や既存集落地などへ誘導するエリアとします。

【参考】 雫石都市計画マスタープラン（第三次）における基本ゾーニング

○農業ゾーン

- ・ 町内の市街地周辺の農地や農業集落等は、食糧生産機能の向上と豊かな田園景観を保全するとともに、これらと共生する集落の居住環境を維持するため、農業ゾーンとして位置づけます。

(3) 森林・観光交流ゾーン

- ・ 岩手山麓を中心とした都市計画区域の縁辺部の山間部を位置づけます。
- ・ 水辺、山林、温泉などの自然環境や地域資源を活かした観光・レクリエーション等による集客と活性化を図るエリアを形成します。
- ・ 自然環境や地域資源を保全することを基本とし、観光等従事者の居住を除いて、居住誘導区域や田園共生ゾーンの既存集落地への居住を誘導するエリアとします。

【参考】 雫石都市計画マスタープラン（第三次）における基本ゾーニング

○森林ゾーン

- ・ 町内の集落周囲の山々は、緑豊かな自然環境や森林の水源かん養機能、土砂災害の防止機能等の保全及び適切な活用を図るため、森林ゾーンとして位置づけます。

○観光交流ゾーン

- ・豊富な自然を活かした各観光施設やレクリエーション施設、温泉地等は、本町の重要な産業である観光の振興を図るため、観光交流ゾーンとして位置づけます。

3. 2 立地適正化計画における拠点配置の方針

拠点配置は、本町内において、居住人口や都市機能の集積を考慮し、「中心拠点」「小さな拠点」に区分して定めるものとします。

(1) 中心拠点

- ・雫石地域の雫石駅周辺、よしゃれ通り商店街を含むエリアを位置づけます。
- ・よしゃれ通り商店街の商業地の再生を図ります。
- ・商業、医療・福祉など、既存施設と連携した都市機能を誘導します。
- ・雫石駅を中心とした公共交通、広域交通等の交通結節機能を配置します。

【参考】雫石都市計画マスタープラン（第三次）における都市拠点

○中心拠点

- ・行政・業務機能、文化活動等の各種都市活動及び情報発信の中心となる都市拠点を形成します。
- ・医療・社会福祉、教育の各機能の向上を図ります。
- ・町の玄関口である雫石駅、中心商店街「よしゃれ通り」周辺及び国道46号沿道の商業業務機能等の向上を図ります。
- ・町外及び周辺地域との連携の中心を担う交通結節点としての機能強化を図ります。

(2) 小さな拠点

- ・学校等の生活に必要な都市機能や居住人口の集積がみられる各地域の公民館周辺を位置づけ、集落居住を維持します。
- ・集落居住地の中心には地域コミュニティの維持・醸成などに必要な生活サービス施設の維持、集約化を図ります。

【参考】雫石都市計画マスタープラン（第三次）における都市拠点

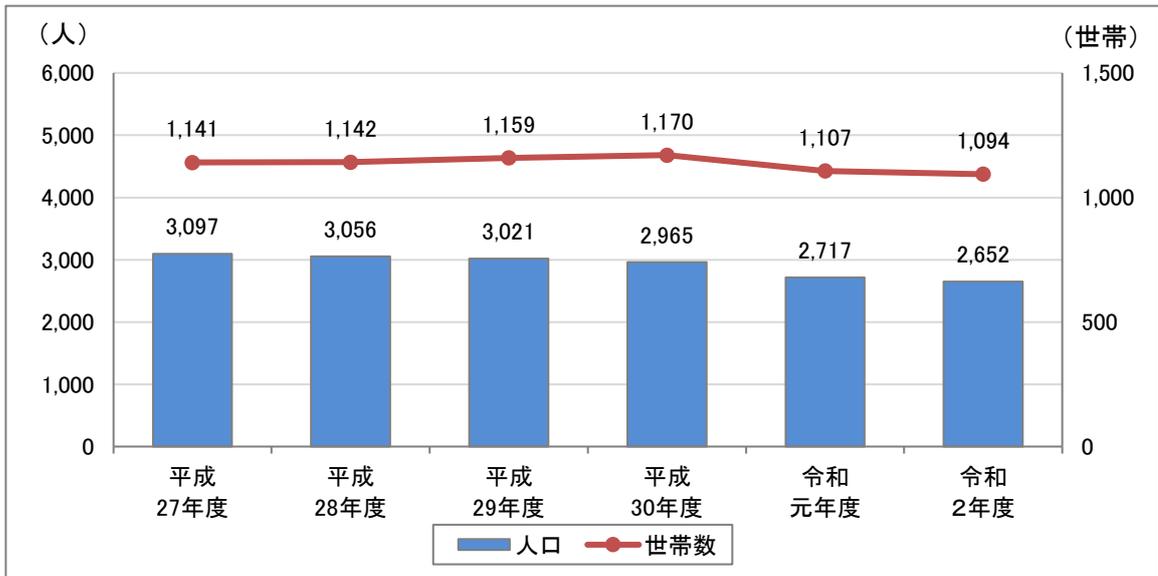
○地域拠点

- ・集落のコミュニティを維持するため、各地域の公民館等周辺を位置づけます。
- ・各集落のコミュニティを維持し住み慣れたところに住み続けられるよう、町民の生活を支える地域拠点を形成し、町の中心部や周辺集落と連絡する公共交通の確保を図ります。

①御所地域

【地域の特徴】

- ・御所湖や地域の南部に広がる森林は貴重な資源であり、地域住民のなりわいや訪れる人々に憩いと安らぎを与えるレジャー施設も多数あります。
- ・県道盛岡横手線沿いの集落には郵便局、スーパー、コンビニエンスストア、保育園等が立地し、地区の生活の拠点となっています。
- ・本地域の人口、世帯数の推移をみると、人口は減少傾向にあり、3,000人を下回って近年では2,600人台となっています。世帯数は1,100世帯台を維持していましたが、近年では1,100世帯を下回っています。



出典：雫石町（各年度3月31日現在）

図 3-2 御所地域の人口・世帯数

- ・雫石都市計画マスタープラン（第三次）において、本地域のまちづくりの目標は次のように設定されています。

【御所地区のまちづくりの目標】（雫石都市計画マスタープラン（第三次）より）

空と水が広がる里山観光

【位置づけ・小さな拠点づくりの方針】

- ・御所公民館周辺を、地域の中心的な機能を有効的に活用する小さな拠点として位置づけます。
- ・道路交通は、主要地方道盛岡横手線、県道盛岡鶯宿温泉線等を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに雫石地域の中心地とのネットワーク強化を図ります。
- ・旧南畑小学校など、必要に応じて統合後の小学校の空き校舎等を活用し、地域のコミュニティ機能、交流機能等の強化を図ります。

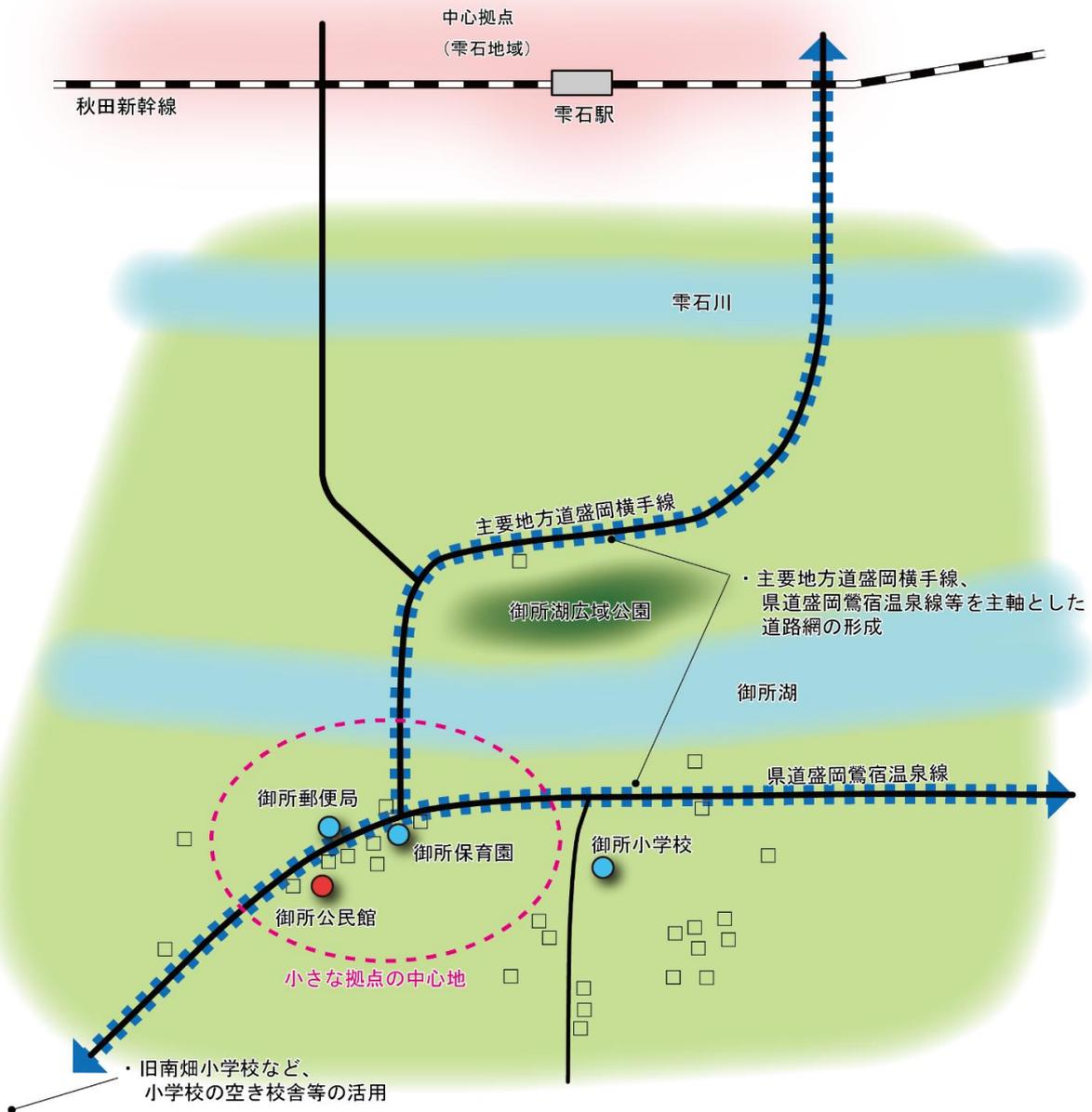
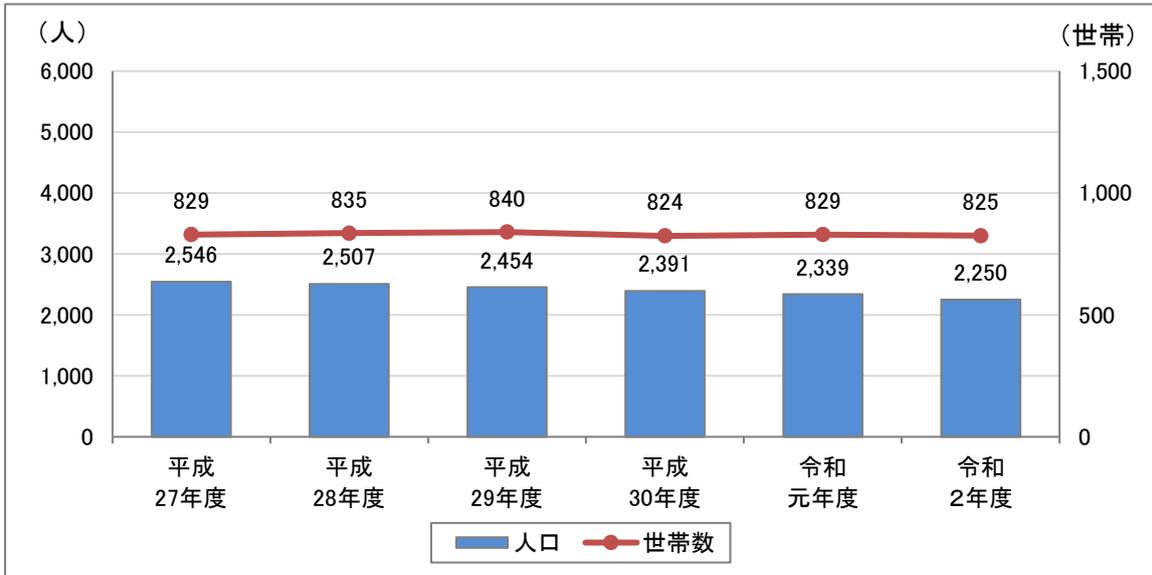


図 3-3 御所地域の小さな拠点のイメージ

②御明神地域

【地域の特徴】

- ・春木場を中心に日用品を販売する昔ながらの商店が、地元の人に多く利用されています。
- ・地域を流れる竜川は釣りのスポットであり、河川公園は地域外の人にも利用する憩いの場です。また、わき水や景観スポットなどが多数あります。
- ・本地域の人口、世帯数の推移をみると、人口は減少傾向にあり、2,500 人を下回って近年では2,200 人台となっています。世帯数は横ばい状況であり、800 世帯台を維持しています。



出典：雫石町（各年度3月31日現在）

図 3-4 御明神地域の人口・世帯数

- ・雫石都市計画マスタープラン（第三次）において、本地域のまちづくりの目標は次のように設定されています。

【御明神地区のまちづくりの目標】（雫石都市計画マスタープラン（第三次）より）

水辺と歴史 街道がつなぐ交流

【位置づけ・小さな拠点づくりの方針】

- ・御明神公民館及び春木場駅周辺を、地域の中心的功能を有効的に活用する小さな拠点として位置づけます。
- ・道路交通は、国道 46 号を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに雫石地域の中心地とのネットワーク強化を図ります。
- ・旧橋場小学校など、必要に応じて統合後の小学校の空き校舎等を活用し、地域のコミュニティ機能、交流機能等の強化を図ります。

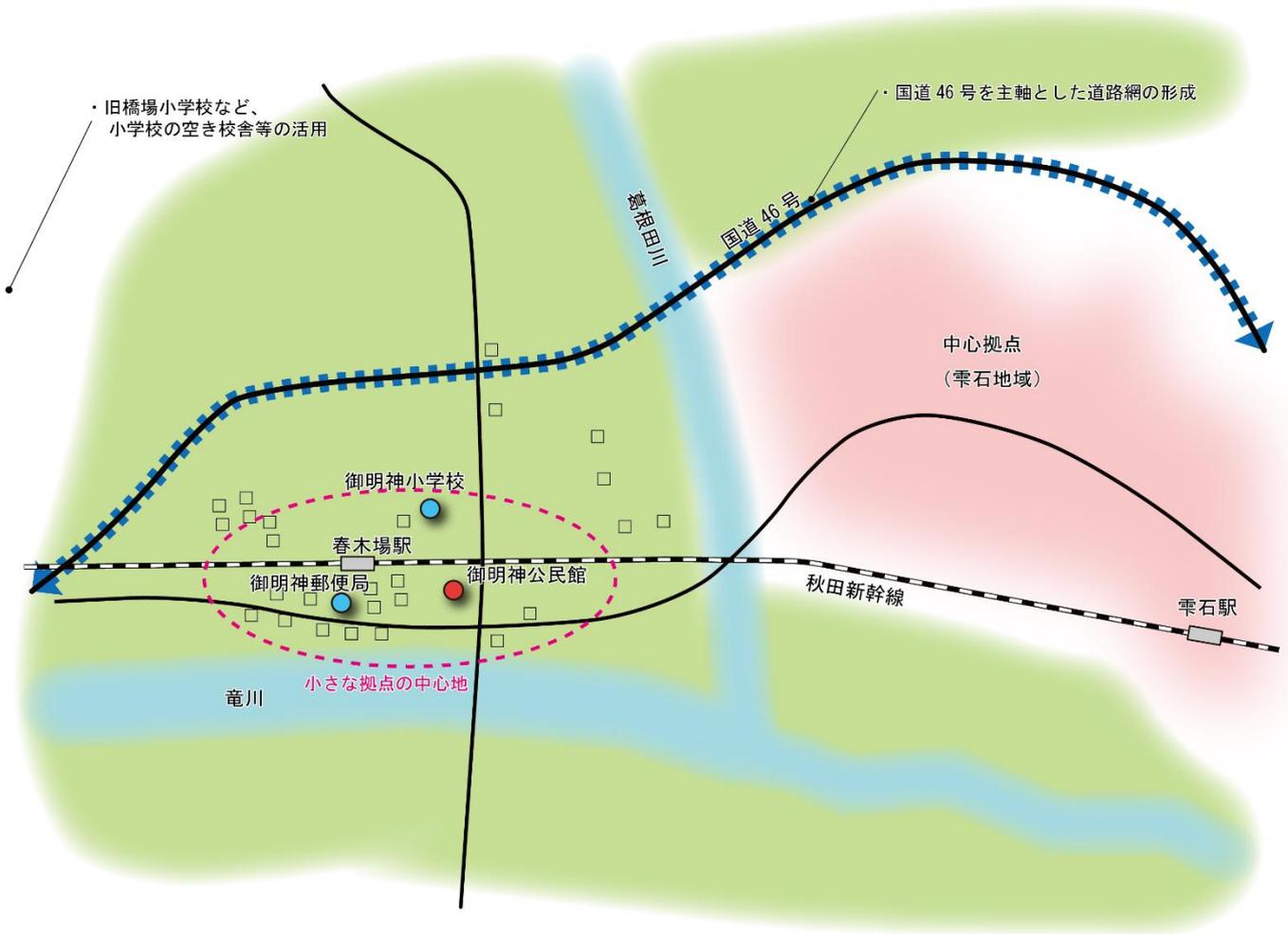
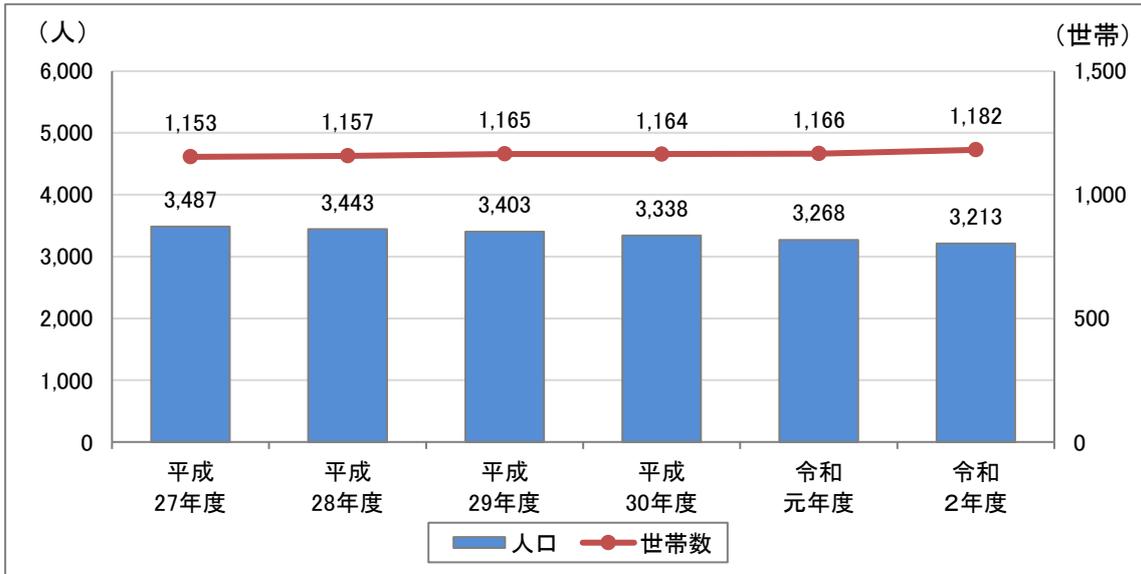


図 3-5 御明神地域の小さな拠点のイメージ

③西山地域

【地域の特徴】

- ・網張温泉、玄武温泉、雫石高倉温泉、滝ノ上温泉、南網張温泉があり、町内外の人が利用しています。
- ・観光資源にも恵まれ、長山街道沿線を中心に飲食店などの店舗が立地するなど、多くの人が訪れています。
- ・本地域の人口、世帯数の推移をみると、人口は減少傾向にあり、3,400 人を下回って近年では3,200 人台となっています。世帯数は横ばい状況にあり、1,100 世帯台を維持しています。



出典：雫石町（各年度3月31日現在）

図 3-6 西山地域の人口・世帯数

- ・雫石都市計画マスタープラン（第三次）において、本地域のまちづくりの目標は次のように設定されています。

【西山地区のまちづくりの目標】（雫石都市計画マスタープラン（第三次）より）

山々がつなぐ暮らしと観光

【位置づけ・小さな拠点づくりの方針】

- ・西山公民館周辺を、地域の中心的な機能を有効的に活用する小さな拠点として位置づけます。
- ・道路交通は、県道雫石東八幡平線を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに雫石地域の中心地とのネットワーク強化を図ります。
- ・旧上長山小学校、旧西根小学校など、必要に応じて統合後の小学校の空き校舎等を活用し、地域のコミュニティ機能、交流機能等の強化を図ります。

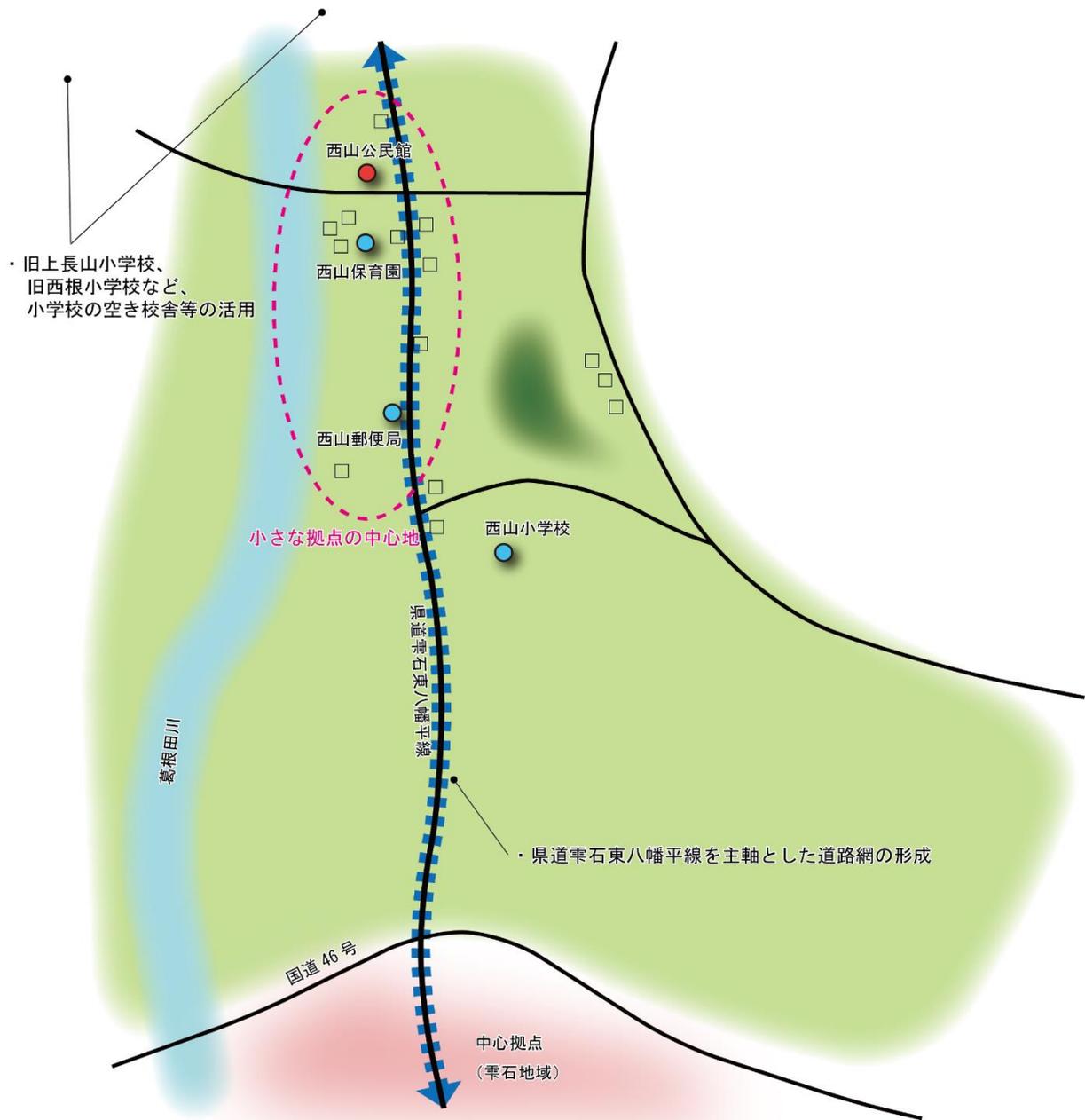
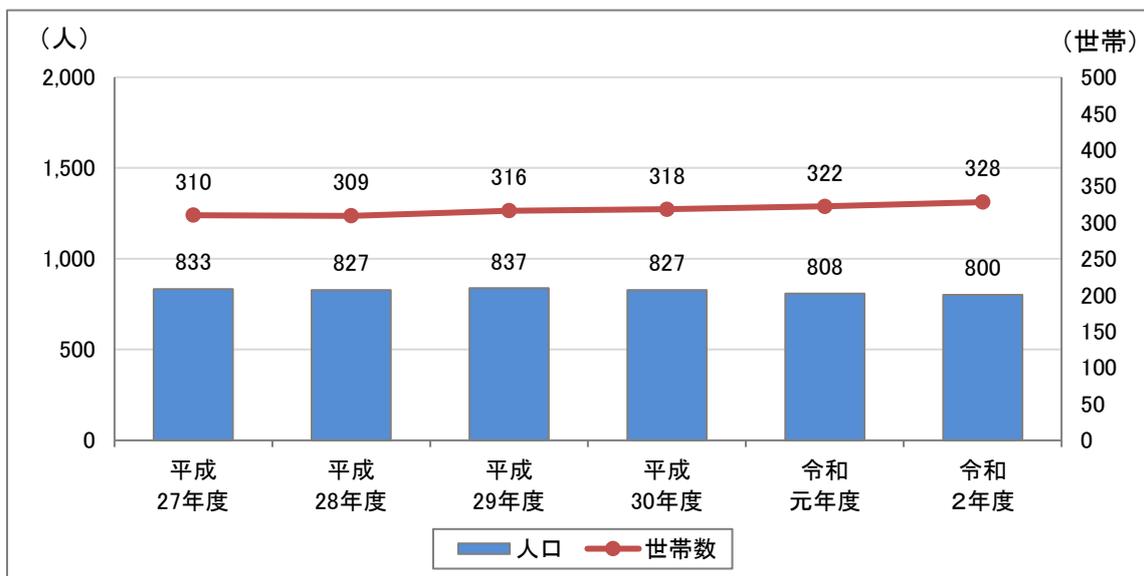


図 3-7 西山地域の小さな拠点のイメージ

④七ツ森地域

【地域の特徴】

- ・町民の憩いの場であり、豊かな森林空間を散策できる七ツ森森林公園が立地しています。
- ・国道 46 号沿いには、コンビニエンスストアや飲食店など、沿道型の店舗が立地しています。
- ・本地域の人口、世帯数の推移をみると、人口、世帯数ともに横ばい状況にあり、人口は 800 人台、世帯数は 300 世帯台を維持しています。



出典：零石町（各年度 3 月 31 日現在、七ツ森行政区の人口を掲載）

図 3-8 七ツ森地域の人口・世帯数

【位置づけ・小さな拠点づくりの方針】

- ・七ツ森地域交流センター周辺を、地域の中心的な機能を有効的に活用する小さな拠点として位置づけます。
- ・道路交通は、国道46号、県道繋温泉線を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに雫石地域の中心地とのネットワーク強化を図ります。
- ・住宅地が造成された地区は、戸建て住宅を中心とした住宅地が形成されており、交通アクセスの良さを活かした快適で安全な低密度住宅地として保全を図ります。
- ・七ツ森森林公園は、休憩施設、遊歩道、トイレ、駐車場等が整備されており、住民等の森林レクリエーションの場として施設の適正管理と森林の保全を図ります。

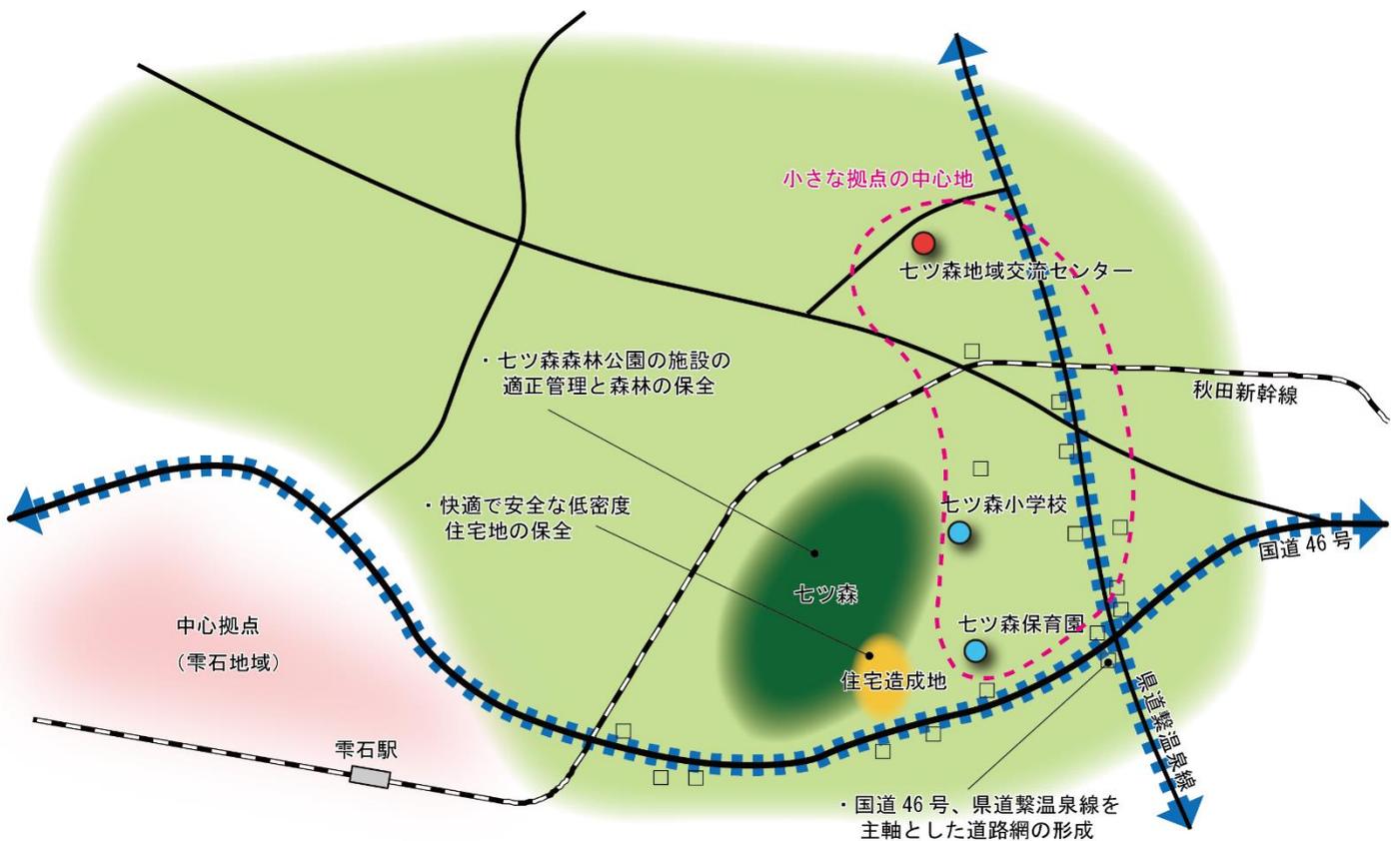


図 3-9 七ツ森地域の小さな拠点のイメージ

3.3 公共交通ネットワークの位置づけ

(1) 交通結節地点

- ・ 雫石駅前周辺を位置づけます。
- ・ 鉄道、路線バス、デマンドバス等の公共交通、鉄道及び駅周辺施設利用・送迎の利用に供する駐車・滞留スペースを有した、町民の生活・広域移動の交通手段の結節地点を形成します。

(2) 公共交通ネットワーク

① 鉄道

- ・ 雫石市街地と盛岡市街地を結ぶ交通軸として位置づけます。
- ・ 町民の日常生活の移動手段、町外にもネットワークする広域間を結ぶ交通手段として、その機能を維持します。

② バス交通

- ・ 雫石駅を中心に、小さな拠点や主要な都市機能施設のネットワークの形成を図ります。
- ・ 市街地外の小さな拠点から雫石市街地へアクセスする交通手段としてその機能を維持します。
- ・ あねっこバスは、鉄道及び路線バスのサービスが行き届かない地域を補完する交通手段として維持します。

【参考】 雫石都市計画マスタープラン（第三次）における公共交通ネットワーク

○バス

- ・ 本町と盛岡市等を結ぶ広域的移動手段として路線バスがその機能を持っていますが、町内路線については、平成16年のバス事業者の路線廃止により新たに導入した「あねっこバス」（デマンドバス）が住民生活の交通手段として役割を果たしています。そのため、利用者のニーズに合わせた運行体制の見直しと利便性の向上に向けた整備を進めます。
- ・ また、町内の旅館や民宿等の宿泊施設で所有する送迎バス等の地域資源を活用したスクールバス運行を引き続き進めます。

○鉄道

- ・ 雫石駅は、通勤通学の利用者や本町を訪れる観光客の玄関口であることから、鉄道とバス等との乗り継ぎの利便性向上と、身体の不自由な人や子どもから高齢者まですべての人が安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した駅舎の維持・改善、駅周辺の環境整備等を図ります。
- ・ また、雫石駅は、町内外を結ぶ鉄道の交通結節点であり、観光客やビジネス客等の町内各地への移動の利便を向上させるため、雫石駅からの二次交通システムの構築に努めます。

4. 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

課題の解決及びまちづくり方針（ターゲット）を進めていくための施策・誘導の方針（ストーリー）を以下のとおり設定します。

施策① 誰もが歩いて暮らせるまちなかの形成

○良好な居住環境の提供

- ・ 雪石地域の市街地においては、生活に必要な各種都市機能やサービス施設が集積する中心拠点が形成されており、これらの機能・施設が立地する利便性を活かした“歩いて暮らせる”まちなかの居住地を形成します。
- ・ 高齢者や子育て世代を中心に、生活基盤の整ったまちなかへ居住を誘導できるように空き家などの既存ストックを活用した住宅の提供を図ります。

○中心商業地の再生

- ・ 町民のまちなか居住を促進していくため、誰もが歩いて買物に行ける商店街の役割は重要です。今後も、まちなか居住の生活の中心となるよしゃれ通り商店街の再生と持続可能なまちづくりを目指し、商業施設をはじめとする各種の生活サービス施設が集約された生活の中心拠点の形成を図ります。



【よしゃれ通りで行われている 元祖！しずくいし軽トラ市の様子】

施策② 地域を支える小さな拠点の形成

○地域住民が主体となった持続的な取組体制の形成

- ・ 地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための取組体制の形成を目指します。

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保

- ・集落地に居住しているすべての人々が今後も日常生活に必要な生活サービスを確実に受けられるように、生活サービス機能の集約・確保を図ります。

○交通ネットワークの維持

- ・高齢者をはじめ誰もが集落から市街地、各都市機能に容易にアクセスできる公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

○集落の歴史・文化資源の継承

- ・各集落における多様な地域固有の歴史・文化資源の保全・活用を図るとともに、次代への継承を図ります。

施策③ 雫石駅前周辺の拠点機能の向上

○雫石駅の交通結節機能の向上

- ・雫石駅は、公共交通ネットワークにおいて交通結節地点と位置づけられており、鉄道、路線バス、あねっこバスなどの交通結節機能を有しています。今後は、あねっこバスの見直し・改善などにより、利用者ニーズに対応した公共交通ネットワークを再構築し、雫石駅の交通結節機能の向上を図ります。

○雫石駅前周辺の機能の充実

- ・雫石駅は通勤通学の利用者や本町を訪れる観光客の玄関口であることから、町民、鉄道利用者、町を訪れる人々へのサービスを提供する機能の充実を図ります。



【雫石駅周辺】

第4章 防災指針の検討



1. 検討のフロー

防災指針の検討については、次のフローに基づき進めていきます。

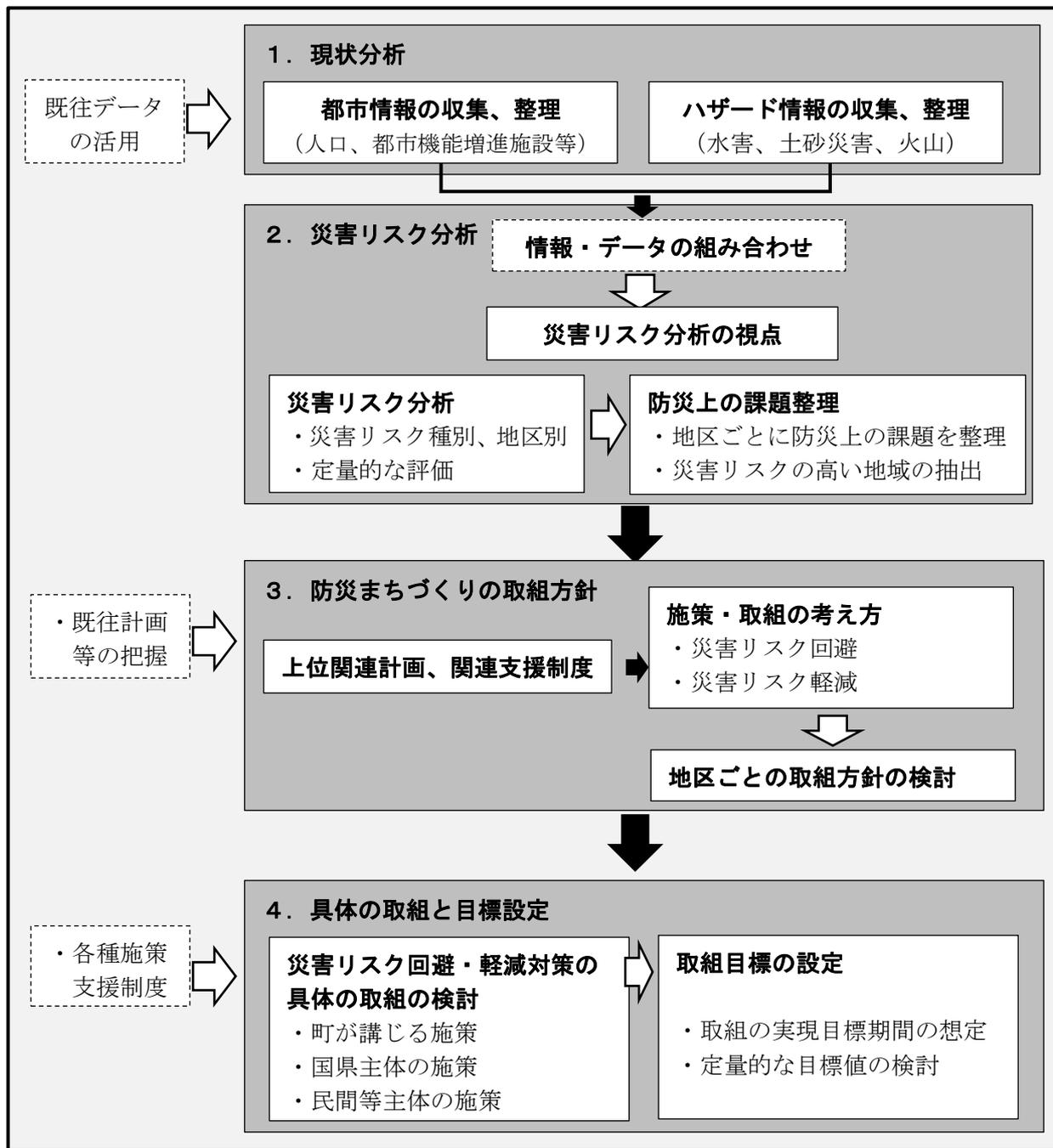


図 4-1 防災指針の検討の流れ

2. 対象範囲

本検討の対象範囲は、雫石都市計画区域とします。

3. 現状分析

3. 1 都市情報の収集、整理

以下の都市情報を収集、整理します。

表 4-1 収集した都市情報

項目	データ収集方法等
人口分布	・「町の現状分析」より、100mメッシュ人口密度（平成 27（2015）年）を使用
住宅分布	・用途地域内で浸水想定区域に指定されている雫石駅南側について、建物の分布状況を現地調査等により調査
大規模盛土造成地	・町資料「令和 2（2020）年度 大規模盛土造成地変動予測調査」を参照
都市機能増進施設	・「町の現状分析」より、都市機能増進施設データを使用
防災機能	・避難場所について、「雫石町防災マップ」より作成



【防災訓練（水防訓練）の様子】

(1) 人口

平成 27 年国勢調査による 100mメッシュの人口分布は次のとおりです。

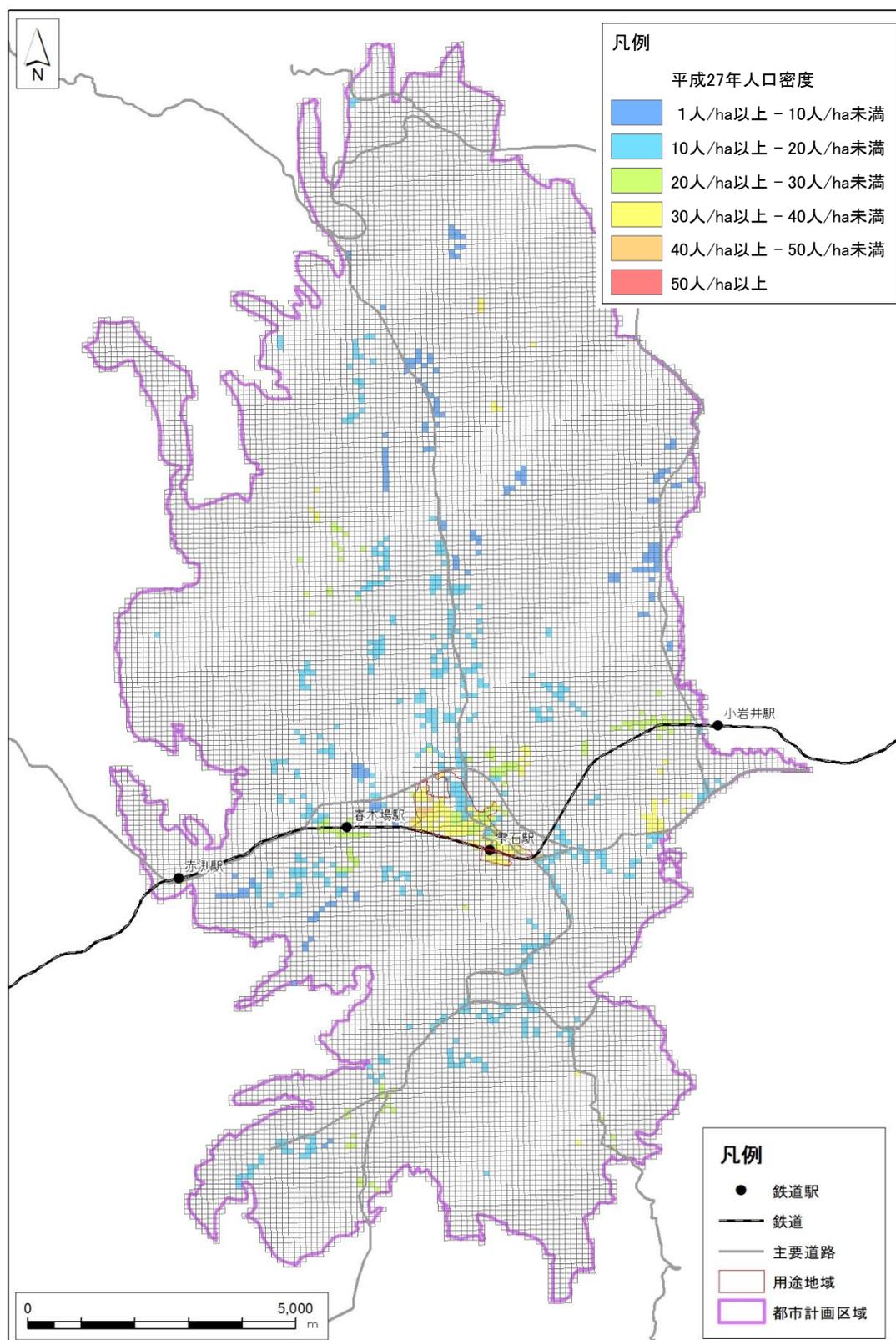


図 4-2 人口密度 (平成 27 (2015) 年)

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」(バージョン 2.1) より作成

※「将来人口・世帯予測ツール」による人口メッシュは、基本単位区人口を各メッシュに含まれる土地利用の「建物用地」を基準に配分して作成されるため、実態の人口分布とは異なる可能性がある。

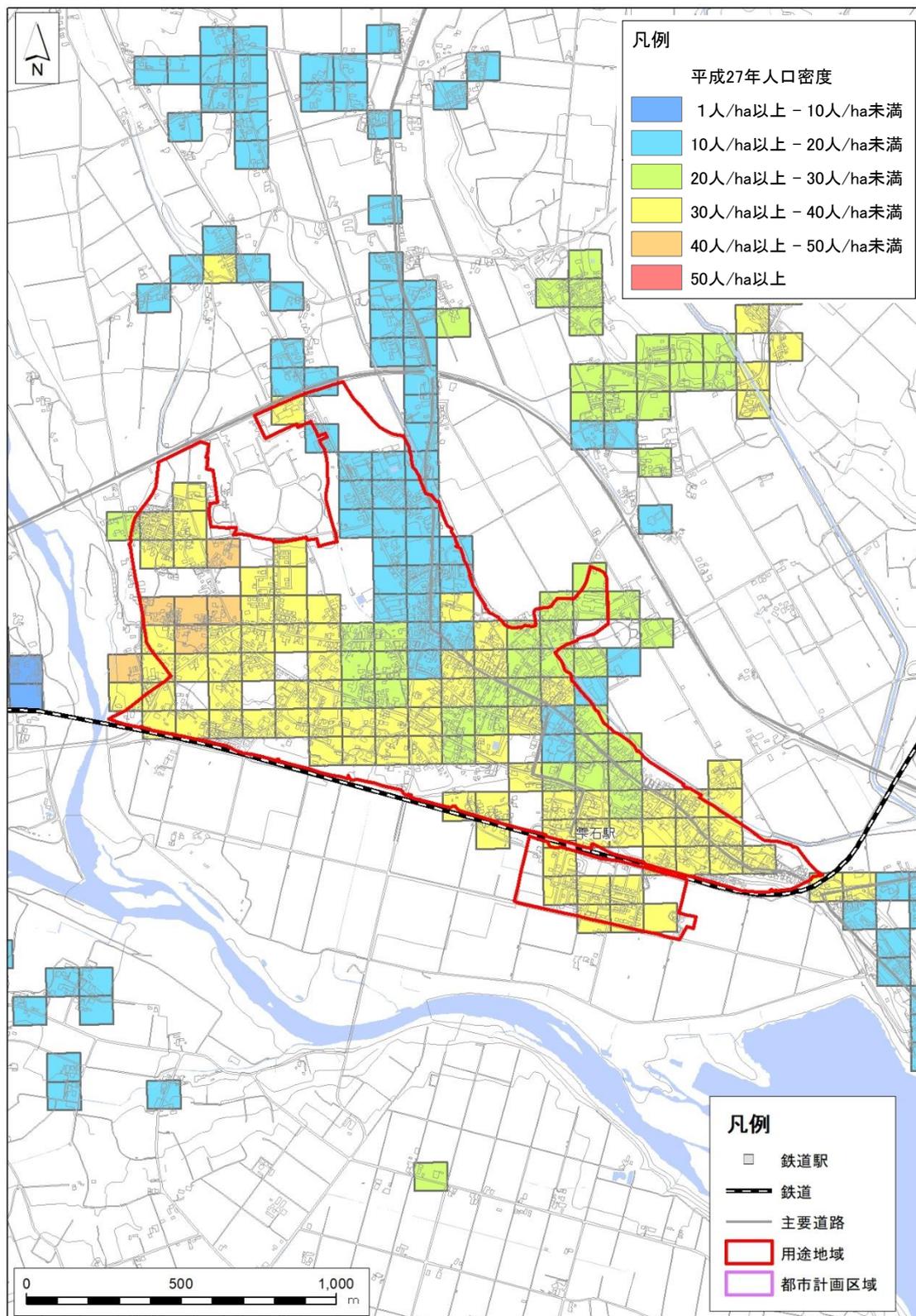


図 4-3 人口密度 用途地域周辺 (平成 27 (2015) 年)

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」(バージョン 2.1) より作成

(2) 住宅分布

用途地域内で浸水想定区域に指定されている雫石駅南側の住宅地について、現地調査等により建物階数を調査した結果は次のとおりです。

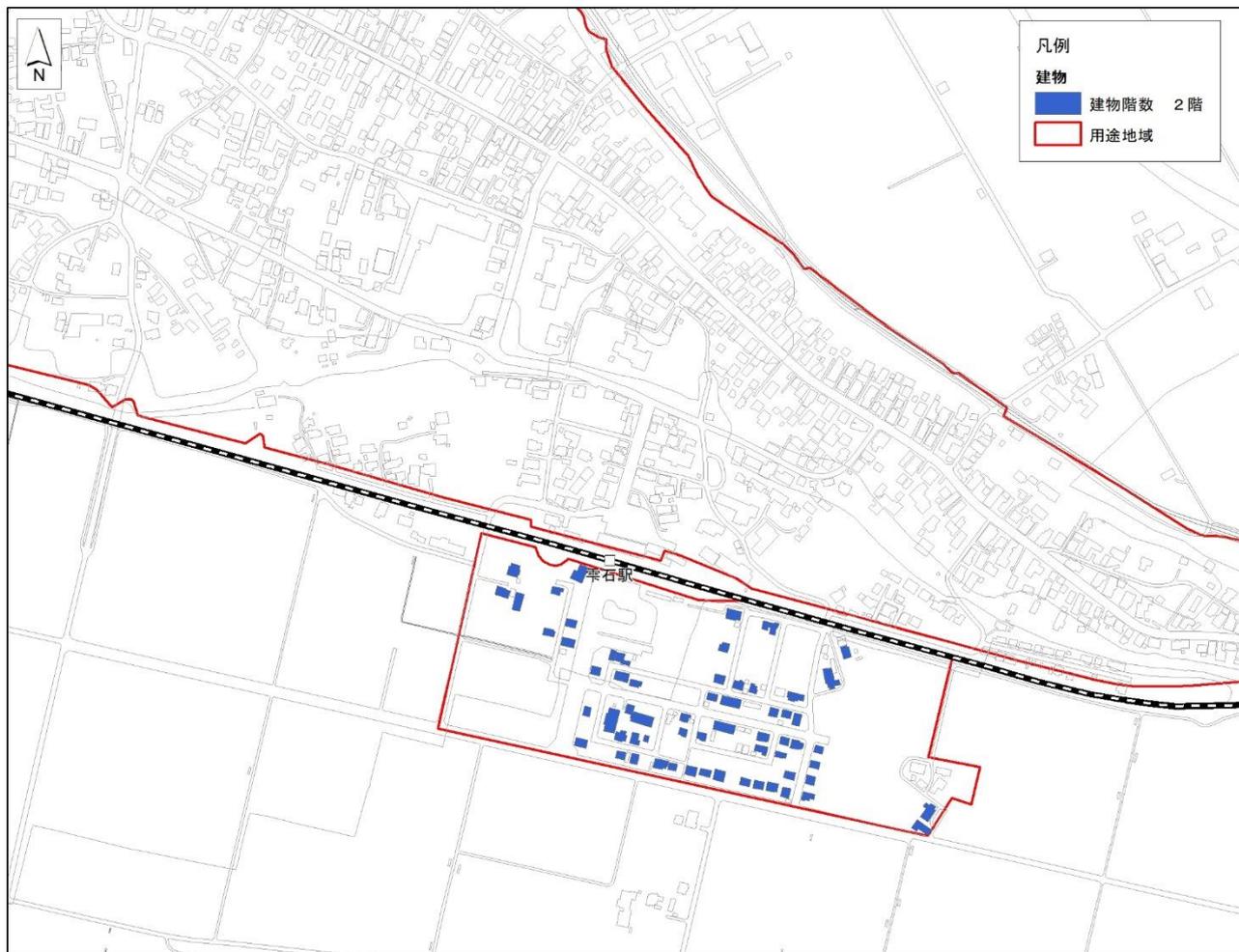


図 4-4 住宅の分布

※都市計画区域全体ではなく、用途地域かつ浸水想定区域が指定されている区域のみを表示している。

(3) 大規模盛土造成地

本町の七ツ森地域には、3,000 m²以上の大規模盛土造成地が位置しています。

近年の地盤調査では、当該箇所安全率は目標値を上回っており、地震時等の崩落の危険性は低いと想定されます。



地区名	盛土の最大奥行き (m)	盛土の最大幅 (m)	盛土の面積 (m ²)	大規模盛土 要件該当	備考
北地区	250	110	27,500	○	
西地区	165	115	19,000	○	盛土の面積 18,975m ² を丸め

図 4-5 大規模盛土造成地の位置

出典：「令和2（2020）年度 大規模盛土造成地変動予測調査」

(4) 都市機能増進施設

現在の日常生活の利便性に貢献する都市機能増進施設[※]について立地状況は次のとおりです。
 なお、具体的な対象施設については「表 2-16 都市機能増進施設一覧」のとおりです。

※都市機能増進施設：居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。対象施設は「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省）を参考に作成。

表 4-2 対象とした都市機能増進施設

分類	該当施設	出典
1. 行政系施設	役場 健康センター	『雫石町公共施設等総合管理計画(平成 28(2016)年 10 月)』をもとに作成
2. 介護・福祉施設	総合福祉センター	『雫石町公共施設等総合管理計画(平成 28(2016)年 10 月)』、i タウンページ(令和元(2019)年 12 月時点)、居宅サービス提供事業所一覧等をもとに作成
	介護施設(通所介護、通所リハ、老人ホーム、老人保健施設等)	
	障害者支援施設	
	知的障害児施設	
3. 子育て支援施設	児童館	『雫石町公共施設等総合管理計画(平成 28(2016)年 10 月)』、i タウンページ(令和元年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	保育所	
	幼稚園	
	放課後児童クラブ	
4. 商業施設	ドラッグストア(薬局)	i タウンページ(令和元(2019)年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	コンビニエンスストア	
	スーパーマーケット	
5. 医療施設	病院	i タウンページ(令和元(2019)年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	診療所	
	歯科	
6. 金融施設	郵便局	i タウンページ(令和元(2019)年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	農業協同組合	
	銀行	
7. 教育・文化施設	学校(小学校、中学校)	『雫石町公共施設等総合管理計画(平成 28(2016)年 10 月)』、i タウンページ(令和元(2019)年 12 月時点)、町資料等をもとに作成
	集会・地域活動施設(公民館)	
	スポーツ施設(体育館、屋内ゲートボール場)	

(5) 防災機能

町の指定避難場所は次のとおりです。

表 4-3 避難場所一覧

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類					
				洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象
①	雫石小学校	源大堂 50	019-692-2203	○	○	○	○	○	○
②	雫石中学校	柿木 74-1	019-692-0321	○	○	○	○	○	○
③	雫石高等学校	柿木 36-1	019-692-3254	○	○	○	○	○	○
④	町営体育館	高前田 104	019-692-5030	○	○	○	○	○	○
⑤	総合運動公園	高前田 104	019-692-5030			○	○		○
⑥	雫石公民館	源大堂 71-5	019-692-3458	○	○	○	○	○	○
⑦	中央公民館	上曾根田 114	019-692-4181		○	○	○		○
⑧	アルペン記念公園	千刈田 77-1	019-692-6406			○	○		○
⑨	廣養寺	源大堂 54	019-692-3032			○	○		○
⑩	臨濟寺	下町 39	019-692-3351			○	○		○
⑪	永昌寺	下町 139-1	019-692-2334			○	○		○
⑫	青少年ホーム	千刈田 5-1	019-692-0611		○	○	○		○
⑬	七ツ森小学校	七ツ森 16-240	019-692-0571	○	○	○	○	○	○
⑭	旧大村小学校	南畑 14-2	019-692-6413	○	○	○	○	○	○
⑮	旧南畑小学校	南畑 32-15-26	019-692-4181	○	○	○	○	○	○
⑯	老人憩の家鷺宿荘	鷺宿 10-21-26	019-695-2526	○	○	○	○	○	○
⑰	鷺宿グラウンド	南畑男助山 1-29	019-692-5030			○	○		○
⑱	御所小学校	西安庭 41-152-1	019-692-2206	○	○	○	○	○	○
⑲	御所公民館	西安庭 40-48-9	019-692-2214		○	○	○		○
⑳	旧橋場小学校	橋場安栖 63-2	019-692-6413	○		○	○	○	
㉑	橋場保育所	橋場安栖 72-6	019-692-2336	○		○	○	○	
㉒	南農村公園	御明神石山 76-1	019-692-6405			○	○		○
㉓	御明神保育所	御明神高八卦 20-2	019-692-2315	○	○	○	○	○	○
㉔	御明神グラウンド	御明神高八卦 20-1	019-692-5030			○	○		○
㉕	御明神公民館	上野上野沢 5	019-692-3228		○	○	○		○
㉖	御明神小学校	上野上屋敷 26	019-692-3204		○	○	○		○
㉗	旧上長山小学校	長山早坂 260	019-692-6407	○	○	○	○	○	
㉘	旧西根小学校	西根上駒木野 320-2	019-692-4181	○	○	○	○	○	○
㉙	西根保育所	西根大宮 136-9	019-693-2223	○	○	○	○	○	○
㉚	西山公民館	長山西寄内 95-1	019-693-3321	○	○	○	○	○	○
㉛	西山グラウンド	長山猿子 98-1	019-692-5030			○	○		○
㉜	西山小学校	長山羽上 81	019-692-2224	○	○	○	○	○	○

出典：雫石町防災マップ

3.2 ハザード情報

以下の災害ハザード情報を収集、整理します。

なお、収集する資料の範囲は、本町の都市計画区域を対象とします。

表 4-4 収集した災害ハザード情報

種別	データ収集方法等	出典
洪水	・雫石川浸水想定区域（計画規模、想定最大規模）	岩手県洪水ハザードマップ・洪水浸水想定区域図より作成
	・雫石川浸水想定区域（浸水想定時間）	
	・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	
	・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	
土砂災害	・土砂災害警戒区域	第2章の災害・防災ハザード情報に示すとおり
	・土砂災害特別警戒区域	
雨水出水	・過去の被害実績	第2章の災害・防災ハザード情報に示すとおり
火山	・火山ハザードマップ	「岩手山火山避難計画（平成30(2018)年）」(岩手山火山防災協議会)



【雫石川浸水想定区域内 雫石川園地】

(1) 浸水想定区域

①計画規模（L1：河川整備において基本となる降雨を前提とした規模）

雫石川、葛根田川の氾濫による計画規模の浸水として、雫石地域の雫石駅南側を中心に、最大で浸水深5.0m以上の浸水想定区域が指定されています。

用途地域である雫石駅南側の一部に3.0m以下の浸水想定区域がみられます。

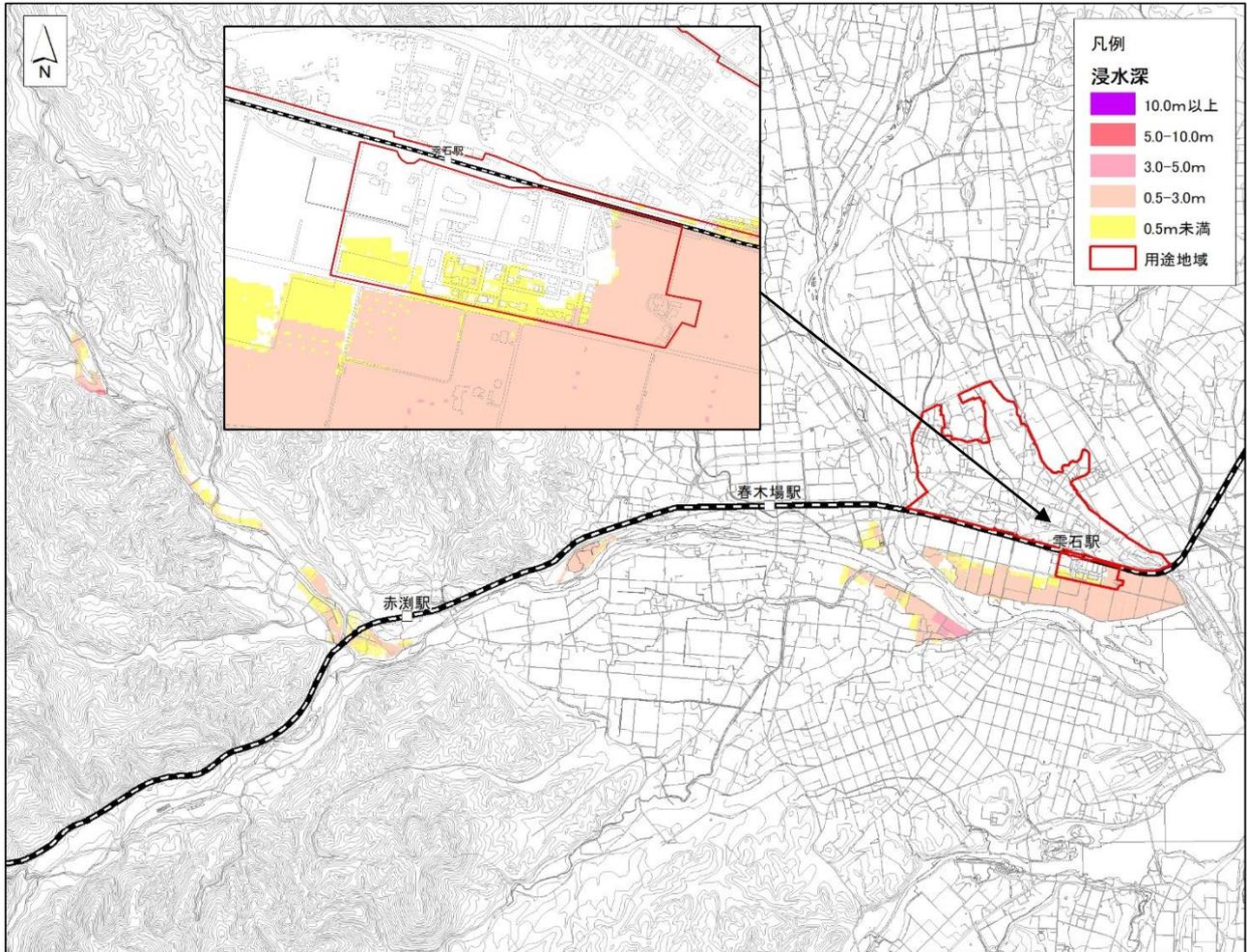


図 4-6 浸水想定区域（計画規模）

※都市計画区域全体ではなく、浸水想定区域が指定されている区域のみを表示している。

②想定最大規模（L2：想定し得る最大規模の降雨）

雫石川、葛根田川の氾濫による想定最大規模の浸水として、雫石地域の雫石駅南側、御明神地域の春木場駅南側を中心に、最大で浸水深 5.0m以上の浸水想定区域が指定されています。

用途地域である雫石駅南側は、最大で浸水深 5.0mの箇所があり、おおむねの部分が 3.0m以下となっています。

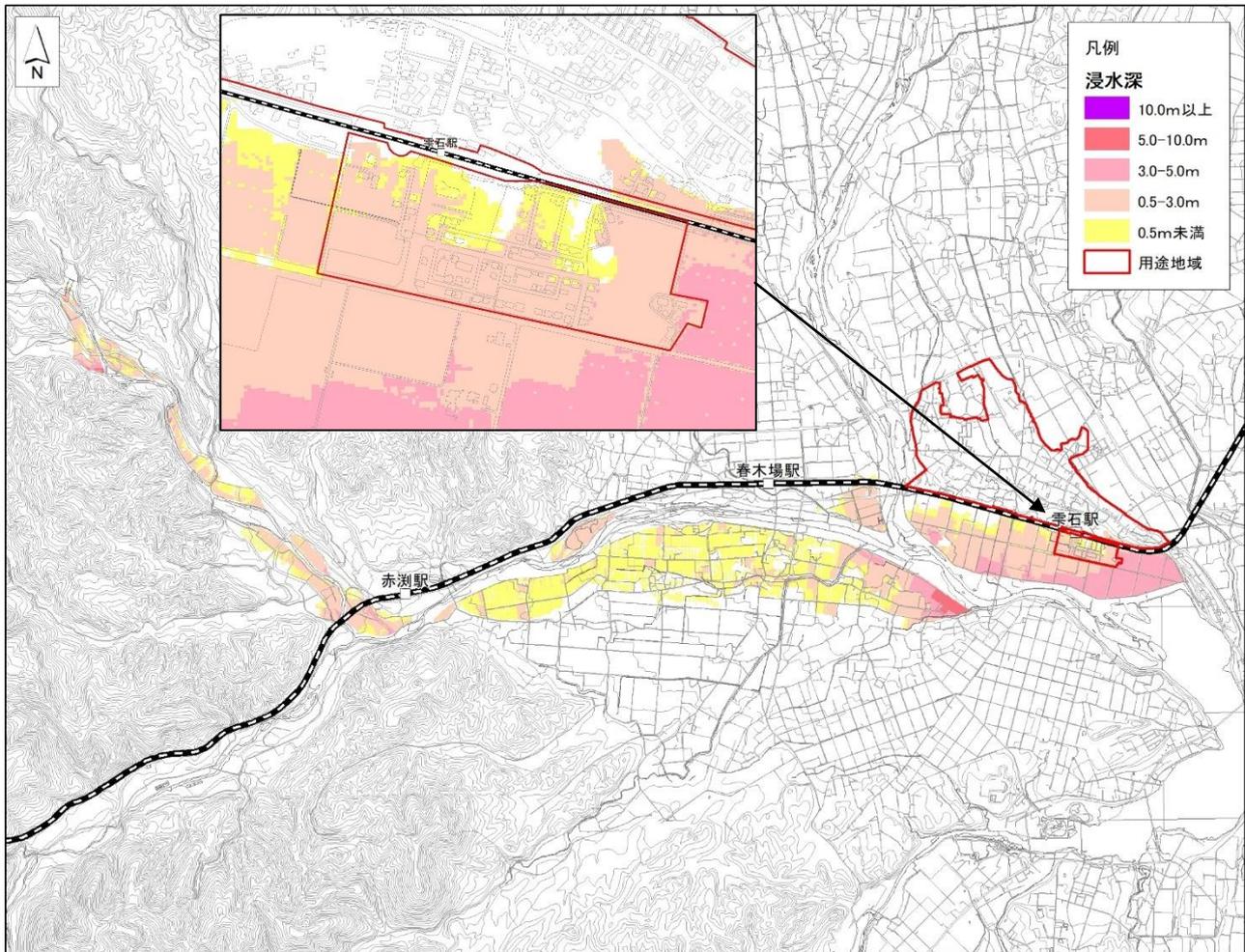


図 4-7 浸水想定区域（最大想定規模）

※都市計画区域全体ではなく、浸水想定区域が指定されている区域のみを表示している。

(2) 浸水継続時間

浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すものであり、浸水深0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間を示しています。

本町における浸水継続時間は、雫石地域の雫石駅南側に24時間以内の箇所がみられます。

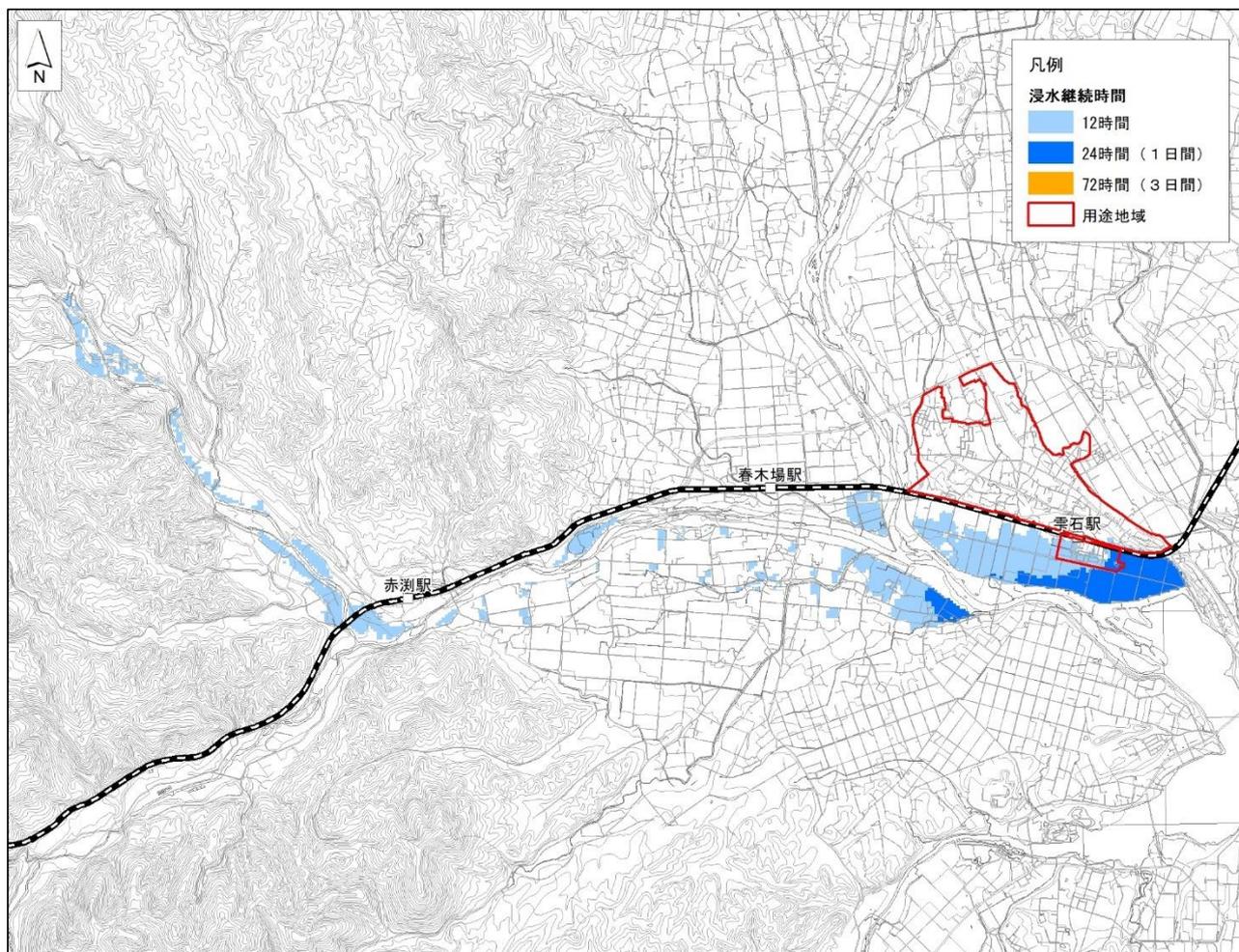


図 4-8 浸水想定時間

※都市計画区域全体ではなく、浸水継続時間が指定されている区域のみを表示している。

(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により、近傍の堤防が決壊等した場合に、洪水氾濫流または河岸侵食により一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域のことです。

本町においては、雫石地域、御明神地域の河川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)がみられます。

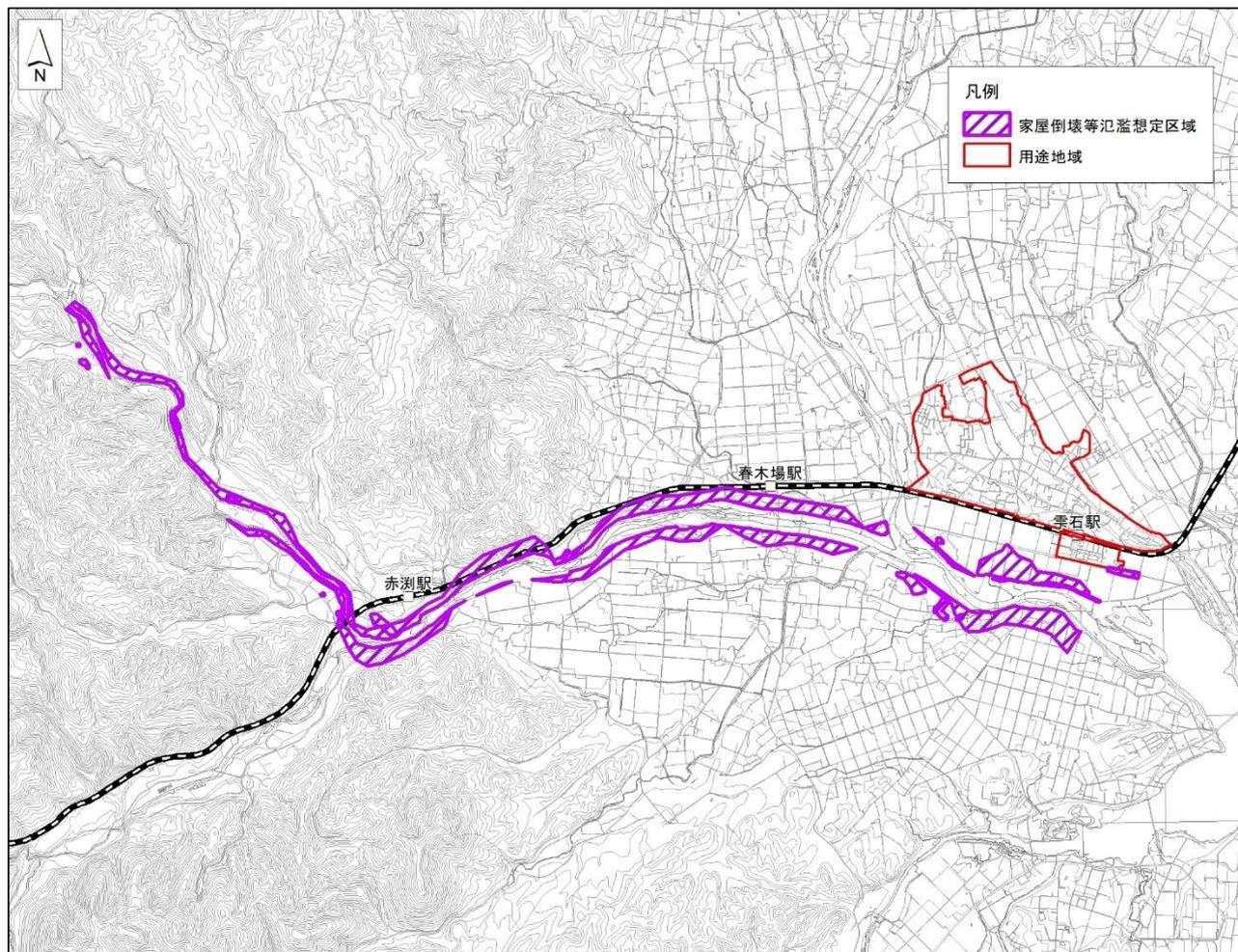


図 4-9 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)

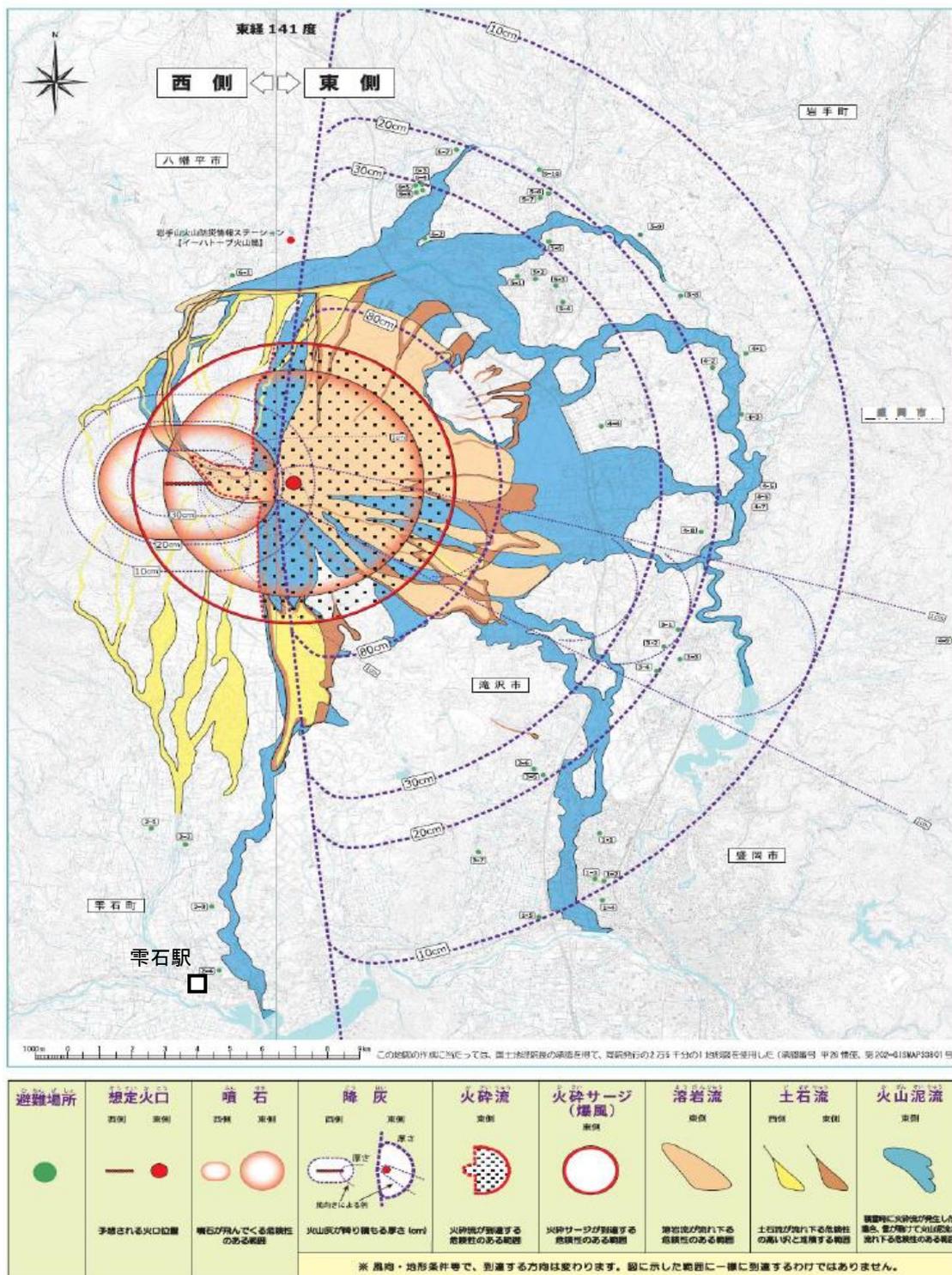
※都市計画区域全体ではなく、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている区域のみを表示している。

(4) 火山ハザードマップ

岩手山の火山ハザードマップは、西岩手及び東岩手で起きた過去最大規模の噴火を想定して作成されています。

岩手山が噴火した場合、本町にも土石流や火山泥流による被害の可能性があります。

また、本町西部には活火山の秋田駒ヶ岳が位置しており、同様に融雪型火山泥流による恐れがあります。



※ このマップ作成以降に関係機関から提供された噴火災害シミュレーション等の情報も十分に活用し、様々な現象に備えること。

図 4-10 岩手山火山防災マップ

出典：岩手山火山避難計画（平成 30（2018）年）

4. 災害リスク分析

4. 1 災害リスク分析の視点

ここでは、災害ハザード情報に人口や建物の分布状況等を重ね合わせ、様々なパターンのリスク分析を行います。

表 4-5 重ねる情報

	ハザード情報	重ねる情報	分析の視点
①	浸水想定区域（計画規模） （最大想定規模）	人口密度（平成 27（2015）年国勢調査）	浸水のおそれのある居住地の分析
②	浸水想定区域（計画規模） （最大想定規模）	建築物（階数）	建築物が浸水した場合、垂直避難が可能か検討
③	浸水継続時間	人口密度（平成 27（2015）年国勢調査）	居住地と浸水が継続するエリアの分析
④	浸水継続時間	人口密度（平成 27（2015）年国勢調査） 避難場所	居住地と避難場所の誘致圏の分析
⑤	家屋倒壊等氾濫想定区域	人口密度（平成 27（2015）年国勢調査） 都市機能増進施設	氾濫流等により、倒壊のおそれがある住宅、施設の分析
⑥	土砂災害警戒区域	都市機能増進施設	土砂災害による被害のおそれがある施設の分析
⑦	火山ハザード	人口密度（平成 27（2015）年国勢調査）	土砂災害による被害のおそれがある住宅等の分析

(1) 浸水深×人口

①計画規模 (L1: 河川整備において基本となる降雨を前提とした規模)

計画規模の浸水想定区域と人口分布の状況を見ると、雫石駅南側の用途地域内で浸水深 0.5m未満が指定されている箇所に人口分布がみられます。

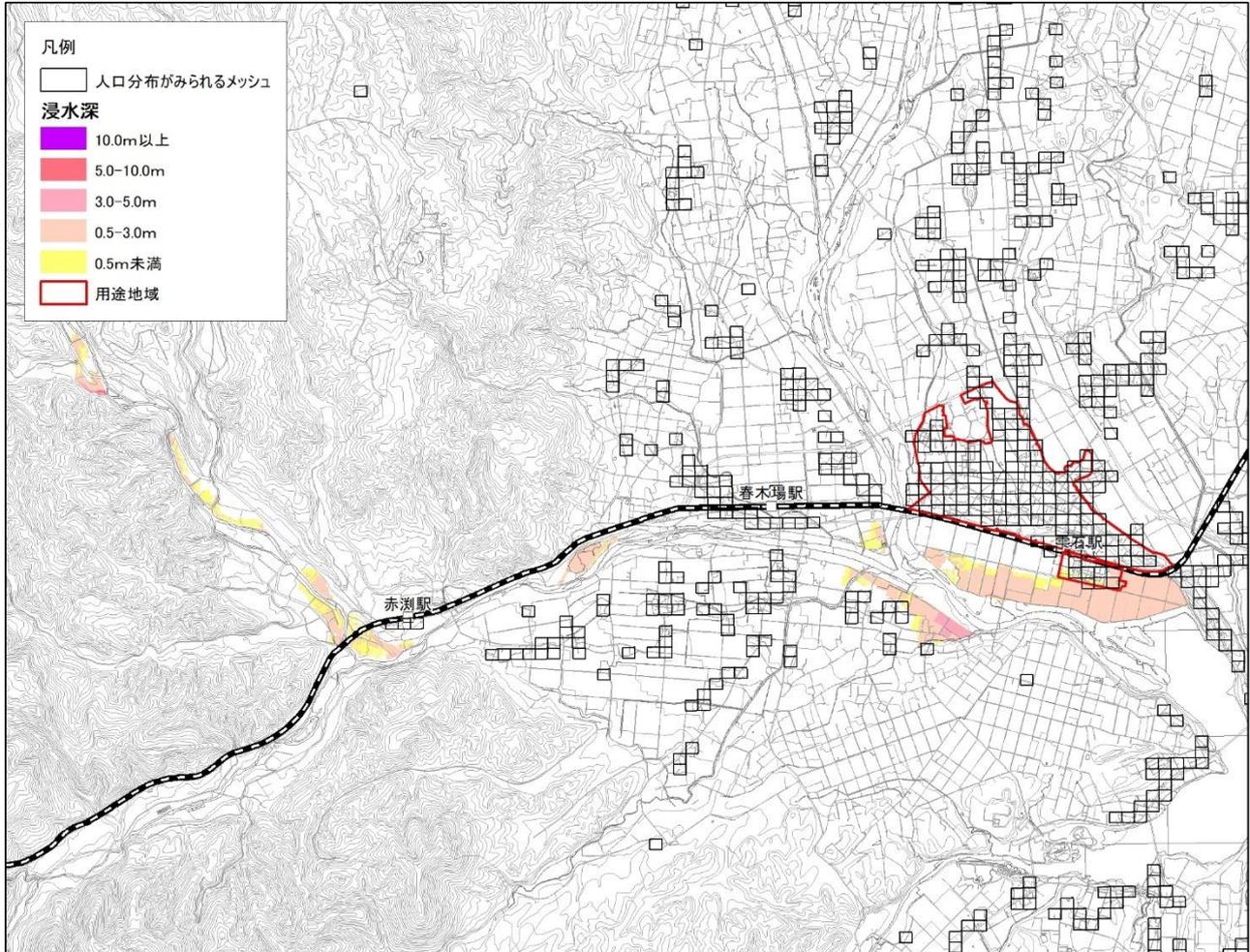


図 4-1 1 浸水深 (計画規模) ×人口 (平成 27 (2015) 年)

※都市計画区域全体ではなく、浸水想定区域が指定されている区域のみを表示している。

②想定最大規模（L2：想定し得る最大規模の降雨）

想定最大規模の浸水想定区域と人口分布の状況を見ると、浸水深0.5～3.0mが指定されている箇所に人口分布がみられ、洪水による居住者の災害リスクが想定されます。

特に雫石駅南側は住宅地が整備され、人口が集積している地区となっています。

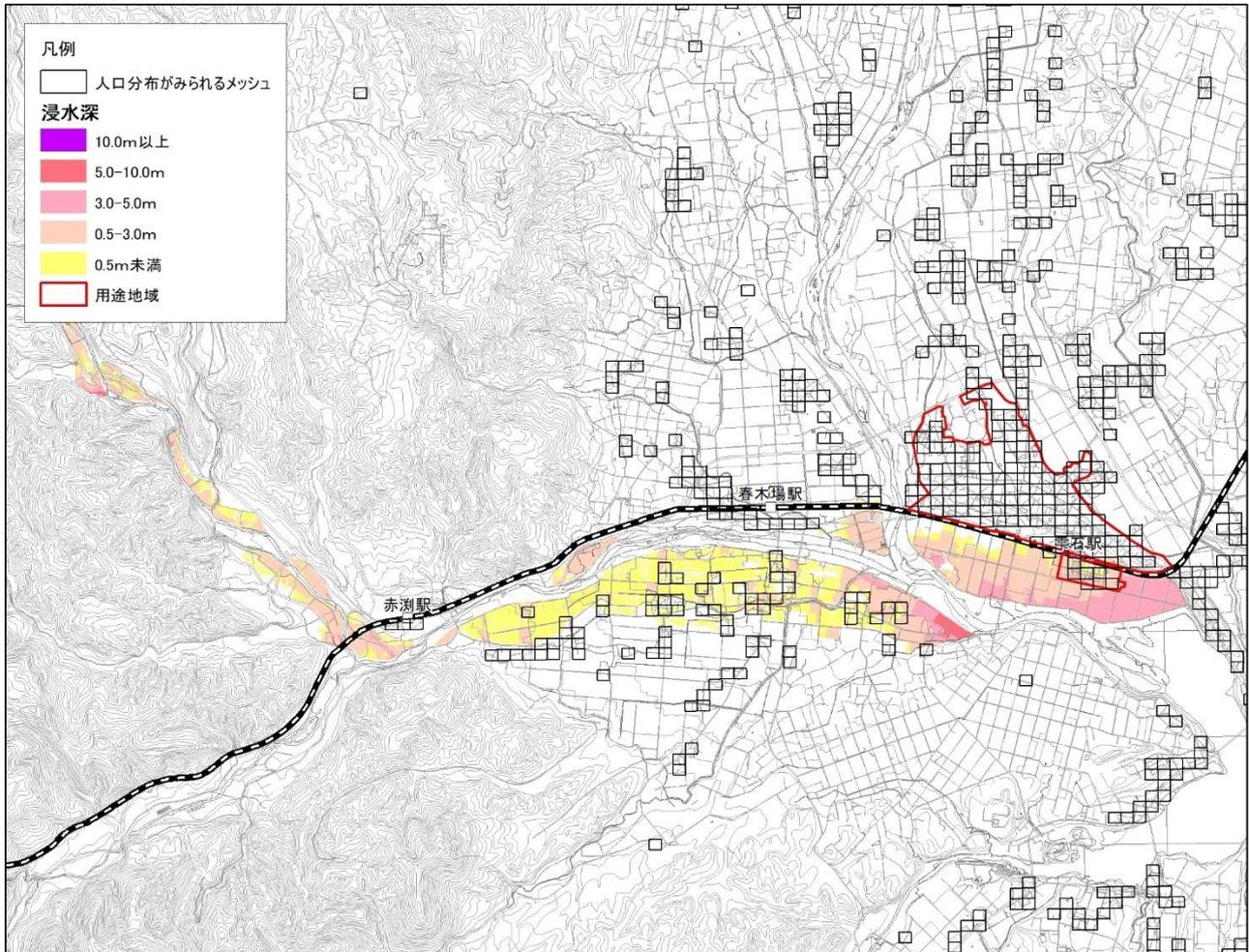


図 4-1 2 浸水深（想定最大規模）×人口（平成 27（2015）年）

※都市計画区域全体ではなく、浸水想定区域が指定されている区域のみを表示している。

(2) 浸水深×建築物

①計画規模 (L1：河川整備において基本となる降雨を前提とした規模)

零石駅南側の用途地域は住宅地が整備されており、住居系建物のほとんどは2階建てとなっています。計画規模の浸水想定区域が指定されている箇所をみると、浸水深 0.5m未滿の箇所に2階建ての建築物が立地しています。

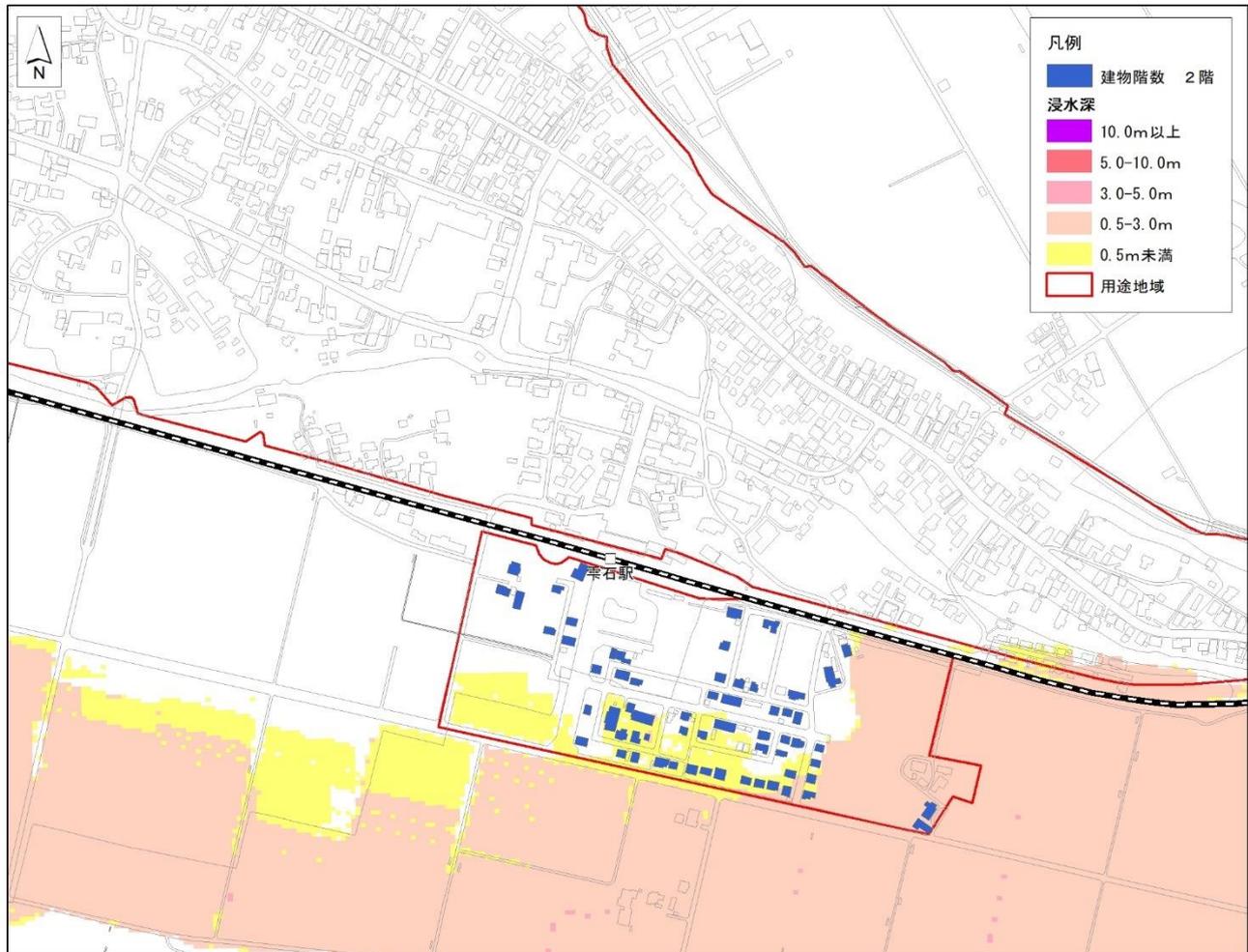


図 4-1 3 浸水深 (計画規模) × 建物

※都市計画区域全体ではなく、用途地域かつ浸水想定区域が指定されている区域のみを表示している。

②想定最大規模（L2：想定し得る最大規模の降雨）

雫石駅南側の想定最大規模の浸水想定区域が指定されている箇所をみると、浸水深0.5～3.0mの箇所に2階建ての建築物が立地しています。

また、一部で住居系以外の1階建ての建築物がみられ、想定される浸水深によっては建築物が浸水するリスクが想定されます。

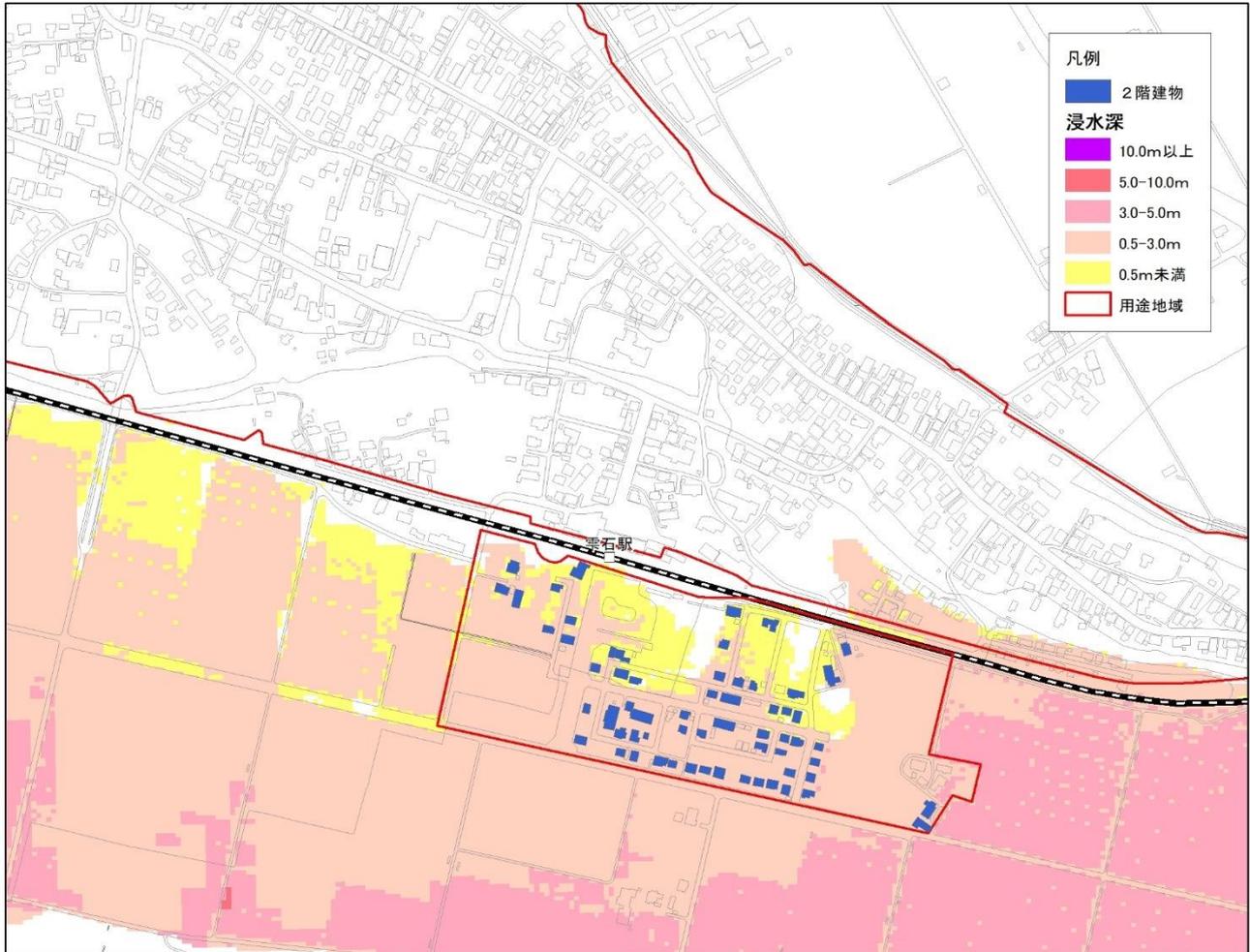


図 4-14 浸水深（想定最大規模）×建物

※都市計画区域全体ではなく、用途地域かつ浸水想定区域が指定されている区域のみを表示している。

(3) 浸水継続時間×人口

春木場駅南側に浸水継続時間 12 時間継続する地区と人口分布が重なるエリアがみられます。

浸水継続時間が 24 時間継続する地域が、雫石駅南側にみられますが、その一帯には人口の分布はみられません。

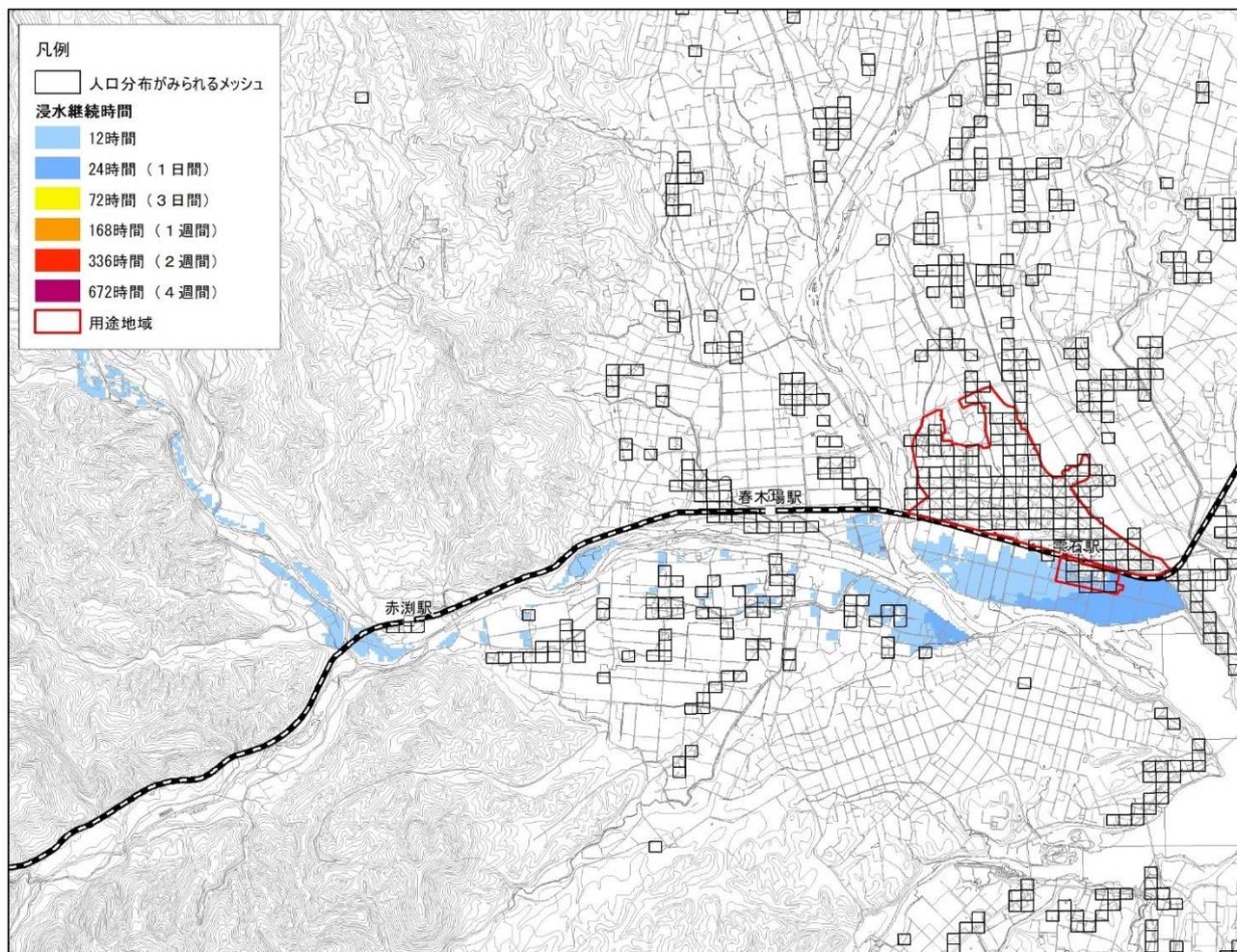


図 4-15 浸水継続時間×人口

※都市計画区域全体ではなく、浸水継続時間が指定されている区域のみを表示している。

(4) 浸水継続時間×人口×避難場所

浸水継続時間と避難場所の分布状況を見ると、春木場駅南側の浸水継続時間 12 時間のエリアと人口分布が重なるエリアに、避難場所の誘致圏外となる地区がみられます。浸水時の避難行動が困難になるリスクが想定されます。

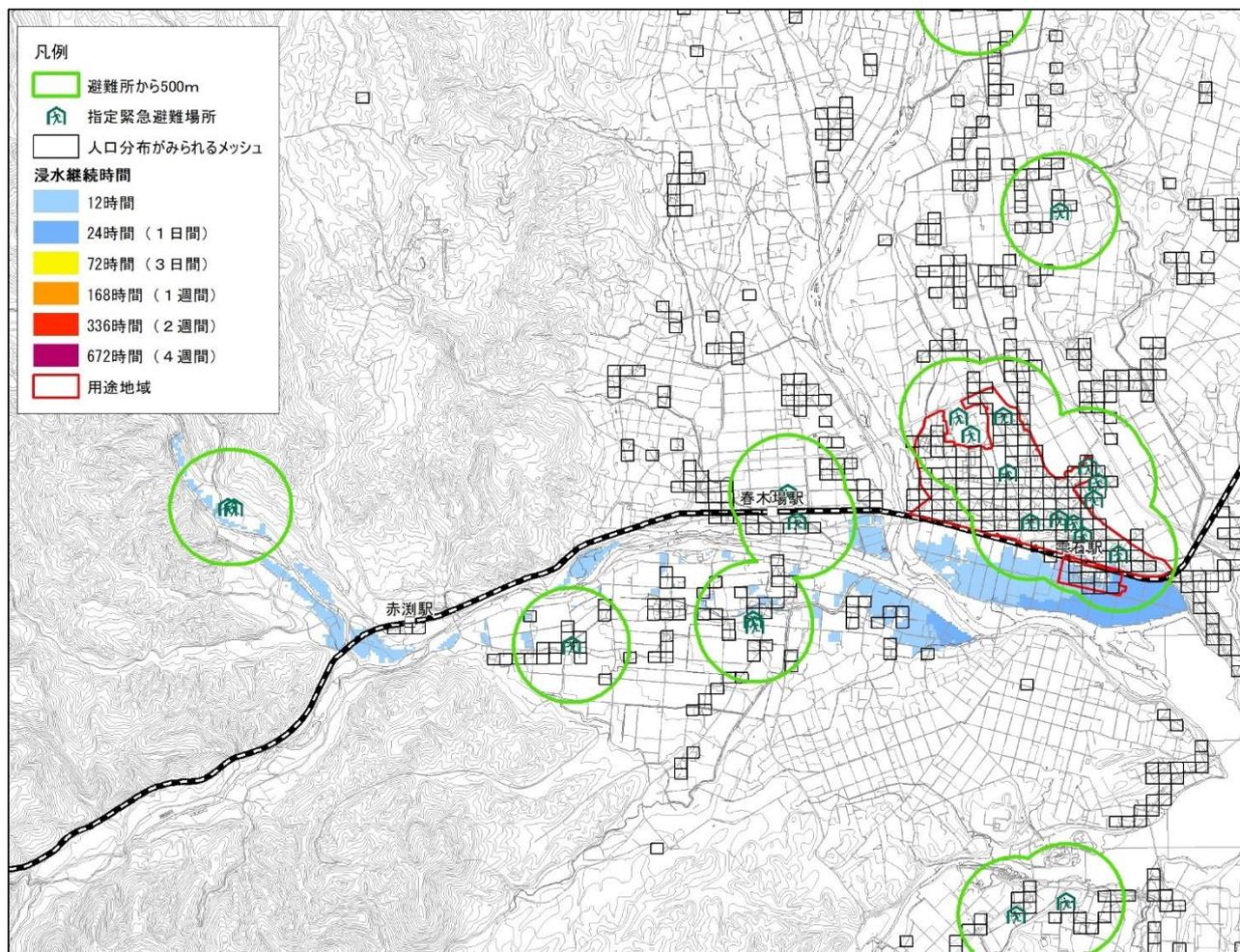


図 4-16 浸水継続時間×人口×避難所

※都市計画区域全体ではなく、浸水継続時間が指定されている区域のみを表示している。

(5) 家屋倒壊等氾濫想定区域×人口×都市機能増進施設

春木場駅南側に家屋倒壊等氾濫想定区域と人口、都市機能増進施設の分布が重なっている地区がみられ、洪水時の家屋倒壊リスクが想定されます。

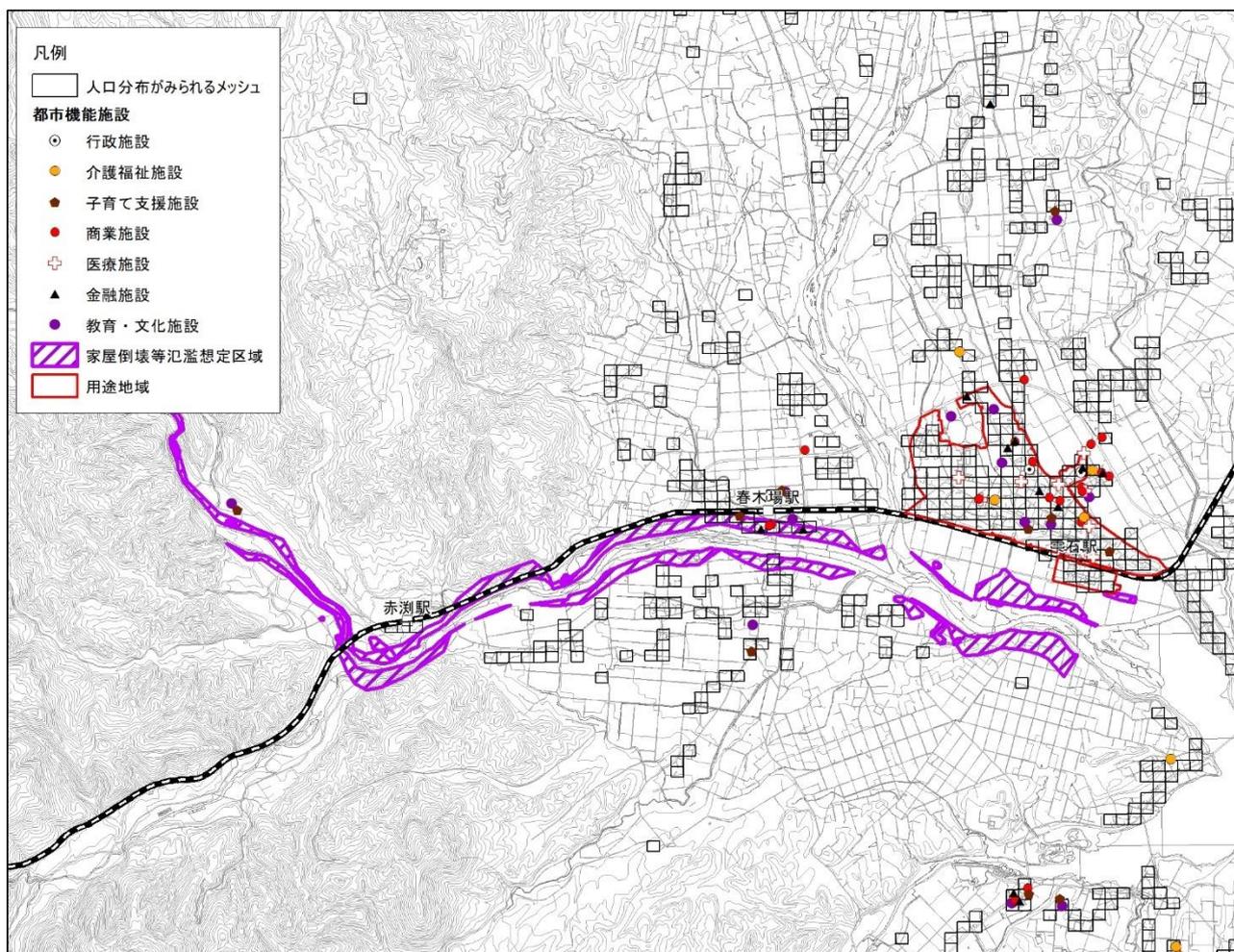


図 4-17 家屋倒壊等氾濫想定区域×人口

※都市計画区域全体ではなく、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている区域のみを表示している。

(6) 土砂災害警戒区域×都市機能増進施設

土砂災害警戒区域と都市機能増進施設の分布状況を見ると、鶯宿温泉地区に一部、警戒区域と施設の重なりがみられ、施設や施設利用者の安全性にリスクが想定されます。

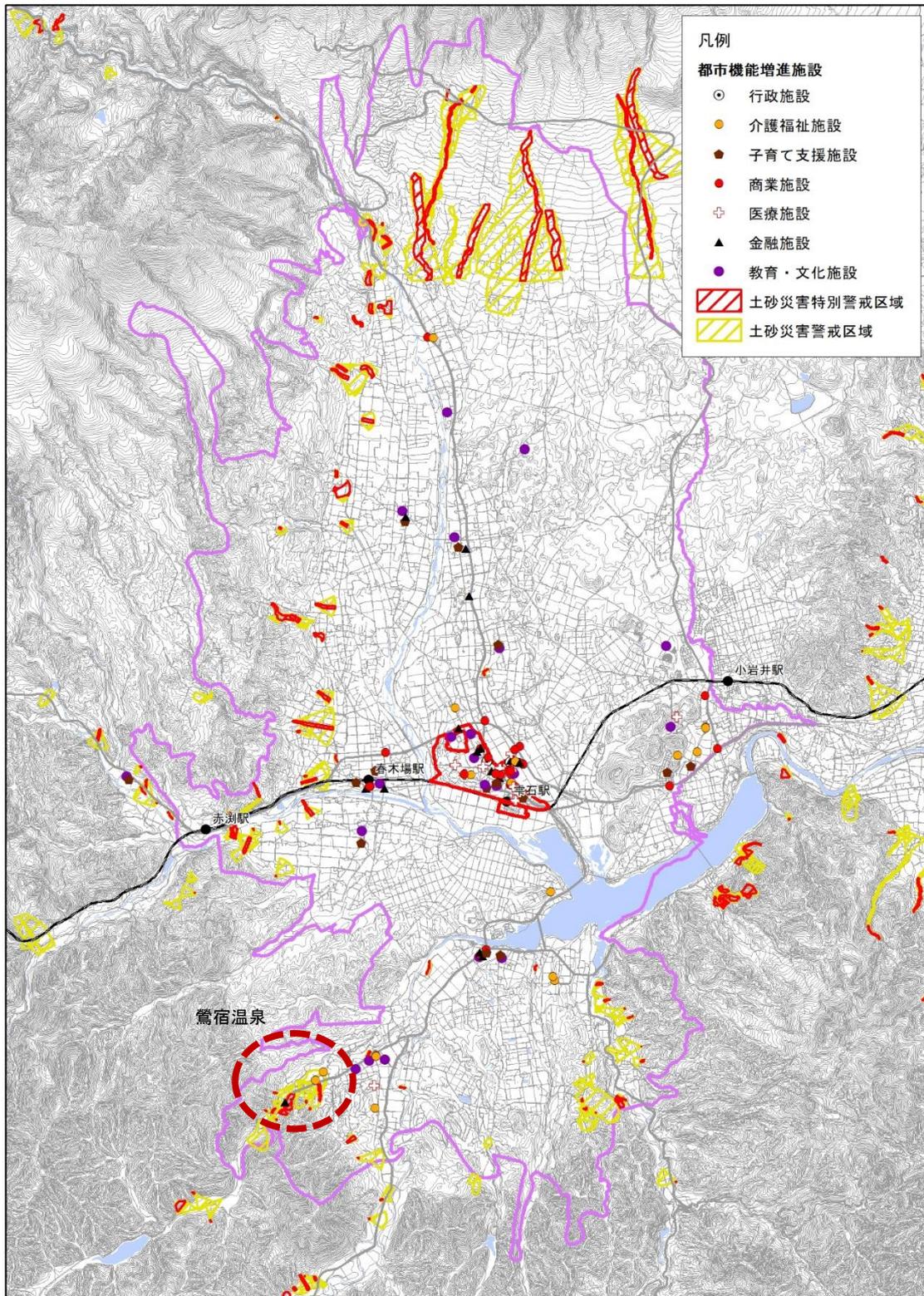


図 4-18 土砂災害警戒区域×都市機能増進施設

(7) 火山ハザード×人口

岩手山の噴火により想定される現象は、都市計画区域内に土石流、火山泥流が想定され、一部では人口の分布と重なるエリアがみられます。

小さな拠点となる各地域の公民館周辺には、土石流、火山泥流の現象はみられません。

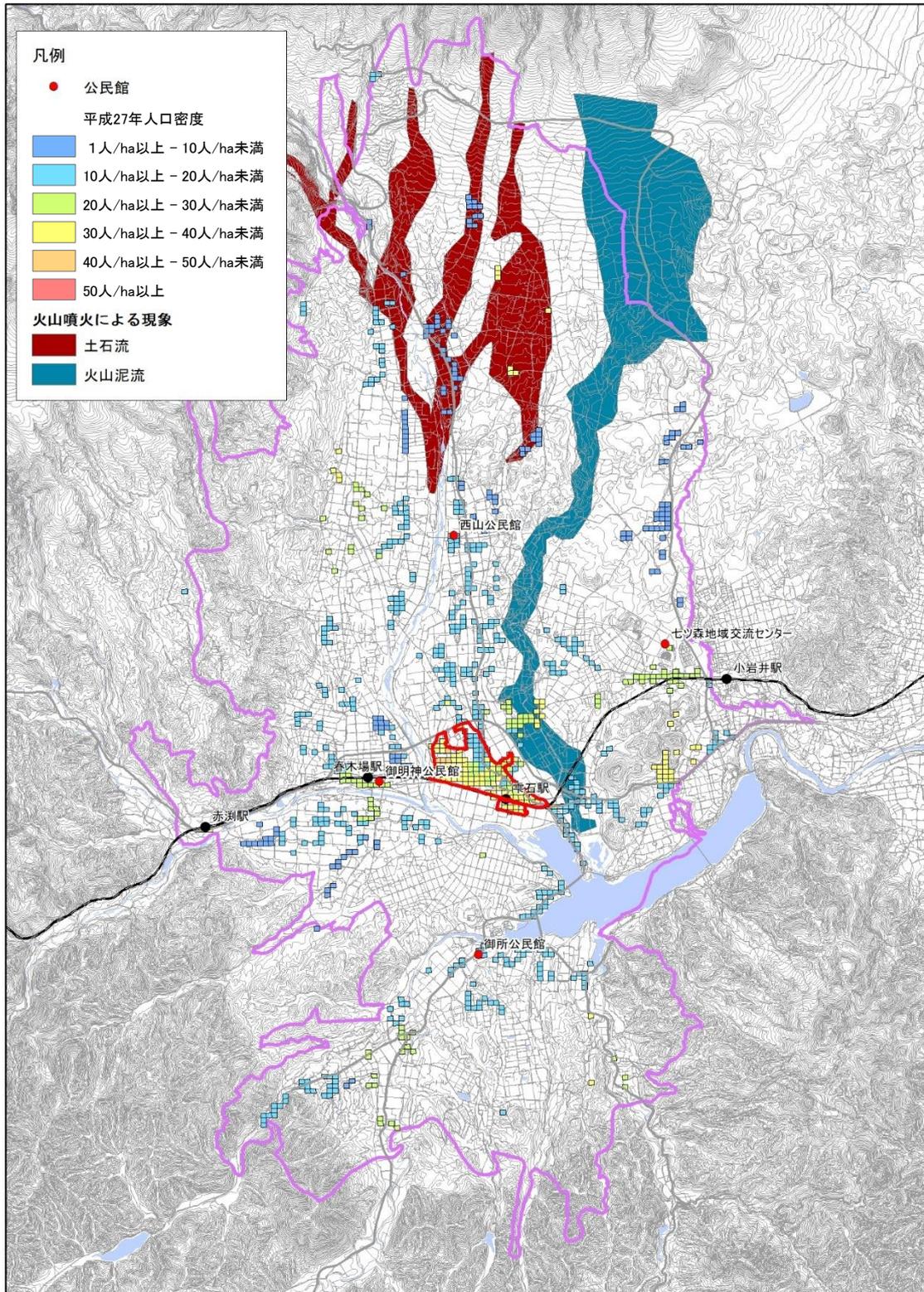


図 4-19 火山ハザード×人口

4.2 地区ごとの防災上の課題

災害ハザード情報や災害リスクの分析により、防災上の課題を次のとおり整理します。

(1) 雫石地域

○雫石駅南側の住宅等が立地しているエリアに0.5～3.0mの浸水想定区域（想定最大規模）が指定されており、浸水の状況によっては避難行動が困難になることも考えられます。

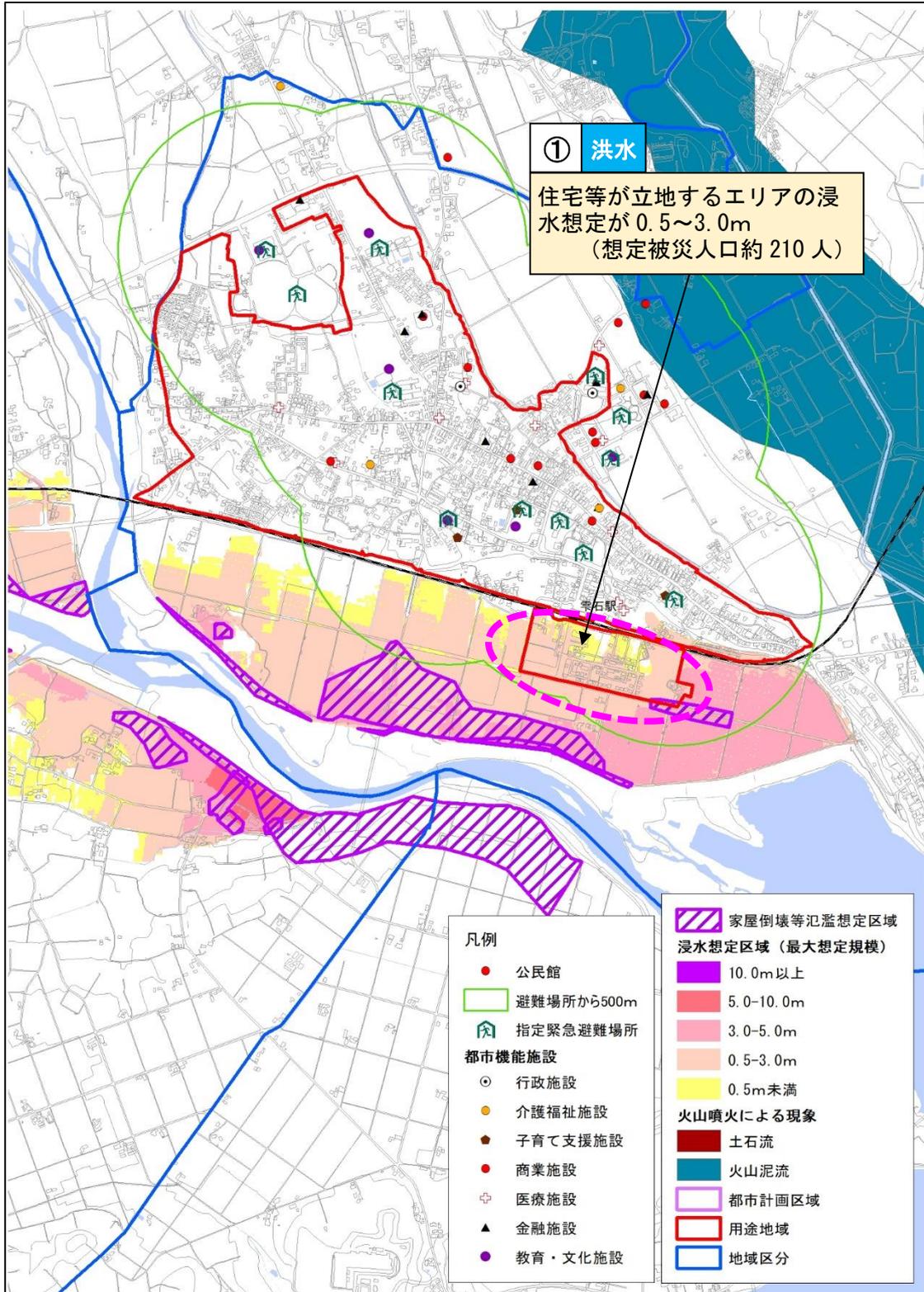


図 4-20 雫石地域の課題

(2) 御所地域

- 人口や都市機能増進施設の分布が土砂災害警戒区域に該当し、居住者、施設や施設利用者の安全性にリスクが伴うと想定されます。
- 小さな拠点である公民館周辺のリスクは想定されません。

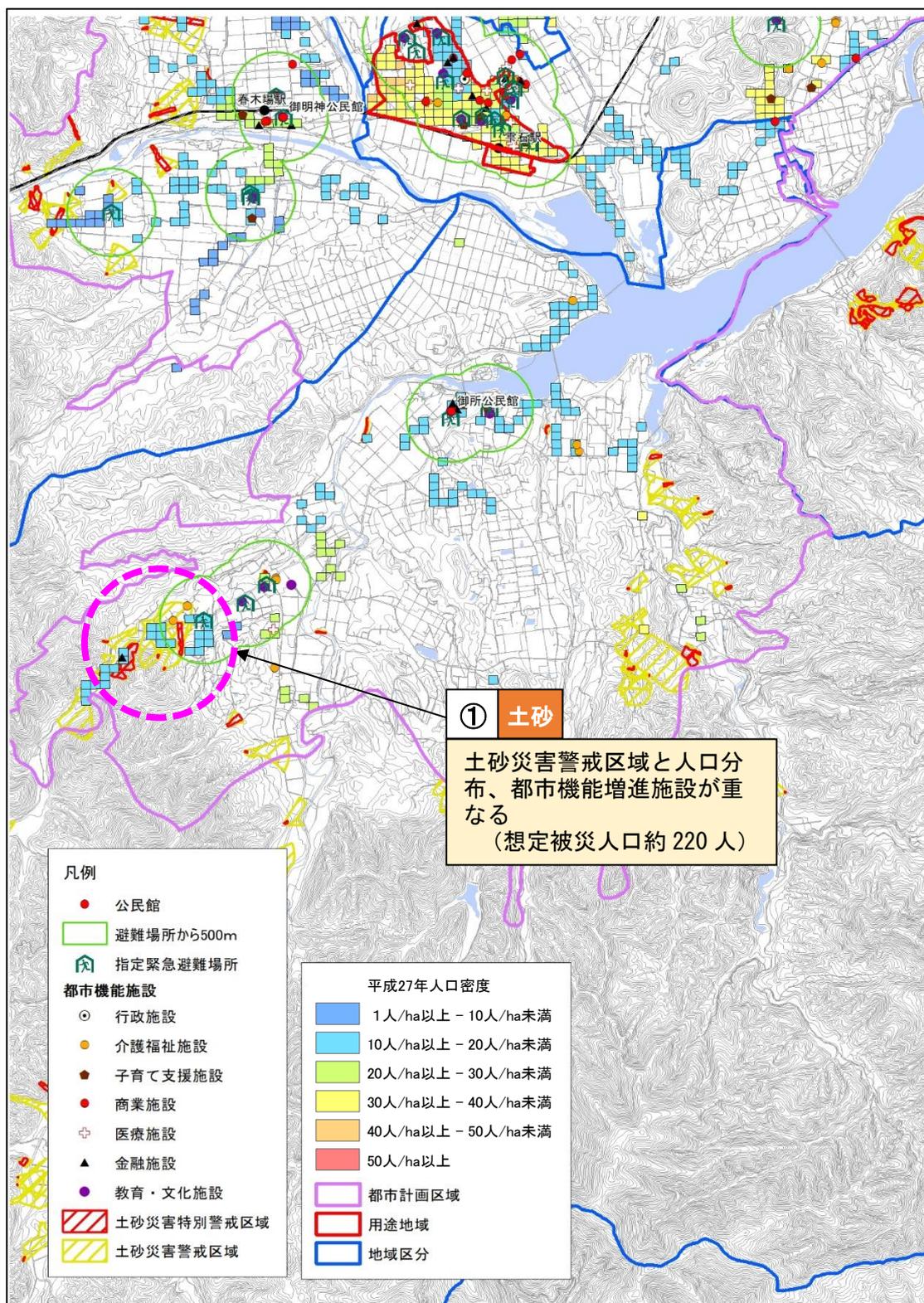


図 4-21 御所地域の課題

(3) 御明神地域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域に人口分布、都市機能増進施設の立地がみられ、建物倒壊等のリスクが伴うと想定されます。
- 人口分布と浸水想定区域（想定最大規模）が重なり、居住地から避難場所まで距離があるエリアがみられ、避難行動にリスクが伴うと想定されます。

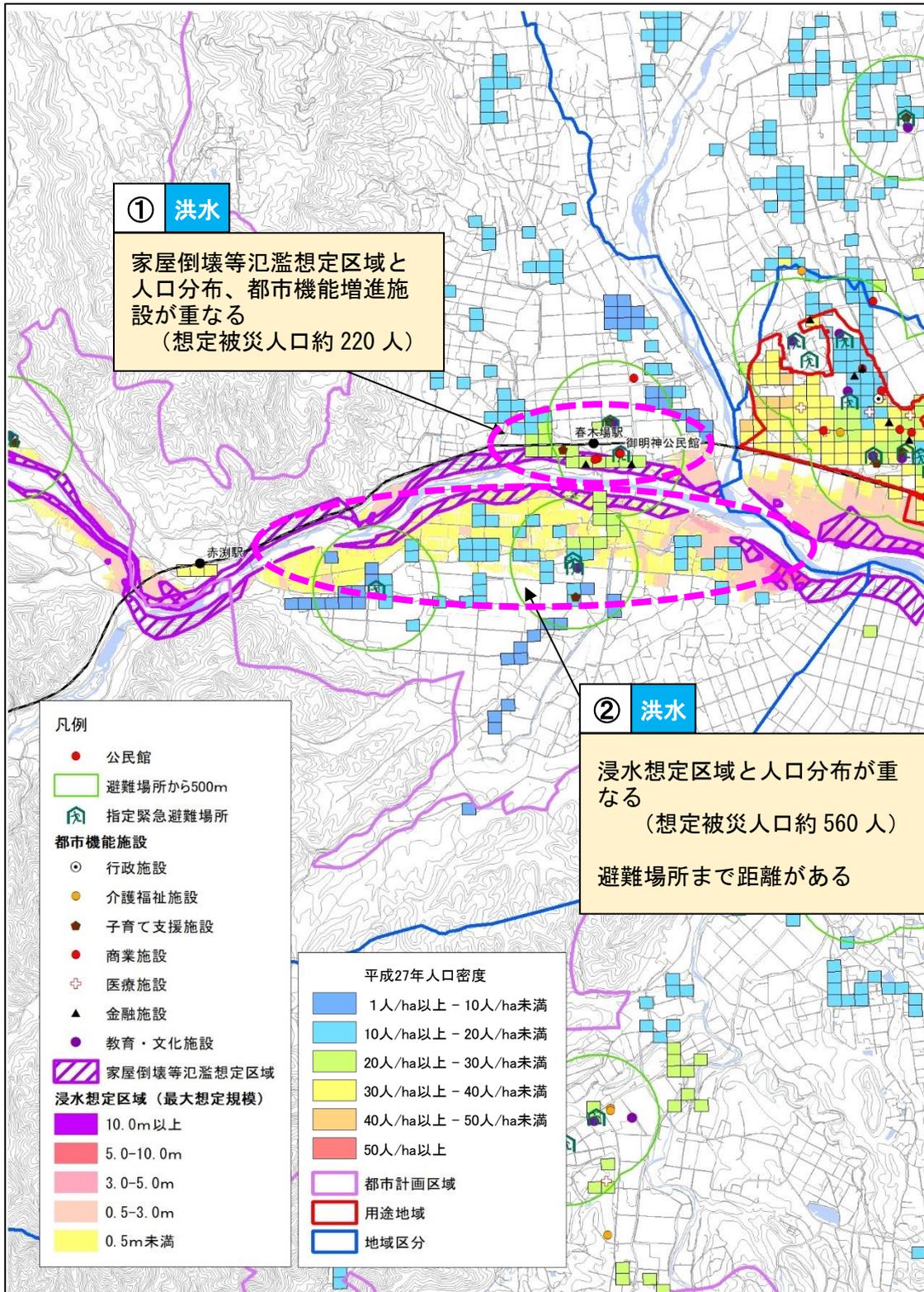


図 4-2 2 御明神地域の課題

(4) 西山地域

- 火山ハザードと人口分布、避難場所、都市機能増進施設の分布が重なり、火山噴火時のリスクが伴うと想定されます。
- 小さな拠点である公民館周辺のリスクは想定されません。

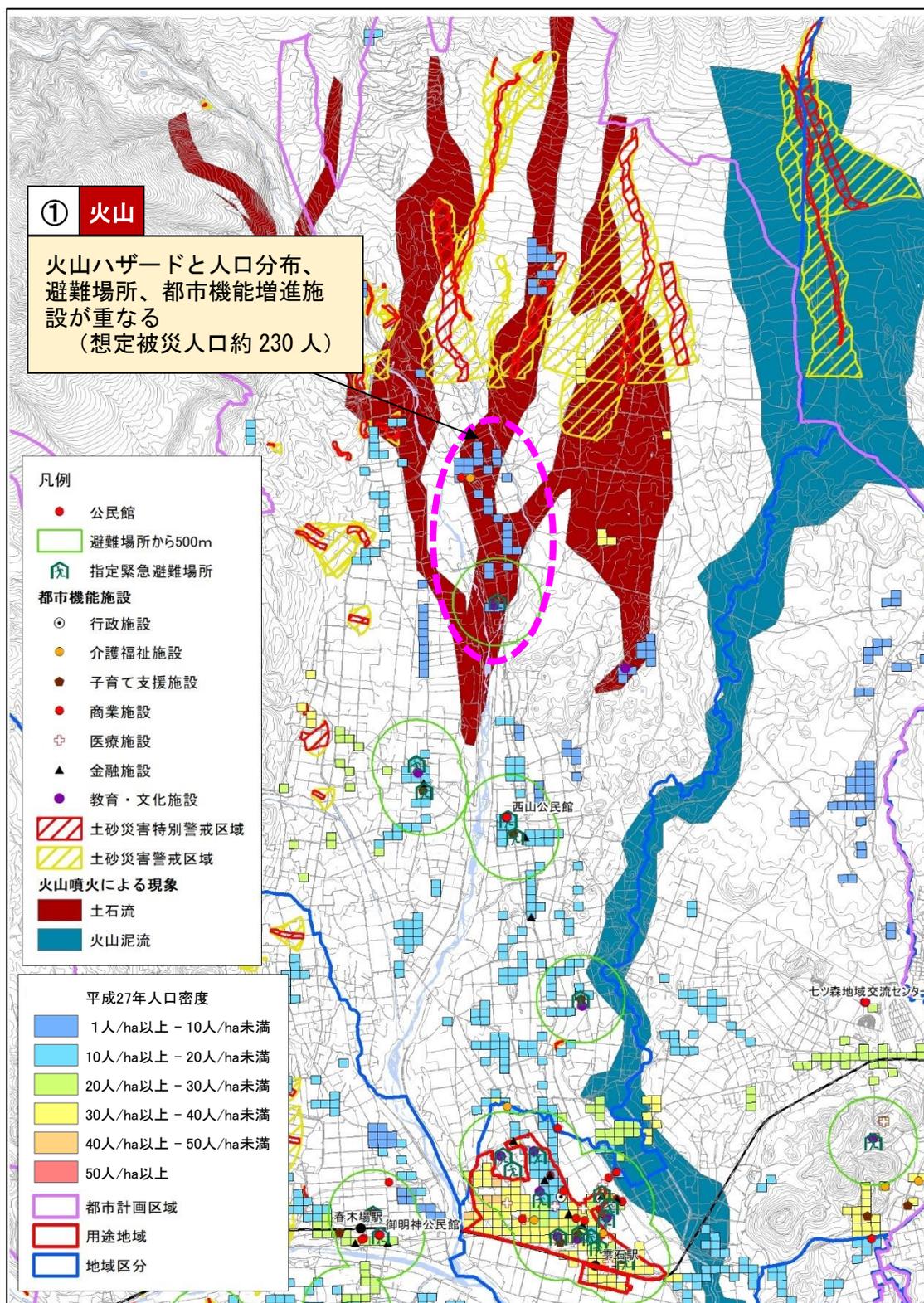


図 4-23 西山地域の課題

(5) 七ツ森地域

○火山ハザードと人口分布が重なり、火山噴火時のリスクが伴うと想定されます。

○小さな拠点である地域交流センター周辺のリスクは想定されません。

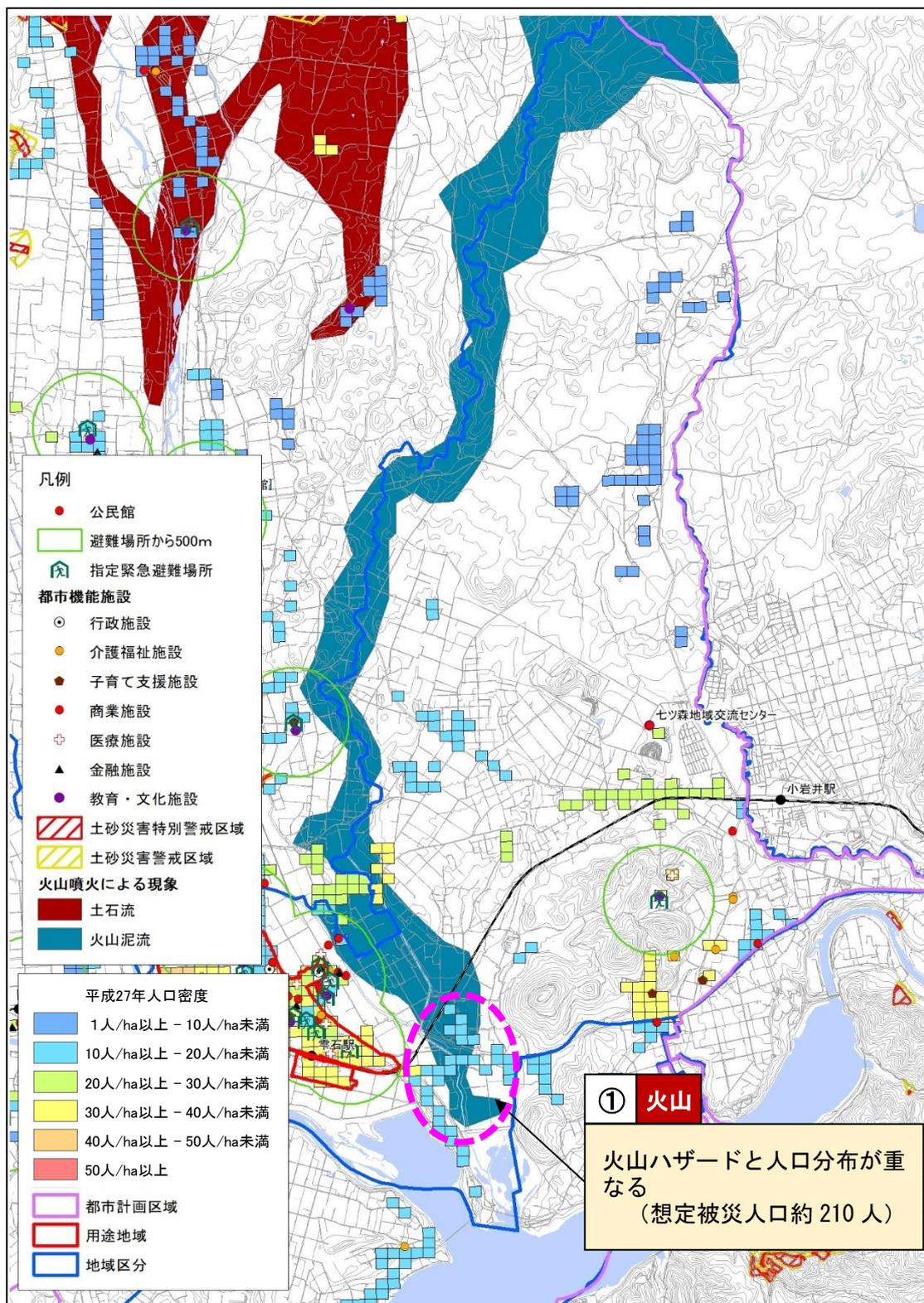


図 4-24 七ツ森地域の課題

表 4-6 防災上の課題

地域	災害	No	課題	想定される 被災人口 (平成 27 (2015) 年)
雫石	洪水	①	雫石駅南側の住宅等が立地しているエリアに 0.5~3.0mの浸水想定区域(想定最大規模)が指定され、浸水の状況によっては避難行動が困難となる	約 210 人
御所	土砂	①	人口や都市機能増進施設の分布が土砂災害警戒区域に該当し、居住者、施設や施設利用者の安全性にリスクが伴う	約 220 人
御明神	洪水	①	家屋倒壊等氾濫想定区域に人口分布、都市機能増進施設の立地がみられ、建物倒壊等のリスクが伴う	約 220 人
		②	人口分布と浸水想定区域(想定最大規模)が重なり、居住地から避難場所まで距離があるエリアがみられ、避難行動にリスクが伴う	約 560 人
西山	火山	①	火山ハザードと人口分布、避難場所、都市機能増進施設の分布が重なり、火山噴火時のリスクが伴う	約 230 人
七ツ森	火山	①	火山ハザードと人口分布が重なり、火山噴火時のリスクが伴う	約 210 人

5. 防災まちづくりの取組方針

5. 1 上位関連計画における防災施策

本町の上位関連計画において、防災に関する方針や施策の方向性が示されています。

表 4-7 上位計画における防災施策等

項目	施策の基本方向、まちづくりの方針等	出典
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップの更新やホームページなどにより土砂災害危険箇所などを周知するほか、町民がつくる防災マップの作成支援などを行い、防災意識の向上 災害に備え危機管理体制の充実を図るとともに、注意喚起や各種団体と迅速な連携ができるよう実動訓練を実施 	第三次雫石町総合計画基本計画
	<ul style="list-style-type: none"> ハード対策とソフト対策を組み合わせた、本町の特性に合った効果的な施策の推進 <p>【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 堆積土砂浚渫 防災マップの活用 情報伝達手段の整備 等 	雫石町国土強靱化地域計画
	<p>【風水害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業を計画的に実施する。 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。 町その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。 県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 <p>【土砂災害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨等による土砂災害を防止するため、国や県と連携し、土石流対策、急傾斜地崩壊対策、地すべり防止対策、山地災害予防対策を促進する。 また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。 	雫石町地域防災計画
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> 地域での取組や自主防災組織の活動の支援 自主防災組織の相互協力・連携の強化 	第三次雫石町総合計画基本計画 雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略

5. 2 施策・取組の基本的な考え方

(1) 災害リスクの回避の考え方

洪水による浸水や土砂災害などによる深刻な災害が想定される場合、災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制（災害リスクの回避）を検討する必要があります。

本町においては、用途地域内に土砂災害警戒区域の指定がみられないことや、浸水想定区域（計画規模）からみた災害リスクが比較的小さいことから、災害リスクの回避に該当するエリアはないものとしします。

(2) 災害リスクの低減の考え方

浸水想定区域（想定最大規模）では、一定程度の災害リスクがみられるほか、土砂災害警戒区域、火山噴火のリスクを踏まえ、ハード、ソフトの防災・減災対策（災害リスクの低減）については、以下のような項目を想定します。

①宅地ごとの嵩上げ【ハード】

雫石駅南側の住宅地について、想定される浸水被害に対応するため、住宅地の宅盤を 0.5m 以上嵩上げすることを推進するとともに、嵩上げに対する支援を図ります。

②河川改修の要望【ハード】

雫石駅南側の住宅地への浸水が想定される雫石川について、河川管理者に河川の改修を要望していきます。

③河川水位の監視システムの導入の検討【ハード】

河川の水位を監視し、河川の氾濫等の危険を察知できるシステムの導入の検討を図ります。

④公園、公民館の整備【ハード】

雫石駅南側の住宅地について、防災機能を備えた公園の整備や、避難場所となる公民館等の整備を図ります。

⑤災害危険箇所の点検の実施【ソフト】

土砂災害警戒区域など災害の危険性のある箇所について、点検やパトロールの実施を図ります。

⑥住民の防災啓発活動【ソフト】

町の防災マップの活用、住民ワークショップの開催、住民による防災マップの作成等により、住民の防災啓発活動に取り組めます。

(3) 居住誘導区域の設定の考え方

本町の用途地域内の災害リスクの低さや、災害リスクの回避・低減の考え方を踏まえ、次章の居住誘導区域の設定にあたっては、用途地域内の浸水想定区域が指定されている箇所についても、居住誘導区域の対象として検討することとしします。

5.3 地区ごとの取組方針の検討

上位関連計画に示されている防災施策の方向性や、施策・取組の基本的な考え方を踏まえ、各地区の取組方針を以下のとおりとし、災害リスクの低減に努めます。

表 4-8 地区別の取組方針

地域	災害	No	課題	リスクの回避/低減	取組方針
雫石	洪水	①	浸水の状況によっては避難行動が困難	低減	<ul style="list-style-type: none"> ・水害ハザードエリアの人的被害を防ぐため、住民の避難行動を促す防災対策に取り組む ・住宅地のハード対策による浸水リスクの低減
御所	土砂	①	居住者、施設や施設利用者の安全性にリスクが伴う	低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードエリアの人的被害を防ぐため、住民等の避難行動を促す防災対策に取り組む
御明神	洪水	①	建物倒壊等のリスクが伴う	低減	<ul style="list-style-type: none"> ・水害ハザードエリアの人的被害を防ぐため、住民の避難行動を促す防災対策に取り組む ・河川管理者と連携した河川水位の監視体制の強化
		②	避難行動にリスクが伴う	低減	<ul style="list-style-type: none"> ・水害ハザードエリアの人的被害を防ぐため、住民の避難行動を促す防災対策に取り組む
西山	火山	①	火山噴火時のリスクが伴う	低減	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な火山情報の伝達と住民の避難行動を促す防災対策に取り組む
七ツ森	火山	①	火山噴火時のリスクが伴う	低減	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な火山情報の伝達と住民の避難行動を促す防災対策に取り組む

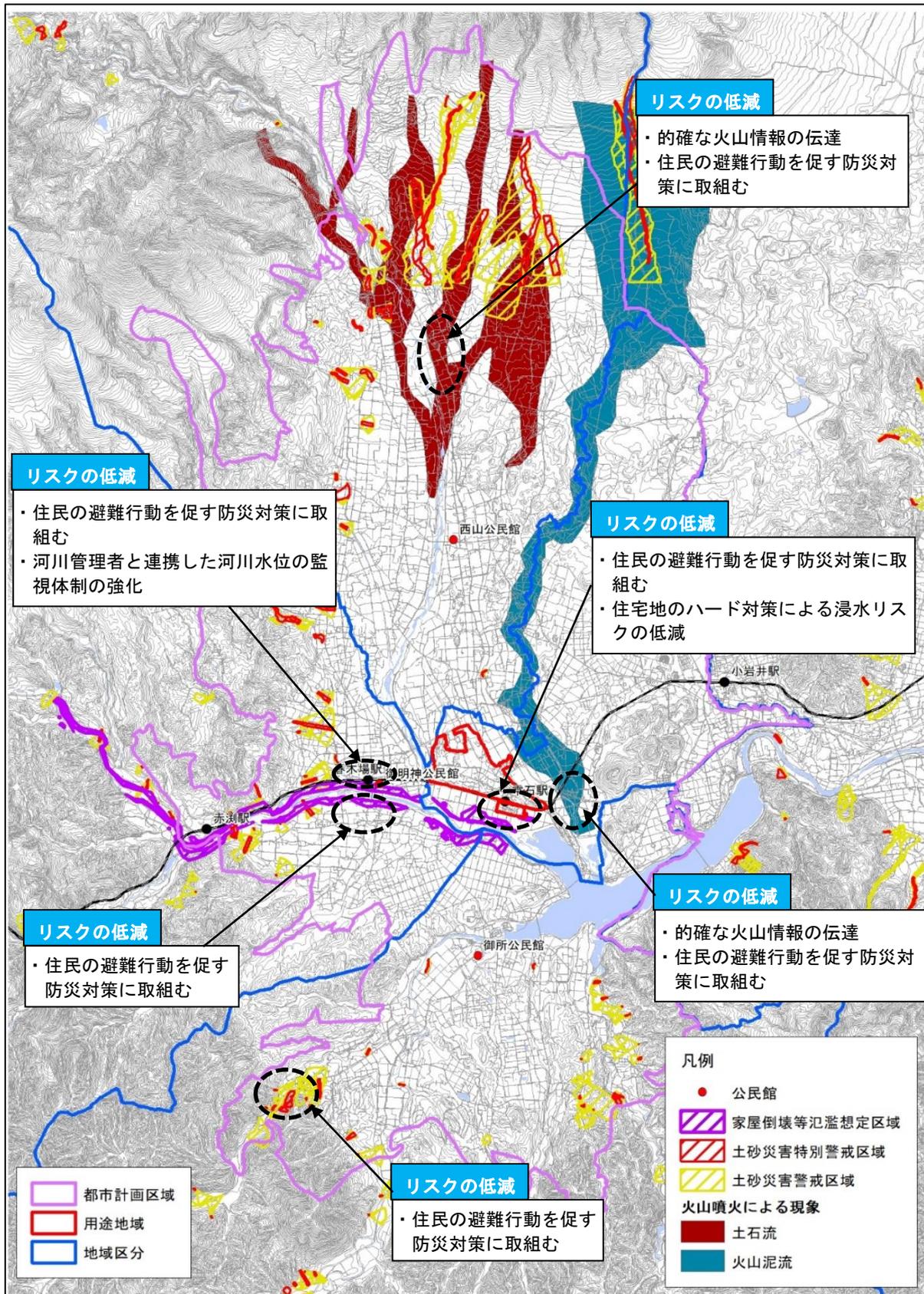


図 4-25 地区別の取組方針

6. 具体の取組と目標設定

6. 1 防災に関する具体的な取組とスケジュール

取組方針に基づく具体的な取組とスケジュールを、以下のように設定します。

表 4-9 具体的な取組とスケジュール

分類	取組方針	具体的な取組	主体	実施時期			
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの低減	浸水	河川改修の要望	国・町	←→			
		防災機能を備えた公園の整備	町	←→			
		公民館等の整備	町	←→			
		・水害ハザードエリアの人的被害を防ぐため、住民の避難行動を促す防災対策に取組む	防災マップ等を活用した防災啓発活動	住民・町	←→		
		住民ワークショップの開催	住民・町	←→			
		住民による地域防災マップの作成	住民・町	←→			
	・建築物のハード対策による浸水リスクの低減	宅地ごとの嵩上げ	住民・町	←→			
	・河川管理者と連携した河川水位の監視体制の強化	河川水位の監視システムの導入の検討	国・町	←→			
	土砂	・土砂災害ハザードエリアの人的被害を防ぐため、住民等の避難行動を促す防災対策に取組む	土砂災害危険箇所等点検による安全性確認等	住民・町	←→		
			土砂災害避難訓練の実施	町	←→		
防災マップ等を活用した防災啓発活動			住民・町	←→			
火山	・的確な火山情報の伝達と住民の避難行動を促す防災対策に取組む	防災マップ等を活用した防災啓発活動	住民・町	←→			

6.2 目標値の設定

防災指針の目標値は、以下のように設定します。

表 4-10 目標値の設定

分類	指標	基準値	目標値 令和 20 年
浸水	用途地域内の浸水想定区域(想定最大規模)の人口	約 210 人 (平成 27(2015)年)	現在の半数未満 (概ね 100 人以下) ※河川改修や建替え等を行う宅地の嵩上げなどの防災施策の推進により、浸水想定区域の将来的な削減を想定し、これに比例して浸水想定区域(想定最大規模)内の居住人口も減少することを想定)
土砂	土砂災害防災訓練及び土砂災害危険箇所等点検の実施	—	1 回/年以上
火山	啓発活動による火山ハザードの認知度	—	町民の 80%以上

第5章 居住誘導区域の設定



1. 居住誘導区域の基本的な考え方

1.1 居住誘導区域とは

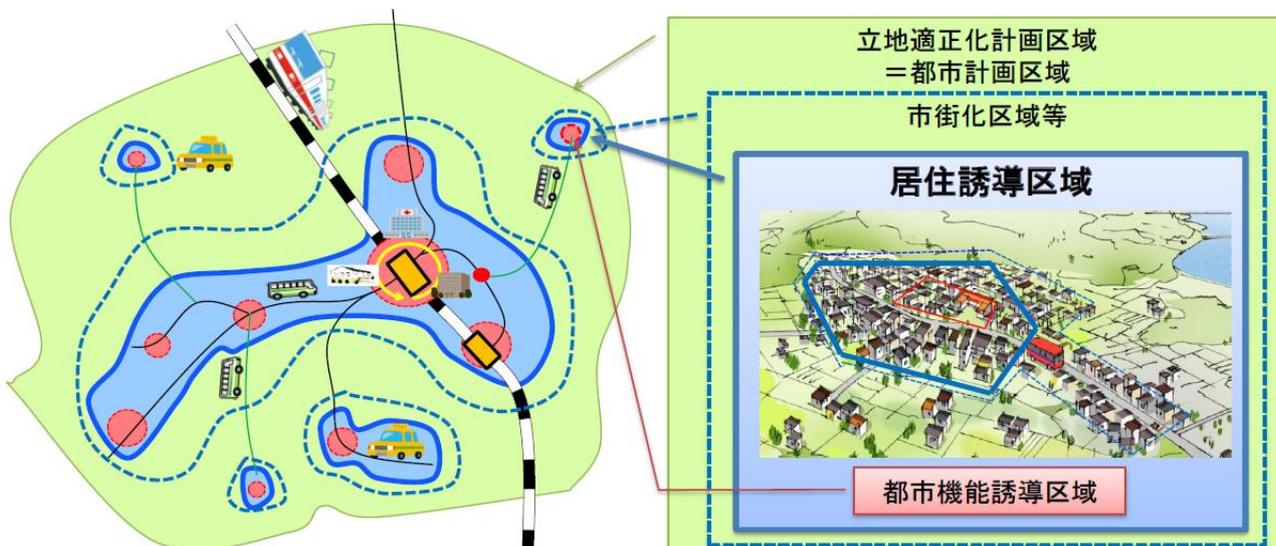
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきとされています。

また、用途地域外や災害の危険性が高い区域等は、居住誘導区域に含まないこととされています。

国土交通省の第11版都市計画運用指針では、居住誘導区域の設定について、以下に示す区域が考えられるとされています。

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域



出典：国土交通省

図 5-1 居住誘導区域のイメージ

1. 2 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口の維持を図りながら居住地の密度を高め、市街地、居住地としての機能を維持、向上させつつ、地域における公共投資や公共公益施設の維持・運営など、都市経営を効率的に行うことを目的とした地域です。

本計画における居住誘導区域の対象地区は、用途地域が指定されている雫石地域の市街地とし、人口密度の動向や都市機能の立地状況、河川の氾濫などの災害想定区域等を勘案して区域を定めます。

また、居住誘導区域を定めないそのほかの地域拠点周辺については、町民の日常生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ機能が充実した拠点の形成を目指し、居住と都市機能の適正な誘導を図ります。

【居住誘導区域の設定の基本的な考え方】

- ・用途地域（用途地域のうち工業地域及び工業専用地域を除く）が指定されている区域
- ・用途地域内において、都市機能や居住地が集積している地域
- ・用途地域内において、周辺地域からの公共交通によるアクセスが容易であり、都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・用途地域内において、災害危険区域等の深刻な被害が発生するおそれのある箇所は、危険度の予測等をもとに区域の設定を検討

2. 居住誘導区域の設定

2.1 区域設定の流れ

居住誘導区域は用途地域内において定められるものであることから、本町における居住誘導区域の設定には、用途地域内 100mメッシュを用いて、以下に定める条件に該当するメッシュを加除し、用途地域の中から、居住誘導区域を設定する条件を満たすメッシュを抽出していくものとします。

また、居住誘導区域を設定する条件を満たすメッシュのうち、区域境界のフリンジに位置するメッシュについては、道路や水路、指定区域の境界など現況の地形地物、土地利用区分を考慮して居住誘導区域を確定させるものとします。

【居住誘導区域に設定する条件（用途地域内）】

(1) 災害危険性のある区域を除外

土砂災害警戒区域の指定を受けているエリアは、居住を抑制する必要があるため除外します。

(2) 恒久的に保護・保全される土地利用を除外

公園や史跡、公共施設などが大規模な範囲で立地しており、かつ、恒久的に活用されると見込まれるエリアについては、居住に適さないため除外します。

(3) 一団の農地を除外

現況において一団のまとまりのある農地は、将来的にも住宅地としてのポテンシャルが低く、居住に適さないエリアであると考えられることから除外します。

(4) 公共交通不便地域を除外

バス停から徒歩利用圏域外（バス停から 300m圏外）に位置するエリアは、公共交通の不便地域となり、歩いて暮らせる居住地には不適と考え除外します。

(5) まちづくりに考慮する区域を加除

居住エリアを集約していく観点から、居住誘導区域の連続性を確保できないエリアなどを除外します。

将来的な土地利用を鑑み、今後、居住を誘導していく必要があると考えられるエリアを誘導区域に設定します。

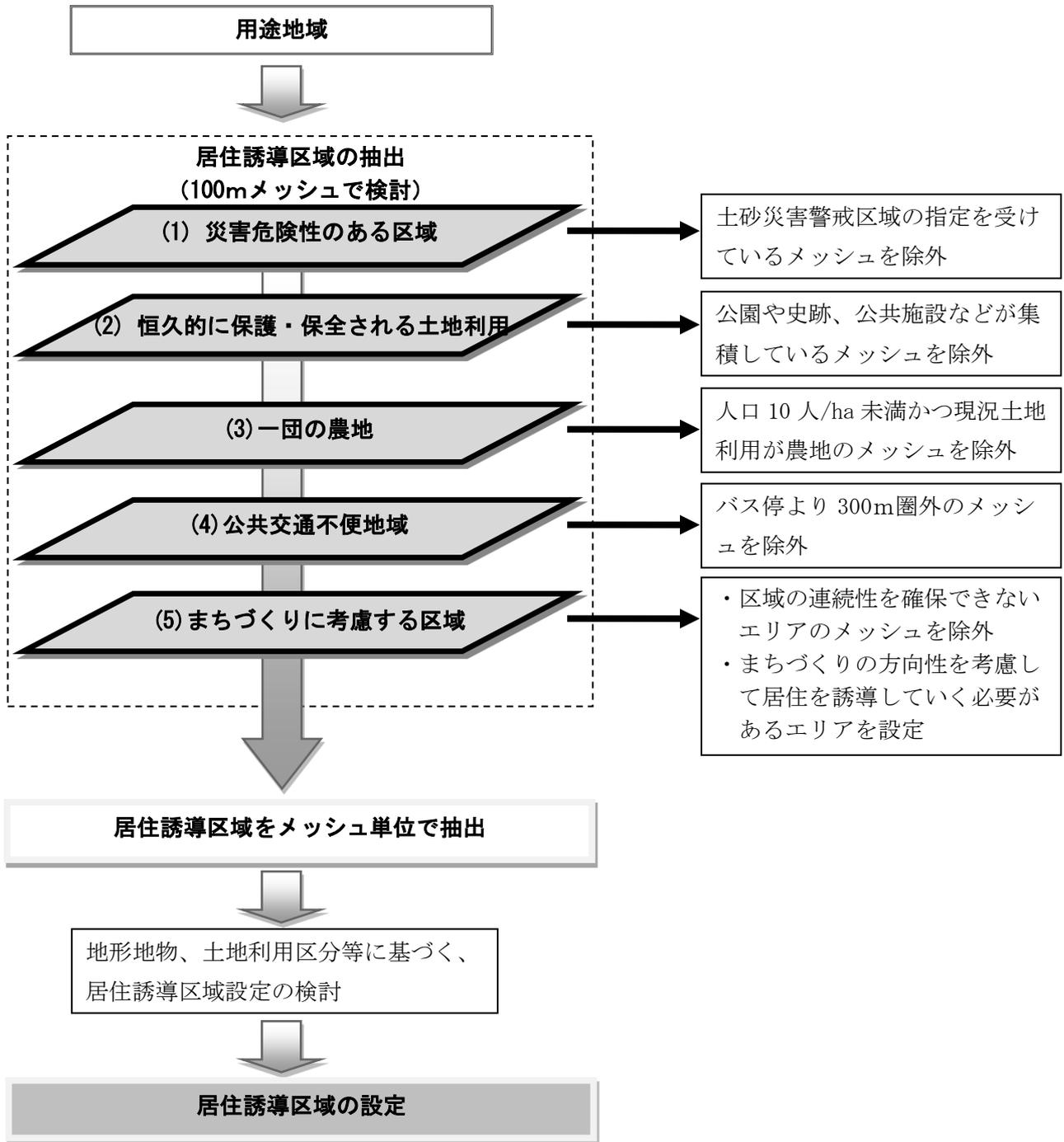


図 5-2 居住誘導区域の設定の流れ

2. 2 居住誘導区域の設定

(1) 災害危険性のある区域を除外

用途地域内において、土砂災害警戒区域が指定されている範囲のメッシュを除外しますが、本町の用途地域内には土砂災害警戒区域の指定がないため、該当しません。

(2) 恒久的に保護・保全される土地利用

用途地域内において、公園や史跡、公共施設などが集積しているメッシュを除外します。

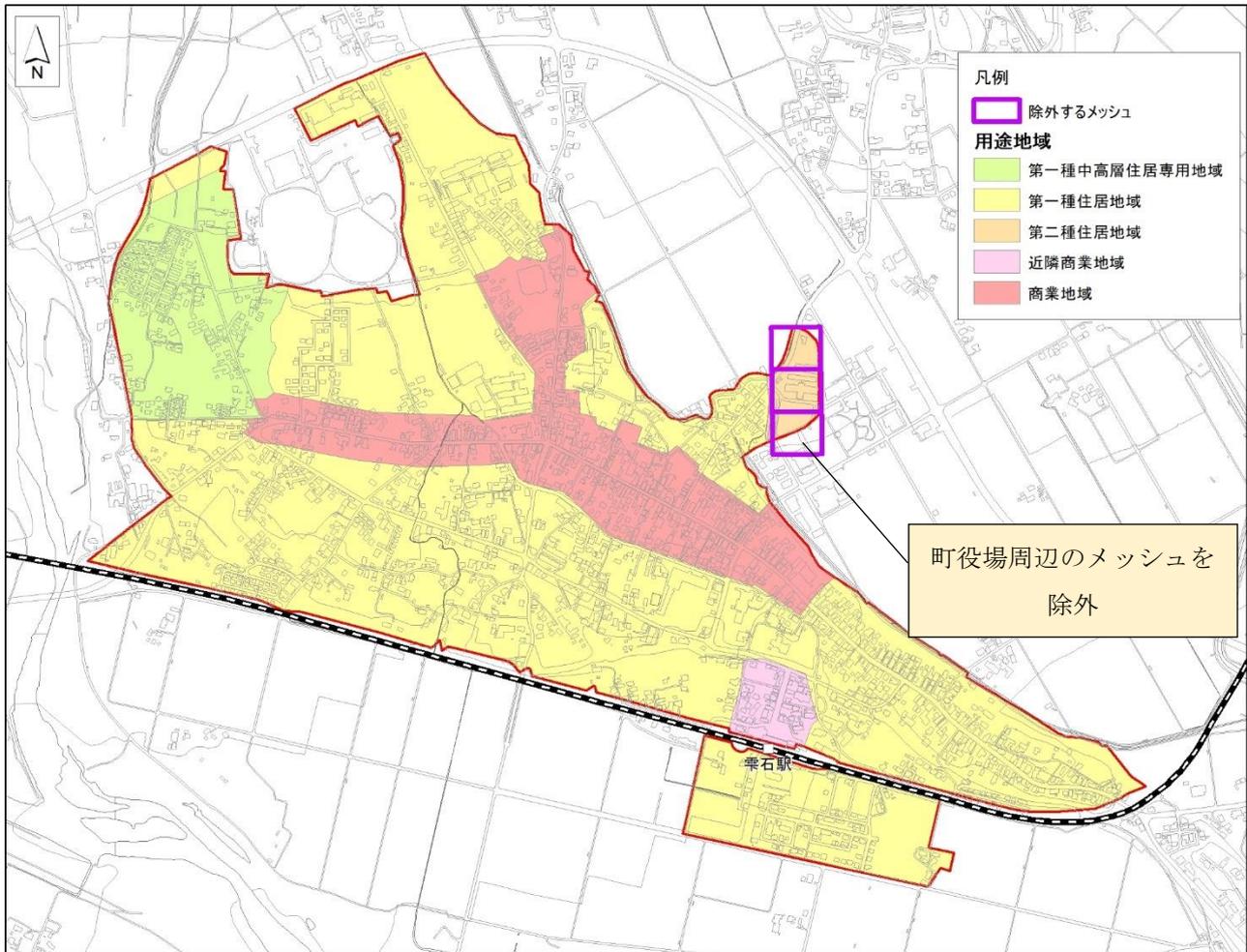


図 5-3 恒久的に保護・保全される土地利用

(3) 一回の農地を除外

住居系用途地域内で、居住者の少ない人口メッシュ 10 人/ha 未満で、かつ、現況土地利用が主に農地となっているメッシュを除外します。

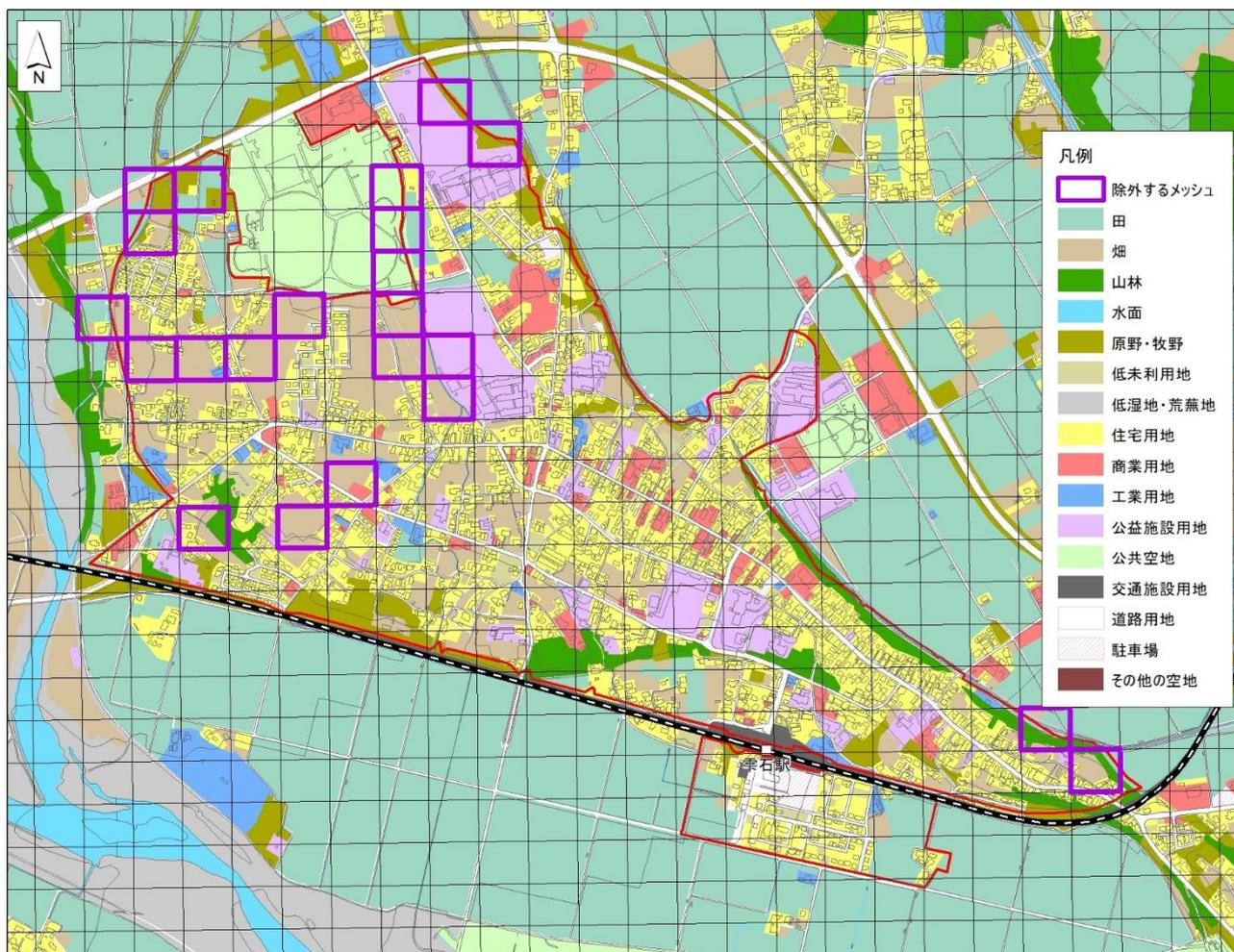


図 5-4 土地利用現況とメッシュ重ね図

(4) 公共交通不便地域を除外

各バス停からの徒歩利用圏外(300m圏外)を公共交通不便地域とし、該当するメッシュを除外します。

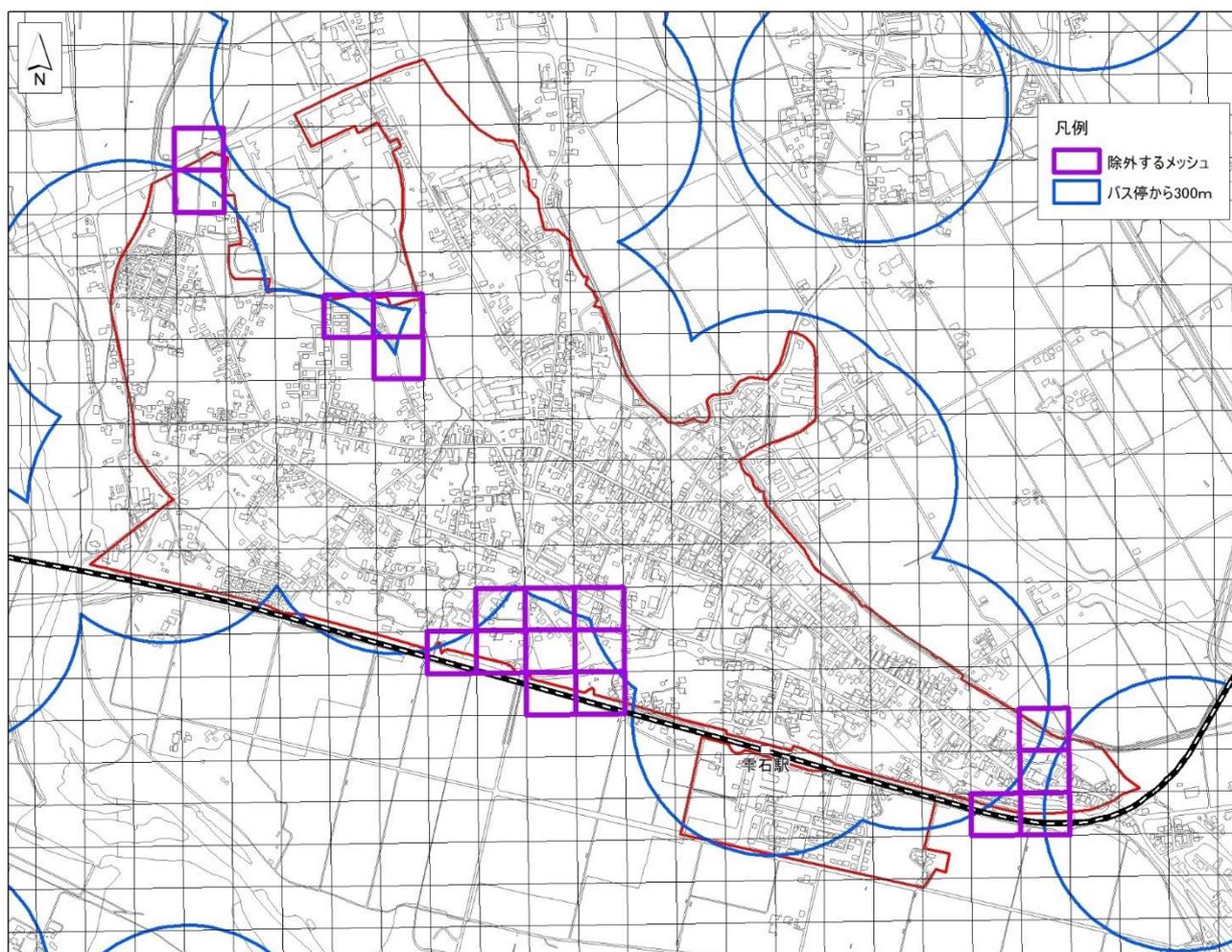


図 5-5 バス停徒歩利用圏域とメッシュの重ね図

(5) まちづくりに考慮する区域を削除

これまで除外したメッシュの状況から、居住誘導区域の連続性を確保できない地区について、該当するメッシュを除外します。

なお、用途地域西側に位置する高前田住宅周辺は、農地により居住誘導区域の連続性が確保できないエリアとなっていますが、本町の人口定着の受け皿として、町営住宅の適正な管理により、良質な住宅の供給していくこととし、居住誘導区域に含めるものとしします。

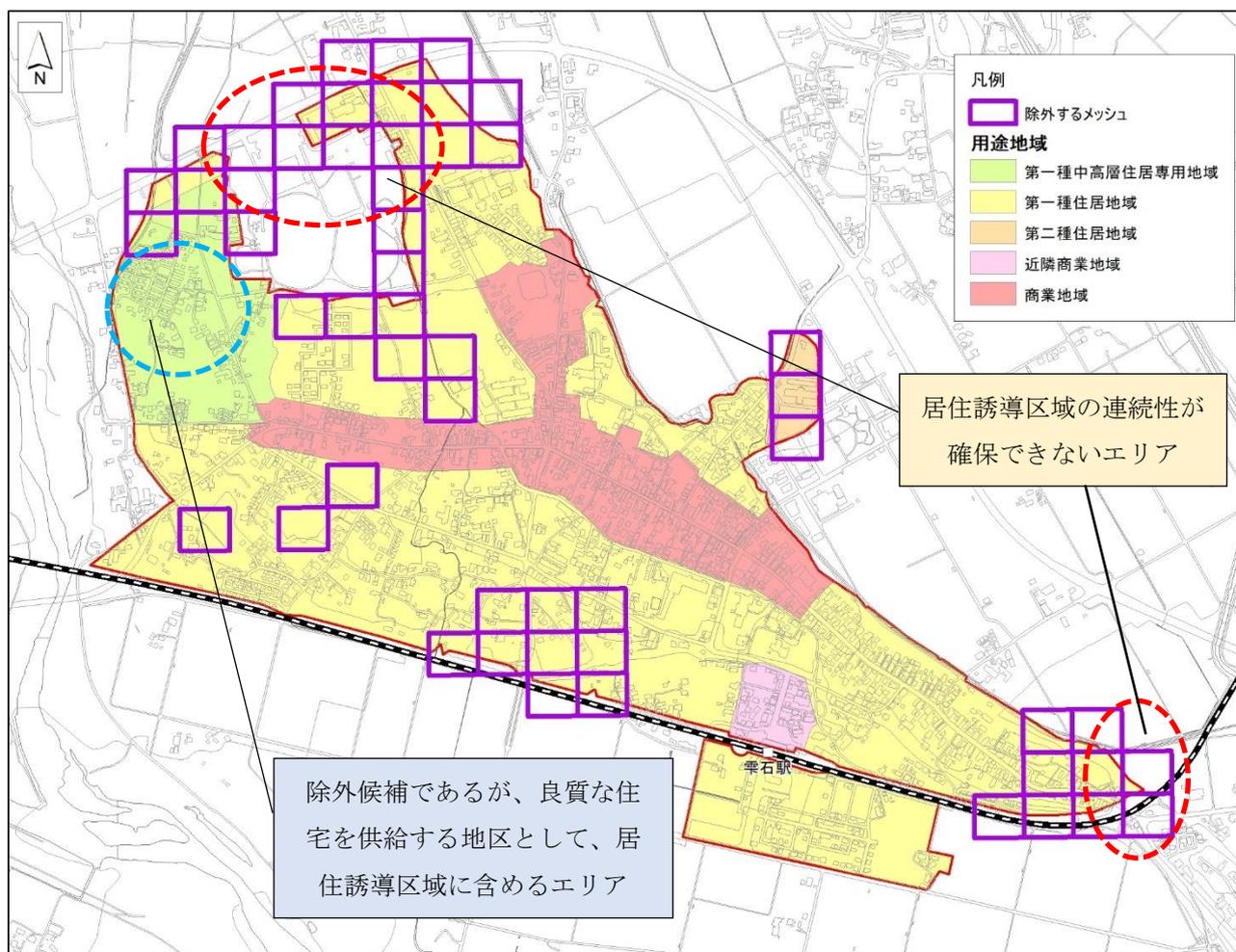


図 5-6 まちづくりに考慮する区域

(1)～(5)までの項目において、居住誘導区域に設定すべき区域として、以下のメッシュが抽出されました。

このメッシュを目安として、居住誘導区域を設定します。

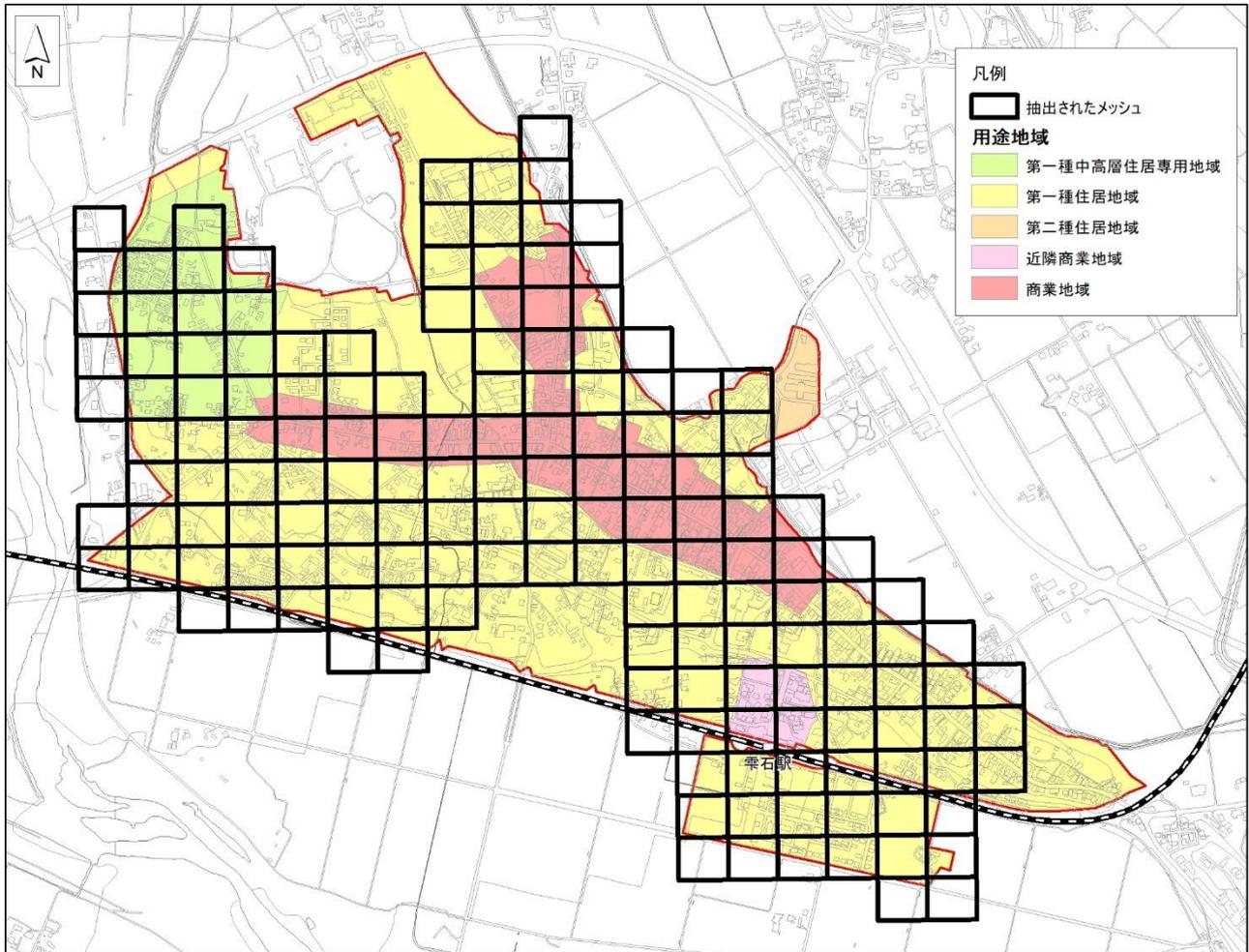


図 5-7 居住誘導区域に設定すべき区域として抽出されたメッシュ

(6) 居住誘導区域の設定

(1)～(5)の検討を踏まえて抽出された居住誘導区域の設定の条件を満たすメッシュについて、区域境界のフリンジに位置するメッシュの土地利用状況を確認し、居住誘導区域を設定します。

設定にあたっては、道路や水路、指定区域の境界など現況の地形地物、土地利用区分を考慮して定めるものとします。

また、雫石駅南側の住宅地は浸水想定区域に該当していますが、前章「防災指針の検討」における災害リスクの低減のための取組を進めていきます。

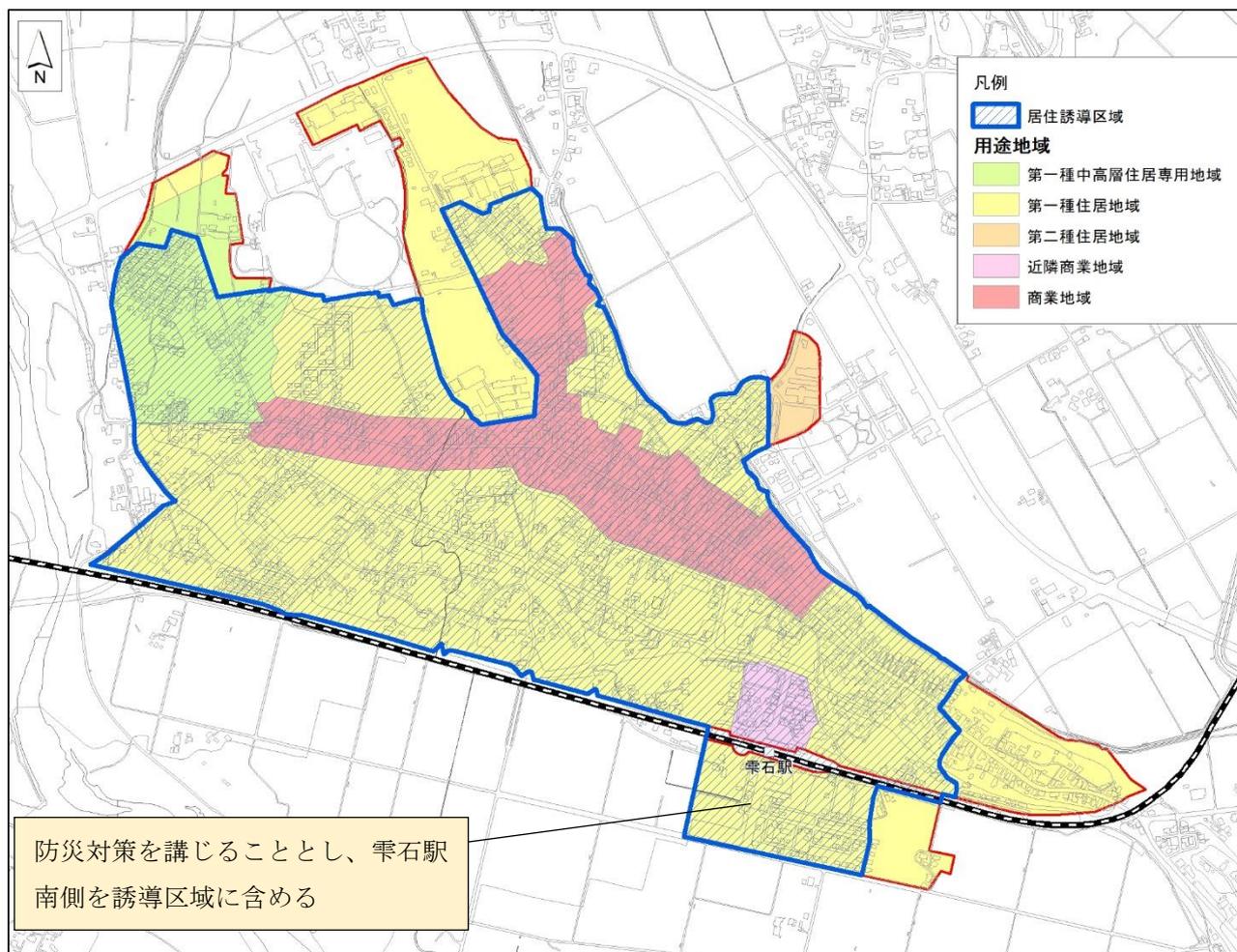


図 5-8 居住誘導区域

第6章 都市機能誘導区域の設定



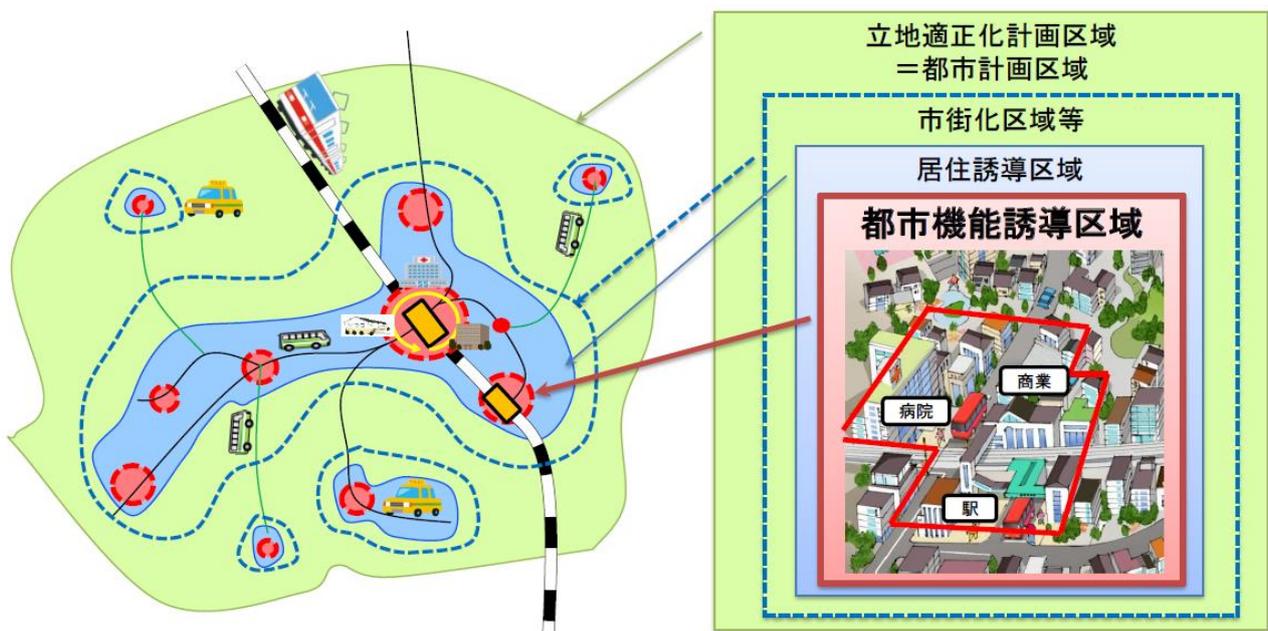
1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

1.1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業といった生活サービス施設等の立地を誘導する区域です。医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られ、郊外部を含めた地域生活圏の利便性が持続的に確保されます。

国土交通省の第11版都市計画運用指針では、都市機能誘導区域について以下の区域を設定することが考えられるとされています。

- ・都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。



出典：国土交通省

図 6-1 都市機能誘導区域のイメージ

1. 2 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業などの生活サービス施設の立地を図り、町全体が持続するために必要な拠点を形成するために設定する区域です。

都市機能誘導区域の位置は、商業・業務施設などの都市機能が充実しているエリアが想定されます。また、公共交通による周辺地域からのアクセスしやすい区域で、徒歩や自転車でも容易に移動できる範囲に定めることが想定されています。

【都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方】

- ・ 居住誘導区域内に設定
- ・ 都市の拠点となるべき区域
- ・ 商業業務等が集積する地域で、これらの都市機能が一定程度充足している区域
- ・ 周辺地域からの公共交通アクセスの利便性が高い区域

2. 都市機能誘導区域の設定

2.1 区域設定の流れ

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に定められるものであり、公共施設、生活サービス施設などの都市機能を都市の拠点に誘導し、集約させることにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるものです。

都市機能誘導区域の設定にあたり、区域設定の要件や留意点等は、次のとおり考えられます。

《区域設定等の考え方》

- 都市の拠点となるべき区域
 - ・業務、商業などが集積する地域
 - ・都市機能が一定程度充実している区域
 - ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域 など
- 徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲
- 医療・福祉・商業等の都市機能と合わせて、居住を誘導することが望ましい区域

上記の考え方を踏まえ、本町における都市機能誘導区域は、立地適正化計画で目指す将来の都市の骨格構造で位置づけた「中心拠点」に設定することとします。

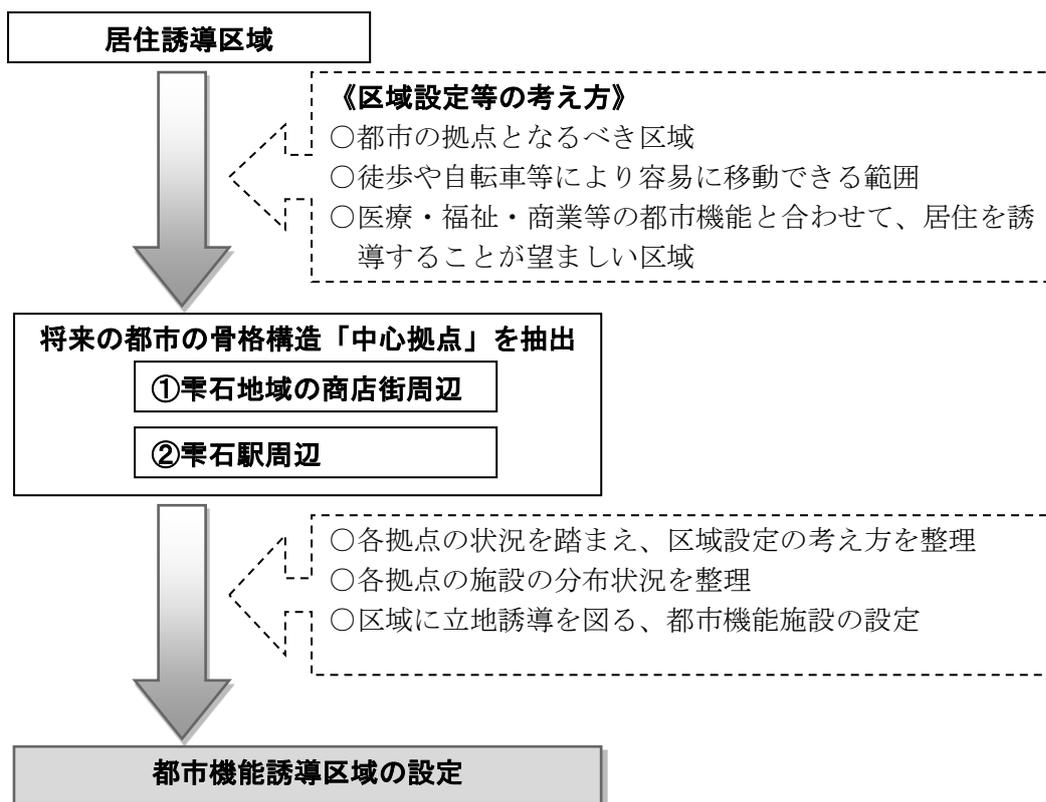


図 6-2 都市機能誘導区域の設定の流れ

2. 2 都市機能誘導区域の設定

(1) 雫石地域の商店街周辺の区域設定の考え方

将来の都市の骨格構造における「中心拠点」として位置づけた雫石地域の商店街周辺を都市機能誘導区域に設定します。

都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方は次のとおりとします。

【雫石地域の商店街周辺の区域設定の考え方】

- ・本町の商業の中心地であり、商業施設等が集積するよしゃれ通り商店街を含むエリアを設定する。
- ・高齢者が歩いて買物や活動ができるよう、商店街の一部を含むコンパクトにまとまりのあるエリアを設定する。
- ・商店街に隣接する雫石診療所・雫石町健康センターを含めた区域を設定する。

【誘導施設】

- 商業機能《スーパーマーケット、ドラッグストア、高齢者の生活に必要な店舗、高齢者が活動できる店舗など》
- 医療機能《診療所など》
- 介護・福祉機能《高齢者サロン、デイサービス施設など》

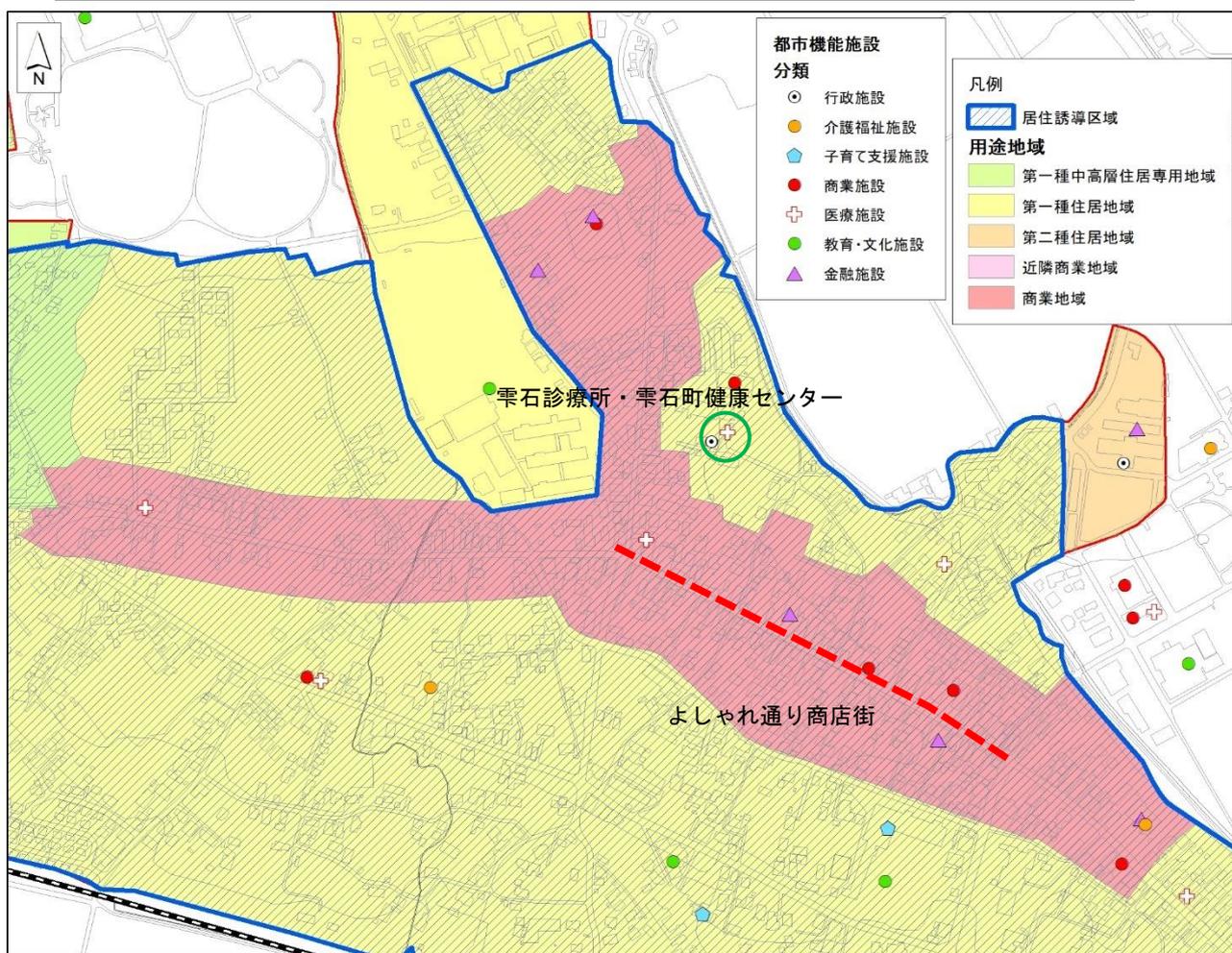


図 6-3 雫石地域の商店街周辺

(2) 雫石駅周辺の区域設定の考え方

将来の都市の骨格構造における「中心拠点」として位置づけた雫石駅周辺を都市機能誘導区域に設定します。

都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方は次のとおりとします。

【雫石駅周辺の区域設定の考え方】

- ・本町の商業の中心地である雫石駅を含むエリアを設定する。
- ・本町の公共交通網を勘案し、周辺地域からのアクセスがしやすく、移動しやすい雫石駅前エリアを区域に設定する。
- ・雫石駅利用者の利便性に配慮し、雫石駅北側の近隣商業地域を中心に雫石駅前よりおおむね 200m 圏域のエリアを設定する。

【誘導施設】

- 商業機能《列車等の時間待ち、送迎の際に利用できる店舗、観光振興施設など》
- 教育・文化機能《学習スペース・小規模な図書室等の学生向け施設、地域情報の発信施設など》

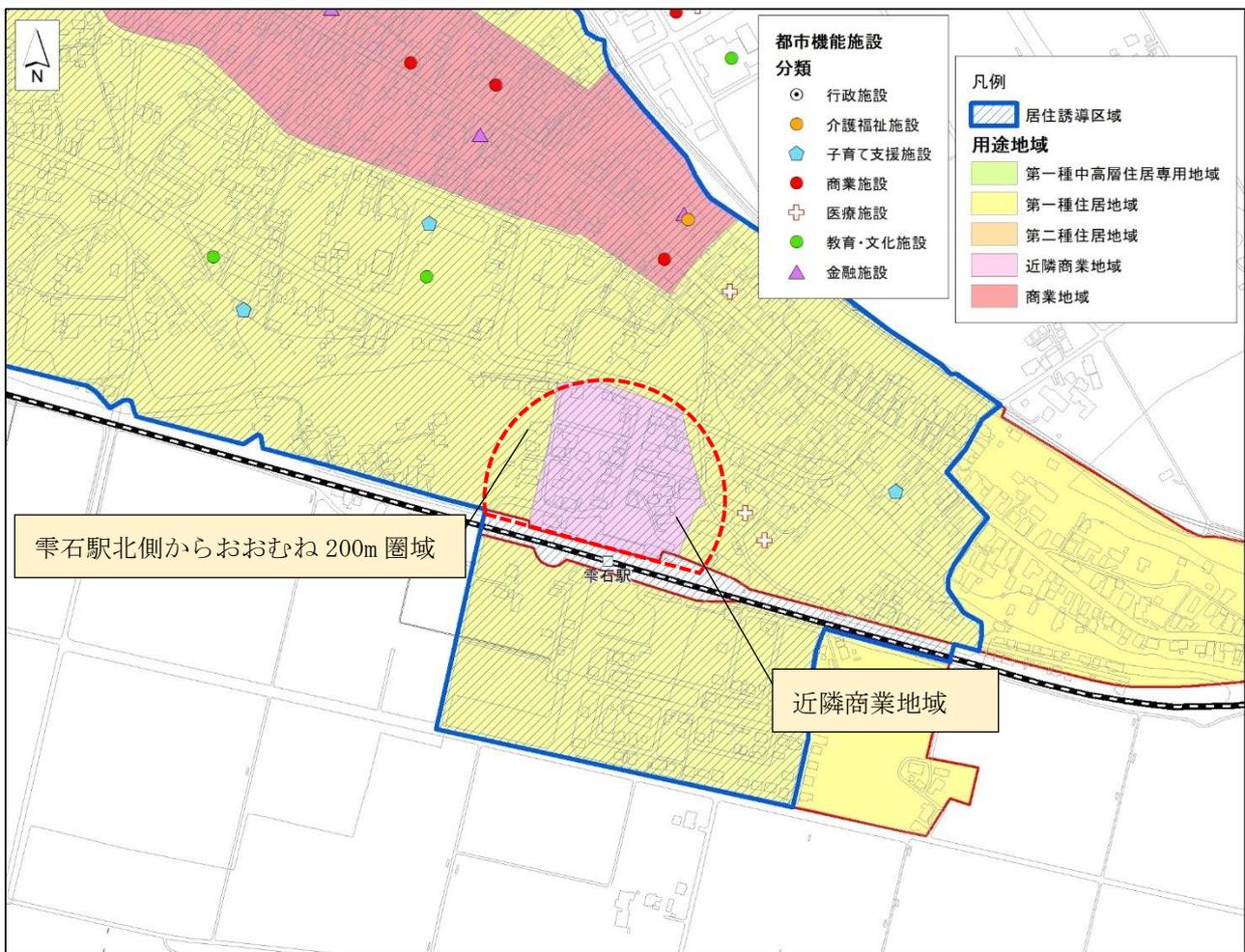


図 6-4 雫石駅周辺

(3) 都市機能誘導区域の設定

(1)～(2)の考え方を踏まえ、本町の都市機能誘導区域を設定します。

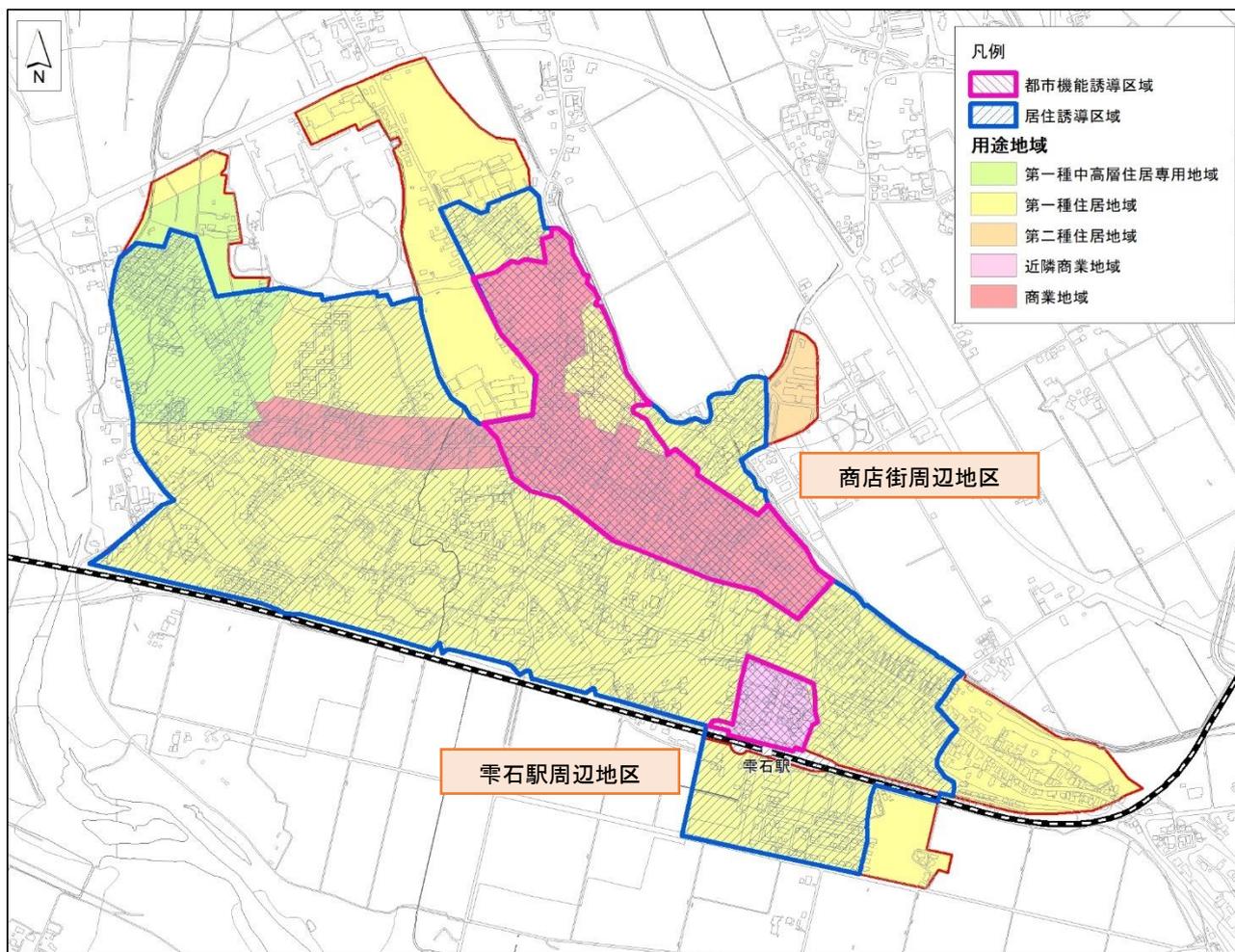


図 6-5 都市機能誘導区域

- ・ 居住誘導区域 : 127.5ha (80.2% 対用途地域面積)
 - ・ 都市機能誘導区域 : 25.2ha (15.9% 対用途地域面積)
- ※用途地域面積 : 158.9ha

3. 誘導施設

3. 1 誘導すべき機能（誘導施設）整備方針の検討

誘導施設とは、生活利便性の向上を図るために維持・誘導を目指していく施設のことであり、都市機能誘導区域に定めるものです。一般的には、行政、介護・福祉、子育て支援、商業、医療、金融、教育・文化といった機能を有する施設が考えられます。

<誘導施設の考え方>

都市機能誘導区域へ立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、誘導施設）は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設という観点から、

- ・病院・診療所の医療施設、デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する町役場等の行政施設などを定めることが考えられる。

出典：国土交通省都市計画運用指針

また、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局）」において、拠点類型ごとに想定される機能イメージを次のとおり示しており、これらを参照し、本町における誘導すべき都市機能を独自に設定します。

表 6-1 拠点類型ごとに想定される機能イメージ

機能分類	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護・福祉機能	■ 町全域の町民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター等
子育て機能	■ 町全域の町民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育園、こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積、ドラッグストア	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けられることができる機能 例. 診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、農協	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局、農協ATM
教育・文化機能	■ 町民全体を対象とした教育・文化サービスの拠点となる機能 例. 野菊ホール、図書館	■ 地域における教育・文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、公民館

出典：「立地適正化計画作成の手引き」を参考に作成

本町における誘導すべき機能（誘導施設）整備方針を次のとおりに設定します。

表 6-2 誘導施設の整備方針

機能分類	整備（誘導）の方針	誘導施設	都市機能誘導区域外に建築等の際、届出の対象となる施設
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町役場庁舎は、現在の機能を恒久的に維持していく。 ◆町民の利便性を考慮して、窓口業務の一部を他の集客施設と複合して設置することは可能である。 	（本計画における誘導施設に設定しない）	—
介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者や障害者等の生きがい、豊かな生活に寄与する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆医療や子育て施設などの関連する他機能との連携に配慮した立地とする。 	《行政主体》 ○地域包括支援センター ○福祉相談窓口 《民間施設を誘導》 ○デイサービス施設	福祉関連法に定める施設（利用定員40人以上）
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て世代を支援する機能を有する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆認定こども園などの同種機能との連携に配慮した立地とする。 	《行政主体》 ○児童館 《民間施設を誘導》 ○子育て支援施設 ○保育施設 ○一時預かり託児施設	保育所、児童館、託児施設など
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の生活利便性や来訪者へのサービス、本町内への雇用創出などに寄与する機能として立地を誘導する。 ◆町民の生活の中心となる生活拠点において、拠点の機能特性に見合った業種業態の施設を誘導する。 	《民間施設を誘導》 ○スーパーマーケット、ドラッグストア ○日常生活に必要な店舗 ○観光・来訪者向け店舗	大規模小売店舗（売り場面積1,000㎡以上）
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の健康維持等に必要な施設である零石診療所を誘導施設として維持する。 	《行政主体》 ○診療所	病院、診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の生活に必要なサービス機能であるが、地方銀行、農協などの金融機関が市街地内に立地し、市街地内をほぼカバーしていることから、現存する施設の維持に努めていく。 	（本計画における誘導施設に設定しない）	—
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆零石駅を利用する学生や来訪者等を対象とした文化的な機能を有する施設の立地を誘導する。 ◆町民の地域交流、スポーツ等の都市活動を支える施設を誘導する。 	《行政又は民間による施設運営》 ○観光・情報発信施設 ○交流センター・集会施設 ○スポーツ施設	図書館、集会施設

第7章 誘導施策



1. 居住誘導区域における講ずべき施策

居住誘導施策は、居住誘導区域への居住や住宅の立地が促進されるよう、身近な拠点への都市機能の維持・確保や交通利便性の向上などの誘導施策を行うものです。

誘導施設への利便性・アクセス性を確保しつつ、居住誘導及び町全域からのアクセスが可能となる各種施策・事業を計画的かつ段階的に展開していきます。

以下に、今後、想定される施策例を示します。

表 7-1 想定される施策例

	事業名
国の支援を受けて町が実施する施策	<ul style="list-style-type: none">・優良建築物等整備事業・住宅市街地総合整備事業・スマートウェルネス住宅等推進事業・空き家再生等推進事業・都市構造再編集集中支援事業 等
町が独自に講じる施策 (※)	<ul style="list-style-type: none">・定住支援窓口の設置・「住みたいまち」へのイメージアップと情報発信の強化・零石暮らしお試し居住体験の推進・空き家を利活用した定住の推進・定住希望者の住宅新築への支援・公営住宅施設の利用拡大・特定のニーズに対応した定住拠点の整備・生活環境の充実と利便性が高い交通手段の確保

※「零石町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン」における基本目標“誰もが住みやすいまちづくり”の具体的施策

2. 都市機能誘導区域への施設に立地を誘導するために町が講ずべき施策

都市機能誘導区域への施設の立地誘導は、誘導すべき機能（誘導施設）の整備方針を踏まえて、誘導すべき機能ごとに町が講ずべき施策・事業を展開していきます。

以下に、今後、想定される施策例を示します。

2. 1 介護・福祉機能

【支援施策・事業】

- 都市再生整備計画事業
- スマートウェルネス住宅等推進事業
- バリアフリー環境整備促進事業
- 都市構造再編集中支援事業

2. 2 子育て機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 都市再生整備計画事業
- 都市構造再編集中支援事業

2. 3 商業機能

【支援施策・事業】

- 新規商業者支援奨励金交付事業
- 地域資源を活用した観光振興事業
- 個性ある店づくりの促進
- 都市機能立地支援事業
- 都市構造再編集中支援事業

2. 4 医療機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 都市再生整備計画事業
- 医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
- 都市構造再編集中支援事業

2. 5 教育・文化機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 公共施設等の適正管理にかかわる地方債措置（公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等）
- 都市構造再編集中支援事業



第8章 公共交通にかかわる検討

本町の鉄道、バス路線を中心とする公共交通については、「雫石町地域公共交通計画」における公共交通ネットワークの考え方、施策との整合を図り、都市機能誘導区域、居住誘導区域、小さな拠点を結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。

(以下、「雫石町地域公共交通計画」より抜粋)

1. 地域公共交通の目指す将来像と実施する施策

1. 1 基本理念及び基本方針

上位計画及び整理した課題を踏まえ、これからは、町が運営しているあねっこバスだけでなく、鉄道や路線バス・タクシー等、限られた地域の公共交通資源の連携・相互補完によって移動手段の確保と暮らしの利便性を向上させること、町内外や観光客等との人的交流により魅力的で活気あるまちづくりや域内の経済循環につなげていくこと、地域内の公共交通機関の持続的な利用を図りながら情報提供を積極的に行い、住民にとって公共交通が身近で親しみやすい存在となるような取組を行っていくことが必要であるという結論に至りました。

これらに関する取組を進めた先に、本町の地域公共交通の目指す将来像として、次のとおり基本理念を設定します。

基本理念（地域公共交通の目指す将来像）

多様な場面で公共交通サービスが利用でき、人や地域が活発に交流し、暮らしやすく魅力的で活気あるまち

また、次に掲げる基本方針に基づき施策実施の方向性を定め、課題解決に向けた取組を実施するものとします。

基本理念を実現するための基本方針と施策実施の方向性

基本方針1 つくる

利便性が高く、持続可能な交通サービスを形成します

I 公共交通ネットワークの再構築と利便性の向上

II 公共交通を通じて人が集まる拠点の形成

基本方針2 つなぐ

公共交通機関同士の連携と、行政・事業者・住民の連携を構築します

I 公共交通機関同士の連携と機能の向上

II 協働による公共交通に関する活動の促進

基本方針3 いかす

利用者が必要な情報を入手しやすく、迷わず利用できる環境を整備します

I 公共交通に対する認知度の向上

II 公共交通に対する満足度の向上

1. 2 実施する施策及び検証指標

基本方針を踏まえ、課題解決に向けた施策及びその検証指標を以下に示すとともに、具体的な施策内容、取組主体及び年次ごとの取組スケジュールを一覧表により示します。

基本方針1
「つくる」

利便性が高く、持続可能な交通サービスを形成します

目標1-I 公共交通ネットワークの再構築と利便性の向上

【目指すこと】

- ・町民にとって、公共交通が移動手段の選択肢のひとつとなり、利用される環境を目指します。
- ・公共交通ネットワークの維持に努めるほか、再編や新たな地域公共交通システム導入の検討を行い、公共交通空白地域の解消に努めます。

【検証指標】

検証指標	現状 平成27(2015) 年度	目標値 令和6(2024) 年度	検証方法
都市計画区域内公共交通人口カバー率(鉄道・バス)	78.8%	90%	GISによるカバー圏の分析

【目標の考え方】

- ・現在の公共交通機関が存続し、さらに公共交通空白地域を解消することによって、町民誰もが公共交通を利用できる環境にあるということが出来ます。

施策1-I-1 効率性の高い公共交通ネットワークの再構築

【実施内容】

- ・公共交通ネットワークの再構築にあたっては、雫石町地域公共交通活性化協議会が交通事業者間の調整や町民の意見・要望の取りまとめ等の全体運営を行います。
- ・公共交通ネットワークの各路線の具体的な運行ルート・運行回数・運賃体系・ダイヤ・デマンド型交通の手法等は、雫石町地域公共交通活性化協議会分科会にて検討し、協議会にて決定します。
- ・公共交通ネットワークは、利用状況やその他の施策の取組状況に合わせて、随時見直しを実施します。

【公共交通機関別の実施イメージ】

【鉄道】 鉄道路線を大きく変更することは困難なため、他の交通手段との連携を考慮しつつ、現状維持以上を目指し、運行本数の増加やダイヤの調整の実現に向け、協議します。

【路線バス】 運行路線や本数の増加は難しいものの、現状維持以上を目指し、観光や通勤通学の利用時間帯に合わせたバスの運行や、鉄道・バス間の乗り継ぎに合わせたダイヤ調整、運行路線や停留所について協議します。

【あねっこバス】 現状のシステム（車両や運行等）を活用しながら、路線やダイヤ・運行方法の見直しを行い、利便性の向上や収支改善を図ります。

【タクシー】 現状の役割を引き継ぎ、移動先等の制限がない自由度の高い移動を担います。

【スクールバス】 現状のシステム（車両や運行等）を活用しながら、一般利用者との混乗の可能

性など、利便性の向上や公費負担のあり方について検討します。

[その他の移動サービス] 現状の役割を引き継ぎ、特定の利用者の移動を担います。利用者が多く事業化が見込めるものは、公共交通との切り替えを検討協議します。

【役割分担】

[実施主体] 町・事業者：利用実態調査、あねっこバスの見直し、ダイヤ調整、路線維持

[支援・協力] 住民：公共交通の利用

施策1-I-2 新たな公共交通サービス導入の検討

【実施内容】

・新たなサービスの導入については、交通事業者間の調整や町民の意見・要望の取りまとめ等結果を踏まえ、雫石町地域公共交通活性化協議会及び分科会において検討を行います。

【役割分担】

[実施主体] 町：協議会及び分科会の開催及び事務、住民：新サービスの意見や要望

[支援・協力] 事業者：運行への協力

目標1-II 公共交通を通じて人が集まる拠点の形成

【目指すこと】

- ・地域の生活サービス機能が集約している場所を主な交通結節点に位置づけ、人が集まるような結節点づくりを行います。
- ・利用者の多いバス停などに上屋や待合室を整備するなどして、公共交通機関を快適に利用できるような待合環境を構築します。上屋や待合室の整備に至らない場合でも、ベンチ等の設置により、待ち時間が苦にならないようにします。
- ・簡易型バスロケーションシステム（※）等の導入を検討し、待ち時間が手軽に分かるようにします。

※簡易型バスロケーションシステム：スマートフォン等で路線バスの時刻表や経路、位置情報を検索・閲覧することができるシステムのこと。

【検証指標】

検証指標	現状 令和2(2020) 年度	目標値 令和6(2024) 年度	検証方法
主要停留所の上屋等整備数(バス)	3か所	7か所	バス停の環境確認により検証

【目標の考え方】

- ・停留所に上屋やベンチ等が多く整備されていることにより、待合環境が向上し、人が集まりやすい環境ができているということができます。

施策1-II-1 各地域の「小さな拠点」の形成と、人が集まる交通結節点づくり

【実施内容】

- ・特色ある地域づくりと連動し、各地域の交通に関する課題解決に向けた話し合いの場づくりと仕組みづくりを行います。
- ・御所、御明神、西山地域の各中心部など、生活サービス機能が集約している場所を主な交通結

節点に位置づけ、各種公共交通機関に関する情報提供や交通機関間の乗り継ぎ、待合環境の整備を行います。

- ・利用者が多い主要停留所の待合環境の整備を行います。

【役割分担】

[実施主体] 町：地域での公共交通を話し合う場の提供、公共交通実践活動チームの検討、停留所の実態調査

[支援・協力] 事業者・住民：停留所の維持管理、話し合いの場や実践活動チームへの参加

基本方針2

公共交通機関同士の連携と、行政・事業者・住民の連携を構築します

「つなぐ」

目標2-I 公共交通機関同士の連携と機能の向上

【目指すこと】

- ・鉄道、路線バス、あねっこバスの乗り継ぎ可能便数の増加と時間の短縮を図り、交通機関間の利便性を向上させます。
- ・雫石地域は、雫石駅を交通結節拠点として各地域が連絡しすべての町民が利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・御所、御明神及び西山地域は、各地域拠点のコミュニティを維持し、生活に必要な各種機能やサービスの確保に取組む「小さな拠点」づくりに合わせ、結節点及び地域内を効率的に連絡するネットワークの形成を図ります。

【検証指標】

検証指標	現状 令和2 (2020)年度	目標値 令和6 (2024)年度	検証方法
電車とあねっこバスの30分以内接続率	59.8%	75%	時刻表の確認による検証

【目標の考え方】

- ・雫石駅をはじめとする交通結節拠点及び結節点での待ち時間が短縮することにより、時間の使い方がより効率的になり、乗り継ぎの利便性が高まったということが出来ます。

施策2-I-1 雫石駅の交通結節拠点に関する機能強化

【実施内容】

- ・駅待合空間での、運行情報や電車・バスの到着情報の提供を検討します。
- ・雫石駅の構内や町のホームページ等で、各種公共交通機関に関する情報や乗り継ぎの案内等の掲示を行います。

【役割分担】

[実施主体] 町：乗り継ぎ情報の集約、情報の提供

[支援・協力] 事業者：ダイヤ情報（電子データ）の提供、乗り継ぎ情報の掲示

施策2-I-2 各公共交通機関間の乗り継ぎ負担の軽減

【実施内容】

- ・乗り継ぎの実態を把握するとともに、通勤通学、買物、通院のほか、観光等利用ニーズが高まる時間帯において、各公共交通機関間の乗り継ぎのしやすさ向上に配慮したダイヤ調整を行います。
- ・公共交通機関間の乗り継ぎ時間や待ち時間が把握できるような、携帯電話やスマートフォンを用いた簡易バスロケーションシステム等の導入を検討します。

【役割分担】

[実施主体] 町・事業者：利用実態調査に合わせた乗り継ぎの見直しの検討、簡易バスロケーションシステムの検討

[支援・協力] 住民：利用実態調査への協力

目標2-II 協働による公共交通に関する活動の促進

【目指すこと】

- ・公共交通を今後も維持し、より使いやすくするために、住民自身が利用促進に向けて考えるきっかけをつくります。
- ・公共交通の利用者に対し、受け身でなく積極的に公共交通を通じたまちづくりに参画できるようにするとともに、普段公共交通を利用しない町民に対しても、みんなで公共交通を支えるという意識の醸成を図ります。
- ・普段の移動についてあり方を振り返り、行政・事業者・住民との相互理解や協働の環境をつくります。

【検証指標】

検証指標	現状 令和2(2020) 年度	目標値 令和6(2024) 年度	検証方法
MM(モビリティ・マネジメント)の実施	実施なし	実施実績あり	町の事務事業評価

※モビリティ・マネジメント:過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車等を「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした一連の取組のこと。

【目標の考え方】

- ・現在事業は行われておりませんが、事業の実施によって住民参加が高まることによって関心上がり、行政・事業者との強いつながりをもつことにつながります。

施策2-II-1 MM(モビリティ・マネジメント)導入による公共交通活用・利用促進策の実施

【実施内容】

- ・ターゲットを明確にした上で、次のようなモビリティ・マネジメントを実施します。
《普段公共交通を利用しない町民》公共交通への意識醸成のためのワークショップ開催
《運転免許の返納を検討する町民》公共交通を利用した外出を促すコミュニティ活動の支援

- 《町に転入した町民》公共交通マップの配布や自家用車の適切な利用を促す情報提供
- 《町に立地する事業者》エコ通勤の推進や公共交通での通勤の抵抗感軽減への取組
- ・交通事業者と連携し、公共交通に関する体験教室や学習会等のイベントを実施します。
 - ・利用促進につながる企画切符や乗車券等の販売について、交通事業者との協議を行いながら検討します。

【役割分担】

- [実施主体] 町・住民：運転免許保有状況の調査、公共交通に関するイベントやワークショップの開催、運転免許返納、公共交通の利用
- [支援・協力] 事業者：公共交通に関するイベントやワークショップへの協力・参加

施策2-II-2 公共交通の利用者確保・増加につながる住民協働のまちづくり支援

【実施内容】

- ・特色ある地域づくりと連動し、各地域における話し合いの場で公共交通に関する話題が挙がるよう、情報の提供を行います。
- ・あねっこバスについては、利用状況や運行に関する基準を設定し、利用者が多い場合は更なる利便性の向上の検討、利用者が少ない場合は減便や廃止等による見直しを実施します。

【役割分担】

- [実施主体] 町・住民：公共交通に関する意見交換の開催、公共交通に関するワークショップの開催、公共交通の利用
- [支援・協力] 事業者：公共交通に関する意見交換への参加

施策2-II-3 学校・企業等関係機関との連携と協働

【実施内容】

- ・学校との連携では、スクールバスの運行をはじめ、公共交通が地域の暮らしに大きく関わっていることを授業で取り上げる等、子どもの時から公共交通に対する関心を持つような取組を進めます。
- ・企業との連携では、公共交通を利用した通勤の促進に加え、様々な分野から公共交通や地域社会に協力・貢献できる取組を推進します。
- ・商業施設との連携では、商業施設への公共交通乗り入れや、公共交通利用時の優遇策を検討します。

【役割分担】

- [実施主体] 町・住民：公共交通に関する授業の実施と参加、ノーマイカーデー等の公共交通利用促進策の実施と参加
- [支援・協力] 事業者：商業施設との連携への協力

基本方針3 利用者が必要な情報を入手しやすく、迷わず利用できる環境を整備します
「いかす」 す

目標3-I 公共交通に関する認知度の向上

【目指すこと】

- ・町が運営しているあねっこバスをはじめとする各種公共交通機関の情報を積極的に提供し、その必要性を認識するとともに理解・関心をもつ町民が増えるよう働きかけます。

【検証指標】

検証指標	現状 令和元(2019) 年度	目標値 令和6(2024) 年度	検証方法
町の公共交通に対する認知度 (意識調査で満足度が「わからない」と 答える人の割合)	25.3% (約4人中1人)	16.7% (約6人中1人)	町民意識調査 による検証

【目標の考え方】

- ・意識調査によって、あねっこバスをはじめとする町の公共交通機関の認知度が上がったことにより、意識が高まったということが出来ます。

施策3-I-1 公共交通に関する情報の周知と提供

【実施内容】

- ・交通事業者ごとで作成公表している時刻表等の情報について、総合的に取りまとめた上で資料化し、ホームページなどの媒体を活用し提供します。
- ・各公共交通機関の利用者数、町が運営する公共交通に関する支出額等、公共交通について考えるための基礎情報についても、取りまとめの上、広く公表します。
- ・公共交通に関する意見交換会を開催します。

【役割分担】

[実施主体] 町・住民：公費負担の状況の説明、公費負担について考える、公共交通に関する意見交換の開催と参加

[支援・協力] 事業者：公共交通に関する意見交換への参加（町内企業含む）

目標3-II 公共交通に対する満足度の向上

【目指すこと】

- ・公共交通利用者のニーズに対応した移動サービスを提供し、公共交通の利用を継続していける環境の構築に努めます。
- ・普段公共交通機関を利用しない町民に対しても、公共交通機関があることで、いざという時の利便性や安心感を与えられるよう努めます。

【検証指標】

検証指標	現状 令和元(2019) 年度	目標値 令和6(2024) 年度	検証方法
公共交通に対する満足度 (意識調査で満足度が「満足」「やや満足」と答える人の割合)	25.7%	40%(※)	町民意識調査による検証

※目標値は「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」KPIIに同じ

【目標の考え方】

- ・意識調査において、満足度が上がることによって、町民のニーズに対応した公共交通サービスが提供できているということが出来ます。

施策3-II-1 わかりやすく使いやすい公共交通サービスの提供

【実施内容】

- ・各公共交通機関の利用方法などの情報について、総合的に取りまとめた上で資料化し、ホームページ等の媒体を活用し提供します。
- ・公共交通のキャッシュレス決済を含むICTの活用について、利用者のニーズ調査、交通事業者との意見交換を実施の上、検討を行います。
- ・結節点及び停留所の待合環境の整備を行います。

【役割分担】

[実施主体] 町・事業者：時刻表などの情報（電子データ）の提供、キャッシュレス決済導入の検討

[支援・協力] 住民：キャッシュレス決済への対応

出典：雫石町地域公共交通計画



【あねっこバス】

第9章 実現化方策及び評価・見直し等の方針



1. 実現化方策の検討

1. 1 法に基づく届出制度

(1) 居住誘導区域外で行う建築等の行為

居住誘導区域外の区域では、都市再生特別措置法（第88条）に基づく届出制度の導入について検討し、住宅開発等にかかわる動きを把握します。町は届出に対して支障がある場合には必要な勧告を行うことができ、あっせん等の措置を講じるよう努めることとします。

【届出の対象とする行為】

◆開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定められたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）

◆建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定められたものを新築しようとする場合
- ③ 建築物を改装し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

(例1) **届出必要**

3戸以上の開発行為



(例2) **届出必要**

1,300㎡

1戸の開発行為



建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改装し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(例1) **届出必要**

3戸以上の建築行為



(例2) **届出不要**

1戸の建築行為



【届出の時期】

- 開発行為等に着手する30日前までに届出を行う。

【届出に対する対応】

- 居住誘導区域内への居住の誘導の妨げとはならないと判断した場合
 - ・届出をした者に対して、必要な場合には当該区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことが考えられる。
 - 居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合
 - ・開発行為等の規模を縮小するよう調整
 - ・当該開発区域が含まれる居住誘導区域外のうち、別の区域において行うよう調整
 - ・居住誘導区域内において行うように調整
 - ・開発行為等自体を中止するよう調整 など
- ⇒不調となった場合

- ・居住誘導区域から離れた地域で住宅開発を行おうとする場合など、勧告基準を設けて勧告を行う。
- ・必要な場合には、居住誘導区域内の土地の取得についてあっせん等を行うよう努めなければならない。

(2) 都市機能誘導区域外で行う建築等の行為

都市機能誘導区域外の区域では、都市再生特別措置法（第108条）に基づく届出制度の導入について検討し、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握します。町は届出に対して支障がある場合には必要な勧告を行うことができ、あっせん等の措置を講じるよう努めることとします。

【届出の対象とする行為】

◆開発行為

○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

※都市機能誘導区域外において建築等の際に届出義務が生じるか否かを明確にするため、立地適正化計画において誘導施設を定める場合には、対象となる施設の詳細（規模、種類等）についても定めることが望ましい。

例) ・介護・福祉機能：福祉関連法に定める施設（利用定員40人以上）

- ・子育て支援機能：保育所、児童館、託児施設 など
- ・商業機能：大規模小売店舗（売り場面積1,000㎡以上）
- ・医療機能：病院、診療所
- ・教育・文化機能：図書館、集会施設

◆開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

【届出の時期】

○開発行為等に着手する30日前までに届出を行う。

【届出に対する対応】

○居住誘導区域内への居住の誘導の妨げとはならないと判断した場合

- ・届出をした者に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行うことが考えられる。

○居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合

- ・開発行為等の規模を縮小するよう調整
- ・都市機能誘導区域内の公有地や未利用地において行うよう調整
- ・開発行為等自体を中止するよう調整 など

⇒不調となった場合

- ・勧告基準を設けて勧告を行う。
- ・必要な場合には、都市機能誘導区域内の公有地の提供や土地の取得についてあっせん等を行うよう努めなければならない。

(3) 都市機能誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域に立地する誘導施設を休廃止しようとする場合には、都市再生特別措置法（第108条の2）に基づく届出制度の導入について検討し、必要な措置を講じるよう努めることとします。

【届出の対象とする行為】

○誘導施設の休止または廃止しようとする場合

【届出の時期】

○休廃止の30日前までに届出を行う。

【届出に対する対応】

○新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合

・届出をした者に対して、建築物の存置 等の助言・勧告を行う。

例) 《助言》休止または廃止しようとする施設への入居候補者の紹介

《勧告》新たな誘導施設の入居先として活用するため、建築物の取り壊しの中止を要請

1. 2 都市計画制度の活用

都市における土地利用コントロールを適切なものとするために、引き続き都市計画制度の適正な運用を図り、無秩序な市街地の拡散を抑制します。

都市機能誘導施設の立地を誘導するために、必要に応じて、地区計画等の都市計画制度を活用し、コンパクトなまちづくりの維持と推進を図ります。

1. 3 都市再生協議会の設置

立地適正化計画の策定及び実施にあたっては、町や民間事業者、住民代表などの地域の関係者が議論を交わすとともに、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが重要です。

実効性を持った計画の作成及び見直し、計画の進捗管理や評価・検証などを行う連絡調整の場として、都市再生協議会を設置しています。

1. 4 庁内における推進体制の確立

本計画に位置づけられる施策・事業は、都市計画はもとより産業、農業、医療・福祉、教育・文化、観光、防災、公共交通などの各分野と連携し、関係部局が横断的に連携して施策に取り組んでいくことが重要です。

庁内の分野横断的な連携体制を確立し、関係部局間の相互連携、情報共有を図っていくものとします。

2. 目標値の設定

本計画の進捗と達成状況を評価・管理するため、計画の目標値を以下のように設定します。

指標については、都市機能や居住環境の維持・向上を図る観点から、居住誘導区域内の人口を設定します。

表 9-1 計画の目標値

目標指標	基準値		目標値 (令和20(2038)年)
①居住誘導区域内の人口	●人口 (現況H27(2015)年) 約2,900人 (令和22(2040)年推計) 約2,000人	➡	(2割減程度の人口減少に抑える) ●人口 2,320人以上
②公共交通の人口カバー率	●都市計画区域内公共交通人口カバー率 約78.8%(H27(2015)年)	➡	●90%以上

「①居住誘導区域内の人口」については、全国的な人口減少の中で、今後の人口増を見込むことは困難としても、様々な対策により、可能な限り人口減少の速度を緩やかなものとして設定します。

令和22(2040)年の人口は約2,000人と推計されていますが、「雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(第1次改訂)」における人口の将来展望の考え方を踏まえ、“目標年次までに2割減程度の人口減少に抑える”ことを目標値として設定します。

$$(現況H27(2015)年) 約2,900人 - (約2,900人 \times 20\%) = 2,320人$$

「②公共交通の人口カバー率」については、「雫石町地域公共交通計画」における令和6年の目標値を踏まえ、令和22(2040)年の目標値を設定しています。

3. 期待される効果

本町では、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定、誘導施設の設定を行い、様々な誘導施策を講じることで、前述の目標値の達成を目指します。

これにより、郊外の開発が抑制され、中心市街地にみられる空き家や空き店舗が減少し、居住誘導区域内への居住の促進とともに公共交通が利用しやすい環境が維持されることにより、町民が住み慣れた地域で快適に暮らし続けることができる都市となります。

表 9-2 期待される効果

目標指標	期待される効果
①居住誘導区域内の人口増加	<ul style="list-style-type: none">・中心拠点の居住人口の増加により、一定の人口密度が維持される・空き家、空き店舗の利活用による空き家、空き店舗が減少
②公共交通の人口カバー率の増加	<ul style="list-style-type: none">・公共交通や徒歩による外出機会の増加・環境負荷の低減



【よしゃれ通りで行われている元祖！しずくいし軽トラ様子】

4. 計画の評価・見直し

立地適正化計画は、まちづくりに関する上位関連計画等の見直しとの整合を図りつつ、おおむね5年ごとに本計画に定められた施策・事業の実施状況及び目標値の達成状況を検証するとともに、検証結果に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行っていくものとします。また、必要に応じて都市再生協議会等の外部委員会による評価・検証も行うこととします。

具体的には、PDCAサイクルの考え方にに基づき、適切な進行管理を行いつつ、目標値の達成を目指していくものです。

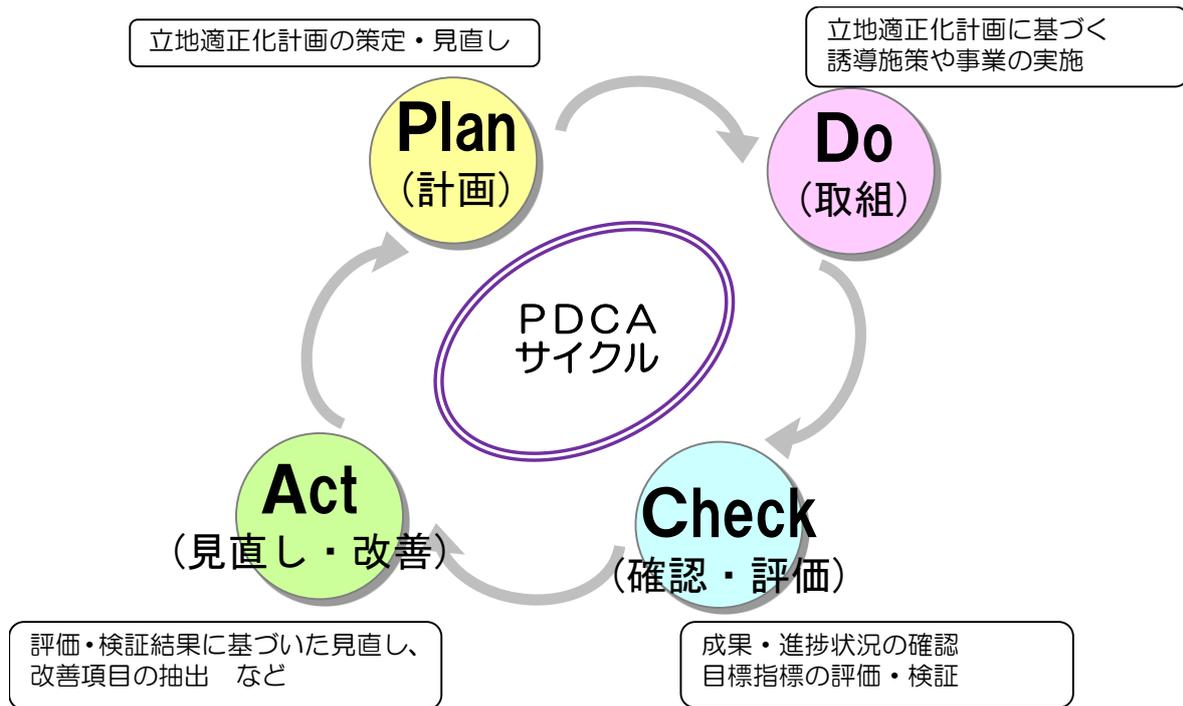


図 9-1 PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

雫石町立地適正化計画

発行年月 令和3年12月

発行 雫石町 地域整備課

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

